

三春城下 中町

川又家文書 目録

第1集

三春町歴史民俗資料館

福島大学 人間発達文化学類 日本史学研究室

例言

- 1, 本書は、陸奥国（磐城国）田村郡三春城下町（現、福島県田村郡三春町の中心市街地）を構成する6町の1つ、中町に居を構える川又家に伝来した文書群（以下、川又家文書）の目録である。同文書群は、2015年に三春町歴史民俗資料館に寄託され、現在は同館が保管している。
- 2, 川又家文書は、保管されていたまとまり（以下、単位）が、20単位確認されている。本書はこのうち6単位分の目録を、第1集として刊行するものである。残る14単位については、今後整理作業が終わり次第、随時刊行していく予定である。
- 3, 本書の目録は、保管されていた秩序に基づいて付した史料番号の順に並べてある。史料をその内容等によって分類する、いわゆる目録編成作業は行っていない。
- 4, 本書の編集は、小松賢司（福島大学人間発達文化学類准教授）が行った。また編集の過程で、平田禎文氏（三春町歴史民俗資料館長）の助言・協力を得た。
- 5, 本書は、科学研究費補助金 若手研究B（課題番号16K16899）「福島県中通り・浜通り地方を対象とした近世地域史研究とその基盤整備」（研究代表者：小松賢司）による研究成果の一部である。

目次

例言

目次

目録凡例

目録

単位 1	・ ・ ・ ・ ・	1
単位 2	・ ・ ・ ・ ・	1 9
単位 3	・ ・ ・ ・ ・	2 3
単位 4	・ ・ ・ ・ ・	3 4
単位 A	・ ・ ・ ・ ・	4 5
単位 J	・ ・ ・ ・ ・	5 8

解題

一 三春中町川又家について	・ ・ ・ ・ ・	6 0
二 川又家文書について	・ ・ ・ ・ ・	7 5
川又家文書に含まれる三春町宗門人別帳一覧	・ ・ ・ ・	7 8
文書群整理作業の協力者	・ ・ ・ ・ ・	8 4

史料翻刻

『川又家督記』（川又家文書 A-1）	・ ・ ・ ・ ・	巻末
--------------------	-----------	----

目録 凡例

例言にも記した通り、本書の目録は、史料が保管されていた時点の秩序に基づいて付した史料番号の順に並べてある。

【史料番号欄】

数点の史料が包紙や括り紐などでまとめられていた場合、まとまり全体に親番号を与え、包紙や括り紐などを子番号の0〔ゼロ〕とし、まとめられていた史料1点ごとに子番号を付すことで、元の秩序が復元できるようにしてある。子番号の内にさらにまとまりが含まれる場合には、孫番号以下を付して同様に記した。

但し、近年になって括られたと見られるビニル紐によるまとまりについては、ビニル紐を子番号0として保存することはせず、備考欄に注記するに留めた。

【表題欄】

原則として原表題を採用し、原表題のみでは内容の判別がし難い史料については、（ ）にて内容を記した。また原表題を取ることのできない史料については、「 」にて書出しの数字を記した。

史料の形態・形状を表題とする場合は〔 〕にて記した。（例、包紙、括り紐、書簡）

包紙や封筒に入った史料については、表題欄に〔包紙入〕〔封筒入〕などと記したうえで、内に入っている史料の原表題を採用し、包紙・封筒等の上書は備考欄に記入した。

【年代欄】

原則として史料に記載された年月日を採用し、内容から年代が判明する場合は（ ）にてその年代を記入した。

【作成→宛先欄】

原則として矢印の手前に作成者、矢印の後に宛先を記した。但し、作成者しか判明しない史料については、矢印を省略した。

作成者の捺印のあるものには㊟を記入したが、史料の形態によっては省略した。

（単位Aについては、諸事情により㊟の記入を省略した）

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化8年5月		堅冊	1	
1	2	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政5年5月		堅冊	1	(一部欠損)
1	3	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文化14年5月		堅冊	1	
1	4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化5年5月		堅冊	1	
1	5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化5年5月		堅冊	1	
1	6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文化5年5月		堅冊	1	
1	7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政3年5月		堅冊	1	
1	8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	寛政5年5月		堅冊	1	
1	9	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化14年5月		堅冊	1	
1	10	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化5年5月		堅冊	1	
1	11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化5年5月		堅冊	1	
1	12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	寛政5年5月		堅冊	1	
1	13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	寛政5年5月		堅冊	1	
1	14	[合冊] 人別貫割取立帳 (文化11・13・14年分計3冊合冊)	文化11年4月		堅冊	1	
1	15	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文化8年5月		堅冊	1	
1	16	京都本願寺御代僧一件帳	嘉永5年閏2月		堅冊	1	
1	17	「文化八未年…」 (文化8～9年御用留)	文化8年		堅冊	1	
1	18	寛政九年巳正月 川又以雪扣 (塩御運上願など提出書類留帳)	寛政9年		堅冊	1	
1	19	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷出候御改帳	文化14年5月		堅冊	1	
1	20	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷出候御改帳	文政3年5月		堅冊	1	
1	21	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政3年5月		堅冊	1	
1	22	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文政3年5月		堅冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	23	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文化8年5月		竖冊	1	(虫損)
1	24	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化14年5月		竖冊	1	
1	25	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政3年5月		竖冊	1	
1	26	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	
1	27	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	
1	28	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文化14年5月		竖冊	1	(後欠)
1	29	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	寛政5年5月		竖冊	1	
1	30	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	寛政5年5月		竖冊	1	
1	31	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文化5年5月		竖冊	1	
1	32	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化11年5月		竖冊	1	
1	33	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	享和2年5月		竖冊	1	
1	34	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	
1	35	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	
1	36	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	
1	37	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷出候御改帳	文化8年5月		竖冊	1	
1	38	町役所使番帳	文化12年11月	月番 川又孫左衛門	竖冊	1	文化13年8月まで
1	39	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	
1	40	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文化14年5月		竖冊	1	
1	41	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政3年5月		竖冊	1	
1	42	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政3年5月		竖冊	1	
1	43	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	
1	44	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	
1	45	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文化5年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	46	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	寛政5年5月		竖冊	1	(虫損)
1	47	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	48	戌年人別之目録写	戌年		竖冊	1	
1	49	町役所使番帳	文化4年4月	月番 舟田五郎治郎	竖冊	1	文化4年の1年分
1	50	使番帳	未年8月	筆者 舟田兵之助	竖冊	1	翌年7月まで
1	51	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文化8年5月		竖冊	1	
1	52	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文政2年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	53	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文政3年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	54	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文化14年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	55	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	56	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	57	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化11年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	58	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	59	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文化11年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	60	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文化10年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	61	[袋入] 浪人宗門帳	寛政5年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
1	62	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文化11年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
1	63	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	寛政5年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	64	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化14年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	65	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	66	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文政3年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
1	67	[袋入] 浪人宗門帳	享和2年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
1	68	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	69	〔袋入〕穢多頼人宗旨御改帳	文化14年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多頼人宗旨御改帳」
1	70	〔袋入〕穢多頼人宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多頼人宗旨御改帳」
1	71	〔袋入〕穢多頼人宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多頼人宗旨御改帳」／ 〔袋裏書〕「役所扣」
1	72	〔袋入〕穢多頼人宗旨御改帳	文化11年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多頼人宗旨御改帳」
1	73-0	〔括り紐〕			ひも	1	〔付箋〕「参州山中八幡宮御免勅化 初尾請取書」
1	73-1	覚（城下村々寺院からの初尾請取）	文化10年8月11日	参州山中八幡社役人笠原勝右衛門 重好、他1人（花押）→ 三春 町御役人衆中	状	1	
1	73-2	一札之事（勅化帳を持参しなかったため押印 できなかったが相違なく初尾頂戴の旨の一 札）	文化10年8月11日	三州山中神役人笠原勝右衛門重 好、他1人（花押）→ 三春町 御役人衆中	状	1	
1	74	町候断年寄共へ可被申渡覚	正徳4年2月		状	1	
1	75	「近年村々へ…」（虚無僧修行体にて百姓共 へねだりがまじき儀につき取締りの全国触）	安永3年正月		状	1	「安永三年二月六日御触之事」
1	76	〔絵図〕類焼以前之絵図（屋敷平面図）			鋪	1	
1	77-0	〔括り紐〕			ひも	1	
1	77-1	〔紙札〕「宝暦六年御用ニ付…」			状	1	
1	77-2	〔書簡〕「尚々嫡子共…」（火消組のことに つき問合せへの回答）	12月15日	平二兵衛 → 孫左衛門様	状	1	
1	77-3	〔書簡〕「今朝者…」（火消組のことにつ き問合せへの回答）	11月	平二兵衛 → 孫左衛門様	状	2	（別紙1通巻込：「元禄十丑年役 人」の書上）
1	77-4	「先達而申付候通…」（他所酒商売ならびに にぎり酒造り禁止の触）	亥年8月		状	1	
1	77-5	乍恐以口上書御訴訟申上候事（火消組は親子 の一人のみにて御用捨の旨願書）	丑年8月21日（元禄 10）	武田弥五右衛門・川俣八郎兵衛・ 菅野喜兵衛・舟田八左衛門⑩ → 御奉行所様	状	1	〔付札〕「元禄十丑年八月九日火伏 組被仰付候砌之書付」
1	78	武家諸法度（宝暦11年2月21日）	宝暦11年6月	月番⑩ → 長左衛門・外80名⑩	状	1	惣町人の請印連印あり（継ぎ剥離）
1	79-0	〔括り紐〕			ひも	1	
1	79-1	伊達安芸守訴状之写（伊達騒動（寛文事件） 関係、伊達宗重が幕府に提出した上訴文写、 幕府より宗重の上訴文を日本一忠義の士とし て顕彰のため諸大名に配布の相談ある旨）	4月7日	土屋但馬内曾我市良左衛門 → 安芸殿家来日野善左衛門様	状	1	上訴文は寛文10年12月に提出

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	79-2	仕切状之事（嶋・上細並など反物）			状	1	
1	79-3	〔書簡〕「角兵衛殿ニ…」（嶋下地買物の件）	9月16日（近世初期）	糟谷与太夫（花押） → 河又彦四郎様	状	1	
1	79-4	「一、早川彦平次脇之公儀地…」（早川彦平次脇の公儀地御用につき聖護院の御使僧の駕籠かき人足のこと、拝領地の売買禁止など城下町の屋敷地につき心得の通達）	亥年7月4日	町奉行 → 月番検断所	状	1	捺印なし
1	79-5-0	〔包紙〕			包紙	1	反古紙転用／〔裏面〕寛文4年8月27日「指上申一札之事」たるや作兵衛より川俣彦四郎宛て、関東へ登るため5両1分借用
1	79-5-1	〔紙札〕「いのとし夢相…」（夢相の句および丑9月13日より御酒屋被仰付につき佐次右衛門殿と御相談にて御開可被下候）			状	1	
1	79-5-2	夢想之連歌（夢想の脇句）	延宝2年9月吉日	北野宮能喜	状	1	（鳥の羽を巻込み）
1	79-5-3	「一、御夢想之様子ハ…」（当年より立身すれば酒もよく出来繁昌するとの夢想の解説）	延宝2年9月吉日	北野宮能喜	状	1	
1	79-6	覚（商売米は新町のみで売買・俵懸する旨定め、新町よりは新金10両運上として差出）	享保4年10月5日	→ 町郷中之者共	状	1	〔端裏書〕「留ル」
1	79-7	繰綿仕切状之事	寛文2年4月3日	川俣彦四郎 → 大久保清八殿	状	1	捺印なし
1	79-8	乍恐以書物申上候（領分根本村理平次が下館・間々田5人木綿商人へ代金未払のため、木綿商人らが三春町に滞在迷惑につき理平次召出願）	承応3年4月8日	中町川俣彦四郎、他2名 [㊤] → 御奉行様	状	1	
1	79-9	〔書簡〕「御状被下…」（くり綿代金2両2分甚三郎殿より請取可被下など）	極月26日	郡山より今泉平三郎（花押） → 河俣彦四郎様	状	1	
1	79-10	〔書簡〕「今明日御寄合…」（肴屋惣兵衛の7月分運上金未払いの件など）	8月10日	弥五右衛門 → 八郎兵衛、他1名	状	1	
1	79-11	〔書簡〕「先日拙者共罷出…」（明朝に会所屋敷見分につき参集のことなど）	7月20日	郡司沢右衛門 → 河又彦四郎様	状	1	
1	79-12	請取申金子之事（清八の江戸へ米御登せのため的心当金2両請取）	寛文5年7月3日	荒木内匠 [㊤] → 彦四郎殿	状	1	
1	79-13	請取申金子之事（白木綿141駄代金請取）	巳年5月8日（寛文5カ）	竹子清左衛門 [㊤] → 川俣彦四郎殿	状	1	
1	79-14	定（天和3・元禄12・宝永4年の高札の文言写）			状	1	〔端裏書〕「宝永四年亥七月」
1	80-0	〔括り紐〕			ひも	1	
1	80-1	「千葉次郎兵衛方…」（千葉次郎兵衛方にて御金拝借の者へ利足上納期限、および諸職人日用取の他出停止の触）	戌年10月25日		状	1	〔端裏書〕「当地御条目式通共ニ有之候、留書済」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	80-2	「惣而百姓質地…」(流地禁止の全国触)	享保6年12月	辻六郎左衛門、他6名	状	1	[端裏書]「享保六丑年、質地御条目写」／捺印なし／1-80-13と同内容
1	80-3	覚(幕府の候約令に準じた三春家中への候約令)	8月朔日(享保9カ)	町奉行共 → 検断中	状	1	[付札]「右之書付今日御家中へ被仰渡、依之町中寺社并門前裏屋迄…」／捺印なし
1	80-4	覚(漆役の新設および漆商売勝手次第・漆実商売停止の触)	辰年11月		状	1	[端裏書]「うっし」
1	80-5	「近來諸国在々所々にて…」(三笠附制禁の全国触)	未年9月(正徳5)		状	1	1-80-12と同内容
1	80-6	覚(来已年より定免制導入につき三春町へ免など通達)	辰年11月		状	1	[端裏書]「三春町」
1	80-7	覚(神社仏閣の祭礼縁日などで博奕など怪しき者は召し捕えるよう触)	午年8月(享保11)		状	1	
1	80-8	覚(上六町・北町の裏行が松下時代の絵図と相違につき古来の間敷に戻す旨の通達)	享保4年10月5日		状	1	[端裏書]「留ル」
1	80-9	覚(大町久五郎裏通より下川向地裏町は屋敷附に無之ため検地をいれ年貢地とする旨の通達)	享保4年10月5日		状	1	[端裏書]「留ル」
1	80-10	覚(町屋舗・酒林売払いたい者は内意を窺い指図を受けるべき旨の通達)	亥年10月5日(享保4カ)		状	1	[端裏書]「留ル」
1	80-11	「惣而借金銀買掛り等之儀…」(相対済まし令)	亥年11月(享保4)		状	1	[端裏書]「亥極月九日之御條目写」
1	80-12	「近來諸国在々所々にて…」(三笠附制禁の全国触)	未年9月(正徳5)		状	1	1-80-5と同内容
1	80-13	「惣而百姓質地…」(流地禁止の全国触)	享保6年12月	辻六郎左衛門、他6名	状	1	捺印なし／1-80-2と同内容
1	80-14	覚(不仁の致し方(間引き)禁止の触)	午年8月(享保11)	町奉行 → 検断、町年寄	状	1	捺印なし
1	80-15-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「享保十四年酉二月市役并道役取立御立之書付式通、青山行七方々相知候也」
1	80-15-1	市役銭取立品	酉年2月(享保14)		状	1	
1	80-15-2	荷御役之覚	酉年2月(享保14)		状	1	
1	80-16	覚(出火時の町検断ら勤め向きの定)	寛文8年卯月晦日	→ 三春町検断、年寄中	状	1	
1	80-17	出役之覚(真綿など出役銭、布買所11名前書上)	万治2年3月朔日	年寄中 → 検断中	状	1	捺印なし(天部分虫損大、糊はがれ付箋あり「午八月」)
1	80-18	覚(市場見世につき綿・紅花商売の者も古手太物商人同様に市場切に闘で決める旨の触)	寅年6月28日(延宝2)	両町奉行所 → 町検断中・同年寄中	状	1	[端裏書]「延宝二年寅六月」／捺印なし
1	80-19	覚(川又家の出火時の勤め向き、および当番日につき通達)	8月(宝永3)	秋田彦助、他4名 → 川俣彦四郎殿	状	1	捺印なし

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	80-20	定（出火時の勤め向きにつき町触）	寛文5年極月15日	秋田仁左衛門、他3名 → 三春町検断・惣町中	状	1	捺印なし
1	80-21	「丑ノ三月十五日丑ノ中刻…」（出火時に入情に働いた者10名の褒賞）	宝永6年3月17日	町奉行共 → 検断中	状	1	捺印なし（糊はがれ付箋あり「辰十一月」）
1	80-22	条々（衣類奢侈禁止の全国触）	正徳3年5月		状	1	
1	80-23	「長崎表におみて近年打続き…」（貞綿不足につき養蚕奨励の全国触）	巳年5月（正徳3）		状	1	（糊はがれ付箋あり「巳五月」）
1	80-24	覚（川筋へ塵芥を捨てぬよう、壁に落書等せぬよう触）	未年6月4日（正徳5）	天野久太郎 → 検断・年寄中	状	1	「端裏書」「大帳へ写し留」／捺印なし（糊はがれ付箋あり「未六月四日」）
1	81-0	「括り紐」			ひも	1	「付箋」「出人書付・職人共書付・焼炭之書付」
1	81-1	覚（諸職人の作料など定）	享保3年12月28日		状	1	
1	81-2	覚（来亥年より新金通用につき焼炭値段の改定）	戌年12月28日（享保3）		状	1	「端裏書」「控」
1	81-3	覚（出人・若党等の給金の定）	享保3年12月		状	1	
1	82-0	「括り紐」			ひも	1	
1	82-1	被 仰出之趣（貨幣改鑄の全国触）	正徳2年10月11日		状	1	
1	82-2	「近來諸国在々所々にて…」（三笠附制禁の全国触）	未年9月（正徳5）		状	1	
1	82-3	指置申一季質物免状之事（質物奉公人請状の雛形）			状	1	
1	82-4	覚（不作法仕候の召仕男女の宿禁止の触）	寅年閏3月10日（貞享3）		状	1	
1	82-5	乍恐口上書を以御詔詔申上候事（穀屋運上金年分残金7両の用控願）	申年2月4日	中町升屋共 → 御奉行様御披露	状	1	捺印なし
1	82-6	覚（町中困窮につき普信贈答振舞の停止など触）	子年4月（享保5）		状	1	
1	82-7	覚（元禄金銀の通用停止の全国触）	乙未年12月（正徳5）		状	1	「端裏書」「金銀之扣」
1	82-8	江戸町中江御触之写（相對済まし令再令の江戸町触・元禄銀等通用停止の全国触）	子年2・3月（享保6）		状	1	「端裏書」「江戸御條目 控へ写留ル」
1	82-9	覚（乾字金の通用停止の全国触）	酉年8月（享保2）		状	1	
1	82-10	相渡申屋鋪売券状之事（八幡町屋敷1軒前12両にて売却につき）	宝永元年10月	影山浅右衛門 [㊤] → 和田宇伝治殿	状	1	
1	82-11	覚（医師橋本秀伯無礼我儘の振舞につき渡世を止めるよう勧告するも、両寺より詫び入るにつき慎重申渡）	宝永7年閏8月17日	町奉行所 → 郡司沢右衛門殿・月番彦四郎殿	状	1	捺印なし
1	82-12	覚（検断・年寄の他所出の手続きなど定）	丑年5月（貞享2）	八木団右衛門・秋田作兵衛	状	1	「端裏書」「貞享二年丑五月」／捺印なし

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	82-13	相尋者之覚（小山田弥市郎の人相書）	戊年3月（天和2）		状	1	
1	82-14	覚（内藤斎宮の人相書）	卯年7月（享保8）		状	1	
1	83-0	〔括り紐〕			ひも	1	
1	83-1	一札之事（惣助店借用につき以後禁酒を守る旨の一札）	宝暦7年11月	六左衛門、父林七、伯父新兵衛 [㊤] → 川又孫左衛門殿	状	1	
1	83-2	仕切（塩代金受け取り）	戊年7月21日	うらしり 多郎右衛門 [㊤] → 三春 彦八殿	状	1	
1	83-3	預り申金子之事（入用につき金5両借用）	宝暦6年正月	預り人紫雲寺、請人川又孫左衛門ほか4名 → 吉見八郎兵衛殿	状	1	〔端裏書〕「右之金子請人等相代り候ニ付証文かへ致候様ニ申参候由ニ而和尚持参ニ付自分相認申候」／捺印なし
1	83-4	相渡申一札之事（守山藩領山田村斧右衛門との口論一件につき中町孫左衛門をもって詫び、以後他所者・悪者に店借りさせない旨の一札）	宝暦3年3月21日	店借り清八、中町証人祖右衛門 [㊤] → 中町太利三郎殿、同五人組中	状	1	
1	83-5	仕切（塩代金受け取り）	戊年9月3日	うらしり 多郎右衛門 [㊤] → 三春 和助殿	状	1	
1	83-6	相渡申一季証文之事（蒲倉村藤七妻たつ奉公請状）	宝暦8年4月	森山領蒲倉村人主孫助、三春領斉藤村請人伝助 [㊤] → 三春中町河又孫左衛門殿	状	1	
1	83-7	借用仕金子之事（要用につき3両借用）	宝暦8年12月	預り人川又孫左衛門、他1名 → 小堤順藏様	状	1	〔端裏書〕「小堤順藏様方元金三両之証文替、卯正月より」／捺印なし
1	83-8-1	借用仕金子之事（要用につき3両借用）	宝暦9年正月	預り人川又孫左衛門、請人中町茂兵衛ほか1名 [㊤] → 小堤順藏様	状	1	〔端裏書〕「控元金三両」（83-8-2を巻込み）
1	83-8-2	拝借仕金子之事（要用につき4両借用）	宝暦3年11月	預り人川又孫左衛門、中町茂兵衛、同町六郎兵衛 [㊤] → 小堤文太夫様御取次	状	1	
1	83-9	〔書簡〕「御祭礼も首尾能相済…」（残金2分御落手の依頼など）	6月15日	塩田了敬 → 川又孫左衛門様	状	1	
1	83-10	「御代官所今十八日…」（御代官所交代につき明日より石川与兵衛方へ指出るよう通達）	10月18日	大谷善次郎、石川与兵衛 [㊤] → 三春町検断中	状	1	
1	83-11	〔回章〕「和尚様御出吉見様方…」（借用証文書き替えにつき印形依頼）	2月11日	孫左衛門 → 伝兵衛様、他3名	状	1	受取りの筆書あり
1	83-12	〔書簡〕御答（本書下書共に受納の御礼など）	6月11日	紫雲寺 → 川又孫左衛門様	状	1	
1	83-13	覚（香炉・軸物・利休茶杓・茶碗など値段付（値段未記入））			状	1	
1	83-14	「一、金子苞両式分…」（金子1両2分の塩の送り状）	戊年7月21日	浦尻 多郎右衛門 [㊤] → 三春 彦八殿	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	83-15-0	[包紙]	延享2年8月15日		包紙	1	[包紙]「紫雲寺什金巻両式分内済…」(括り紐とも)
1	83-15-1	「宝暦四年戌ノ正月より…」(宝暦4年借用金4両の元利返済勘定および利金1両当座預りにつき一札)	宝暦9年閏7月13日		状	1	捺印なし
1	83-15-2	覚 (1両2分733文の請取)	申年2月24日	紫雲寺⑥ → 川又孫左衛門様	状	1	[端裏書]「元金四両…」五十六ヶ月分
1	83-15-3	覚 (金1両2分紫雲寺普請入用金として請取)	酉年8月15日	年番 松本佐伝太⑥ → 川又孫左衛門殿	状	1	
1	83-15-4	[書簡] 口上 (利金1両1分と平銭403文の受取り依頼)	辰年2月29日	川又孫左衛門 → 紫雲寺和尚様	状	1	[裏書]「表書之通鑑ニ請取申候以上」/[端書]「四両式分之元利返済」
1	83-16	[書簡]「今朝ハ御細書拝見…」(病気の御内様用の朝鮮人参注文のことなど)	8月3日	善次郎 → 孫左衛門様	状	1	
1	83-17-0	[括り紐]			ひも	1	
1	83-17-1	[紙札]「一、老両四分…」(貸金1両2分721文の残金)			状	1	
1	83-17-2	[包紙入] 塩駄賃仕切	戌年8月	中山村作右衛門 → 三春町彦八様	状	1	[包紙]「仕切手かた…」/捺印なし、訂正あり
1	83-17-3	仕切 (塩20俵仕切状)	戌年7月20日	源藏⑥ → 三春彦八殿	状	1	
1	83-17-4	塩仕切 (塩20俵仕切状)	戌年7月20日	中浜村作右衛門⑥ → 彦八殿	状	1	
1	84-0	[括り紐]			ひも	1	
1	84-1	覚 (検断・年寄勤め向きの定)	貞享2年7月	団右衛門、作兵衛 → 検断中、年寄中	状	1	捺印なし
1	84-2	[書状]「為桃節之御祝義…」(桃節句の祝儀弘め)	3月	中村六太夫 (花押) → 川又孫左衛門殿	状	1	[裏書]「古来之書附 尚以代ニ改申候」/差出・宛先は裏面に記載
1	84-3	覚 (惣町中困窮につき湯殿参詣等の際に親子兄弟以外への祝儀・音物禁止など触)	貞享2年6月	八木団右衛門・秋田作兵衛 → 検断中、年寄中、惣町中	状	1	捺印なし
1	84-4	順礼之者諸社参詣之者之覚 (山伏・祢宜への礼銭、巡礼・熊野参詣の日数など定)	寛文7年2月4日		状	1	
1	84-5	「此度木戸番共方致詮議…」(各判形を以て他所へ出す銭の切手につき定)	元禄14年12月26日	町奉行共 → 検断方、町年寄共	状	1	捺印なし
1	84-6	検断年寄起請文前書之事			状	1	末尾省略/肝煎共起請文前書之事も記載
1	84-7	七拾二市之見せ賃之覚 (品物ごと見世賃規定)	亥年3月2日 (正保4)	年寄中	状	1	[端裏書]「正保四年丁亥三月相渡り候由」捺印なし
1	84-8	起請文前書之事 (検断年寄起請文前文)	延宝3年閏4月27日	武田久太郎、他7名 → 不嶋勘左衛門様、五十川源五左衛門様	状	1	捺印なし、末尾省略
1	84-9	覚 (奢侈制禁など町人暮らし向きにつき定)	寛文8年卯月晦日	→ 三春町検断、年寄中	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	84-10	「一、今度從御公儀被仰付…」(公儀条目の遵守など家中の暮らしにつき定)	寛文8年3月15日		状	1	「右之御法度御家中へ銘々ニ被仰付候」
1	85	覚(町使断年寄の座席につき申渡しの請書の雛形)	享保3年8月16日	年寄共 → 天野久太郎殿・大綱源之進殿	状	2	捺印なし(状1通巻込:詠歌の紙札)
1	86	大手張番所勤方覚	享保7年5月		状	1	
1	87	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文政3年5月		状	1	[包紙]「欠落者書上 仕来り取斗役所扣」
1	88	覚(衣服や婚札・葬札等の奢侈禁令)	寅年11月(元禄11)		状	1	捺印なし
1	89	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化14年5月		状	1	[包紙]「丑とし欠落者書上 仕来り斗役所扣」「口伝 右ハ其年之御帳面へ欠落之訛脇書有之分斗書上候事、御帳除ニ相成候訛書上候訛ニ無之事」
1	90	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化8年5月		状	1	[包紙]「未とし欠落者書上扣」
1	91	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化11年5月		状	1	[包紙]「戌とし欠落者書上 仕来り」
1	92-0	[括り紐]			ひも	1	
1	92-1	演説(八右衛門実子徳弥成長後の身分格式につき)	申年5月15日(文化9)	川又八郎兵衛㊟ → 舟田五郎治郎殿	状	1	[包紙]「演説書 川又八郎兵衛」
1	92-2	演説(八右衛門実子徳弥成長後の身分格式につき)	申年4月10日(文化9)	川又八郎兵衛 → 舟田五郎治郎殿	状	1	捺印なし、下書き
1	92-3	演説(八右衛門実子徳弥成長後の身分格式につき)	4月(文化9)	川又八郎兵衛 → 舟田五郎治郎殿	状	1	捺印なし
1	92-4	乍恐以書付奉願上候事(佐彦四郎病死につき二男八右衛門を嫡子としたい旨、願書)	文化9年5月15日	川又八郎兵衛㊟ → 御町掛御郡代様	状	1	[包紙]「上 川又八郎兵衛」申5月16日付舟田五郎治郎・橋本三右衛門奥印あり
1	92-5	乍恐以書付奉願上候事(佐彦四郎病死につき二男八右衛門を嫡子としたい旨、願書)	文化9年4月	川又八郎兵衛㊟ → 御町掛御郡代様	状	1	[包紙]「上 川又八郎兵衛」申4月11日付月番舟田五郎治郎・熊田五郎兵衛奥印あり
1	92-6	乍恐以書付奉願上候事(佐彦四郎病死につき二男八右衛門を嫡子としたい旨、願書)	文化9年4月	川又八郎兵衛 → 御町掛御郡代様	状	1	捺印なし
1	93-0	[括り紐]			ひも	1	[付札]「百石ニ付三両掛高役金一件 文化之未十二月上納」
1	93-1-1	「一、高役金割弁納分者…」(高役金割賦の下書き)	12月	川又八郎兵衛、増子弥五右衛門	状	1	捺印なし
1	93-1-2	[切紙]「高役金上納之儀…」(高役金徴収につき町内高持名面を記した廻状を出す旨)		(川又八郎兵衛)	状	1	捺印なし
1	93-2	覚(江州山門坂本御宮・諸堂社修復御手伝御用代として高役金当12月・来6月に差し出す旨)	未年11月	川又八郎兵衛、増子弥五右衛門	状	1	捺印なし

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	93-3	本田新田新開并高御役金割付之覚	末年11月	増子弥五右衛門、川又八郎兵衛 → 御取納御役所	状	1	捺印なし
1	94	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	文化14年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人末宗門御改帳」
1	95-0	〔布包〕			布	1	
1	95-1	〔絵図〕(川又家平面図)			鋪	1	〔裏書・鉛筆書き〕「昔の川又宅」
1	95-2	「延宝年中脇々並通路道…」(土地交換、買 添など顛末の説明)			状	1	(虫損大)
1	95-3	〔前後欠〕「源左衛門様御一家二面…」(建 物の顛末の説明)			状	1	
1	95-4	〔包紙入〕乍恐以書付奉願上候事(地方兼帯 役御免願)	寛政3年10月18日	川又孫左衛門 [㊤] → 御町御奉行 様	状	1	〔包紙〕「上 川又孫左衛門」亥10 月20日付月番橋本孫十郎・橋本三右 衛門奥印あり
1	95-5	文化十三子年入荷数改(端入荷駄数の書上)	文化13年		横冊	1	(中央部欠損)
1	95-6-0-1	〔袋〕	末年2月		袋	1	〔袋〕「從公儀御渡被成候町賄御書 付」
1	95-6-0-2	〔包紙〕	享保9年3月16日		包紙	1	〔包紙〕「享保九年辰三月十六日御 賄定法書」
1	95-6-1	町賄(飛脚・高野使僧の宿泊費用)	享保9年3月16日		状	1	
1	95-6-2	町賄(飛脚・高野使僧・伊勢太夫等の宿泊費 用)	末年2月		状	1	
1	95-6-3-0	〔紙帯〕			紙帯	1	〔紙帯〕「巳ノ年 伊勢…」
1	95-6-3-1	〔書簡〕「安永二年巳正月…」(安永2年正月 橋太夫次郎名代矢村治右衛門御賄で御用部屋 より御返書出候迄は町賄であったこと)	巳年正月	川又孫左衛門以将	状	1	
1	95-6-3-2	〔書簡〕(御指紙の添状、御用部屋より御返 書出候迄町賄の訳、間違いなきよう)	正月22日	御勘定役人共 → 川又孫左衛門 殿	状	1	
1	95-6-4	〔包紙入書簡〕「御代官手代…」(御代官手 代への賄米に上白でなく中白を用いるよう川 又孫左衛門へ申し達すよう指示)	6月6日(明和2)	町奉行共 → 川崎良左衛門殿	状	1	〔包紙〕「一、代官手代通之節賄米 中白ニ致候様… 明和二年酉六月」
1	95-7-0	〔袋〕			袋	1	〔袋〕「明和五年十一月絹布拝領御 尋書上申上候扣 御賄米定之事」
1	95-7-1	口上之覚(正徳3・元文3年の川又家拝領物の 報告)	子年11月28日(明和 5)	川又孫左衛門 → 御町御役所	状	1	捺印なし
1	95-7-2	覚(御料御代官様御手代衆御通之節の入方代 につき是迄通り其時々御渡下されたく)	5月19日(明和5)	川又孫左衛門 → 川崎良左衛門 殿	状	1	〔端裏〕「子五月」/捺印なし
1	95-7-3	「川又孫左衛門…」(御代官手代御通之節の 入目銭は以来下御台所米手形にて受取るよ う)	5月26日(明和5)	町奉行共 → 川崎良左衛門殿	状	1	捺印なし

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	95-8	覚（御本陣御座敷御用相用候儀御尋につき回答）	寅年7月9日	川又孫左衛門 → 御町御奉行様	横冊	1	捺印なし（綴じ切れ）
1	95-9	〔絵図〕川又孫左衛門居屋敷図扣	明和5年11月9日		鋪	1	
1	95-10	〔絵図〕（川又孫左衛門居屋敷絵図）	宝暦10年10月		鋪	1	
1	95-11	〔断簡〕「此所菅野喜兵衛屋敷之内…」			状	1	「居屋敷之内風呂屋所持仕候」
1	95-12	〔断簡一括〕（絵図の一部）			状	4	
1	96	〔断簡一括〕（人別帳の包紙の一部等）			状	4	
1	97	夫人足帳	寛政11年正月		横冊	1	（後欠）
1	98	町役所夫人足帳	文政元年11月	月番 川又彦左衛門	横冊	1	
1	99	町役所夫人足帳	文化8年3月	月番 舟田五郎治郎	横冊	1	
1	100	夫人足帳			横冊	1	（虫損、年代判読不能、取扱注意）
1	101	〔断簡〕（紺の裏表紙・白紙の包紙）			状	2	
1	102	〔ふくさ〕			布	1	
1	103	御家中会光院旦廻扣	文化5年3月	不動院・宝城院	横冊	1	
1	104	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化5年5月		竖冊	1	
1	105	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文化11年5月		竖冊	1	
1	106	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文化5年5月		竖冊	1	
1	107	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文化5年5月		竖冊	1	
1	108	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化5年5月		竖冊	1	
1	109	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文化8年5月		竖冊	1	（虫損六、開披不能）
1	110	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化8年5月		竖冊	1	
1	111	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化8年5月		竖冊	1	
1	112	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化8年5月		竖冊	1	
1	113	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化10年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	114	町役所夫人足帳	文化14年7月	月番 川又孫左衛門	横冊	1	
1	115	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化10年5月		竖冊	1	
1	116	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化10年5月		竖冊	1	
1	117	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化10年5月		竖冊	1	
1	118	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化10年5月		竖冊	1	
1	119	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文化10年5月		竖冊	1	
1	120	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	121	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	享和2年5月		竖冊	1	
1	122	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	123	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政3年5月		竖冊	1	
1	124	町役所使番帳	文化15年4月	月番 川又彦左衛門	竖冊	1	
1	125	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化8年5月		竖冊	1	(虫損大、開披不能)
1	126	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化8年5月		竖冊	1	(虫損大、開披不能)
1	127	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政3年5月		竖冊	1	
1	128	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	寛政5年5月		竖冊	1	
1	129	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子二罷在御改帳	文化11年5月		竖冊	1	
1	130	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文化11年5月		竖冊	1	
1	131	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	享和2年5月		竖冊	1	
1	132	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化11年5月		竖冊	1	
1	133	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	134	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化11年5月		竖冊	1	
1	135	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化11年5月		竖冊	1	
1	136	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化11年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	137	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化5年5月		縦冊	1	
1	138	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	享和2年5月		縦冊	1	
1	139	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳	文化8年5月		縦冊	1	[表紙付札]「荒和田村光伝寺来申年より広伝寺」
1	140	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文化14年5月		縦冊	1	(虫損)
1	141	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化14年5月		縦冊	1	
1	142	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化14年5月		縦冊	1	
1	143	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化14年5月		縦冊	1	
1	144	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	寛政5年5月		縦冊	1	
1	145	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化11年5月		縦冊	1	
1	146	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化11年5月		縦冊	1	
1	147	奥州田村郡三春町新町人別宗旨御改帳	文化11年5月		縦冊	1	(後欠)
1	148	三春町男女請払帳	文化8年5月		横冊	1	(虫損)
1	149	三春町男女請払帳	文化5年5月		横冊	1	
1	150	六町男女請払帳	成年		横冊	1	
1	151	三春町男女請払帳	享和2年5月		横冊	1	
1	152	三春町男女請払帳	寛政5年5月		横冊	1	
1	153	三春町男女請払帳	文政3年5月		横冊	1	
1	154	奥州田村三春八幡町人別宗旨御改帳	文化14年5月		縦冊	1	
1	155	町役所夫人足帳	文化12年8月	月番 川又孫左衛門	横冊	1	
1	156	町役所夫人足帳	文化10年8月	月番 川又八郎兵衛	横冊	1	
1	157	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	寛政5年5月		縦冊	1	
1	158	「三春町…」(三春町・芹沢村・栗内村の高反別書上)	成年2月		縦冊	1	「大谷喜太夫殿御代官御勤役中町役所扣書真」
1	159	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文化11年5月		縦冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	160	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	161	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	162	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	享和2年5月		竖冊	1	
1	163	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	享和2年5月		竖冊	1	
1	164	三春町男女請払帳 仕来り扣	文化11年5月		横冊	1	
1	165	三春町男女請払帳 役所扣	文化14年6月		横冊	1	
1	166	三春町男女請払帳 役所扣	文政3年5月		横冊	1	
1	167	三春町男女請払帳 仕来り扣	文化8年5月		横冊	1	
1	168	三春町男女請払帳 宗旨扣	文政2年5月		横冊	1	
1	169	三春町男女請払帳	文化14年5月		横冊	1	
1	170	萬控帳（金銭出納記録および旅日記）	嘉永4年3月	奥州三春家中 川又氏	横冊	1	
1	171	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政2年5月		竖冊	1	
1	172	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政2年5月		竖冊	1	
1	173	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	寛政5年5月		竖冊	1	
1	174	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	寛政5年5月		竖冊	1	
1	175	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化11年5月		竖冊	1	
1	176	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化5年5月		竖冊	1	
1	177	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文政3年5月		竖冊	1	
1	178	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政3年5月		竖冊	1	
1	179	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文化11年5月		竖冊	1	
1	180	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化11年5月		竖冊	1	
1	181	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化11年5月		竖冊	1	
1	182	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化8年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	183	奥州田村三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化8年5月		堅冊	1	
1	184	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文化8年5月		堅冊	1	
1	185	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文化11年5月		堅冊	1	
1	186	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化11年5月		堅冊	1	
1	187	奥州田村郡三春町町人別宗旨目録	文化10年5月		堅冊	1	
1	188	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政2年5月		堅冊	1	
1	189	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政2年5月		堅冊	1	
1	190	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政2年5月		堅冊	1	
1	191-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化14年5月		堅冊	1	
1	191-2	三春町男女請払帳 宗旨扣	文化10年5月		横冊	1	
1	192	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化14年5月		堅冊	1	
1	193	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文化14年5月		堅冊	1	
1	194-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化14年5月		堅冊	1	
1	194-2	一札之事 (明王院無住に付き什物料相用に付き)	文化14年5月	本寺守山師縫院 → 三春町御掛御郡代所	状	1	
1	195	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文化14年5月		堅冊	1	
1	196	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文化14年5月		堅冊	1	
1	197	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化14年5月		堅冊	1	
1	198	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化14年5月		堅冊	1	
1	199	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化14年5月		堅冊	1	
1	200	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化8年5月		堅冊	1	
1	201	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政3年5月		堅冊	1	
1	202	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政3年5月		堅冊	1	
1	203	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政3年5月		堅冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
1	204	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政2年5月		縦冊	1	
1	205	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文政3年5月		縦冊	1	
1	206	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政2年5月		縦冊	1	
1	207	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政2年5月		縦冊	1	
1	208	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政2年5月		縦冊	1	
1	209	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文政2年5月		縦冊	1	
1	210	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文政2年5月		縦冊	1	
1	211	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文化11年5月		縦冊	1	
1	212	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文化11年5月		縦冊	1	(虫損)
1	213	使番帳	享和2年4月		縦冊	1	
1	214	伴正山殿上下三人・田村玄仙殿上下八人 御逗留中諸色入方御勘定帳	享和元年6月		縦冊	1	
1	215	公儀へ長吏之者願書并濟口証文写并弾左衛門勤役由緒之書上写	寛政10年4月		縦冊	1	
1	216	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政2年5月		縦冊	1	
1	217	三春町男女請払帳 宗旨	文政5年5月		横冊	1	
1	218	「表紙欠」「口上之覚…」(褒美・諸御免等に関する提出書類)	(弘化期～文久元年)		横冊	1	
1	219	「表紙欠」「一、宝暦六年子…」(諸事控書)	(宝暦期)		横冊	1	
	(止)						

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
2	1	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	享保21年5月		竖冊	1	
2	2	奥州田村三春芹沢村案内村人別改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	3	奥州田村庄三春八幡町人別宗旨帳	正徳6年5月		竖冊	1	
2	4	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	享保9年5月		竖冊	1	
2	5	宗門御改帳	享保11年4月18日		竖冊	1	
2	6	三春町田畑山崩砂入相改書上帳	享保15年9月		竖冊	1	
2	7	奥州田村郡三春町芹沢案内村人別宗旨目録	享保4年5月		竖冊	1	
2	8	[表紙欠] (芹沢村案内村人別宗旨御改帳)	宝永7年5月		竖冊	1	
2	9	奥州田村三春芹沢村案内村人別宗旨御改帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	10	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	11	荒町 (荒町人別宗旨御改帳)	年欠		竖冊	1	[表紙端]「荒町帳面請払共ニ致吟味候」
2	12-1	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	享保21年5月		竖冊	1	
2	12-2	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	享保21年5月		竖冊	1	
2	13	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛延4年5月		竖冊	1	
2	14	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	15	田村庄三春北町人別宗門御改帳	元禄14年5月		竖冊	1	
2	16	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	享保4年5月		竖冊	1	
2	17	北町 (人別宗旨御改帳)	正徳3年5月		竖冊	1	
2	18	[表紙虫損] …南町人別宗門御改帳	正徳6年5月		竖冊	1	(虫損大)
2	19	穢多頼人宗旨帳	正徳6年5月		竖冊	1	
2	20	牟人宗門帳控	享保4年5月		竖冊	1	
2	21	穢多頼人宗門御改帳	寛延4年5月		竖冊	1	
2	22	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛延4年5月		竖冊	1	(虫損)

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
2	23	奥州田村郡三春町芹沢村楽内村人別宗旨目録	享保15年7月		堅冊	1	
2	24	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛延4年5月		堅冊	1	(虫損)
2	25	[表紙欠]「  七人内…」(芹沢村楽内村人別宗旨御改帳)	正徳3年5月		堅冊	1	(虫損)
2	26	芹沢楽内人別宗旨御改帳	宝永元年5月		堅冊	1	(虫損)
2	27	荒町 (人別宗旨御改帳)	宝永7年		堅冊	1	(虫損)
2	28	中町 (人別宗旨御改帳)	年欠 (宝永7)		堅冊	1	
2	29-1	目録 (三春町人別宗旨目録)	享保9年5月		堅冊	1	
2	29-2	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛延4年5月		堅冊	1	
2	30	北町 (人別宗旨御改帳)	宝永7年5月		堅冊	1	
2	31	中町 (人別宗旨御改帳)	正徳3年5月		堅冊	1	
2	32	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	享保21年5月		堅冊	1	
2	33	奥州田村郡三春南町人別宗旨御改帳	享保9年5月		堅冊	1	
2	34	[表紙欠]「大町…」(大町人別宗旨御改帳)	宝永7年5月		堅冊	1	
2	35	南町 (南町人別宗旨御改帳)	年欠		堅冊	1	
2	36	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	寛保2年5月		堅冊	1	
2	37	奥州田村郡三春南町人別宗旨御改帳	享保11年5月		堅冊	1	
2	38	荒町 (荒町人別宗旨御改帳)	正徳3年5月		堅冊	1	
2	39	奥州田村郡三春大町人別宗門御改帳	正徳6年5月		堅冊	1	
2	40	八幡町 (八幡町人別宗旨御改帳)	年欠		堅冊	1	
2	41	[白紙]			堅冊	1	
2	42	[白紙]			状	1	
2	43	[包紙]	卯年7月		包紙	1	[包紙]「赤沼村荒井村両所煙草受改」(裏書きあり)
2	44	金子読取覚 (市役銭取立帳)	年欠		堅冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
2	45	[表紙欠] (南町人別宗旨御改帳)	宝永7年5月		竖冊	1	(虫損)
2	46	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	享保4年5月		竖冊	1	
2	47	三春町不植付田方相改申帳	宝永4年8月		竖冊	1	
2	48	奥州田村郡三春南町人別宗旨御改帳	享保4年5月		竖冊	1	(虫損につき開披注意)
2	49	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	享保4年5月		竖冊	1	
2	50	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛保2年5月		竖冊	1	
2	51	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	正徳6年5月		竖冊	1	
2	52	[表紙欠] (新町人別宗旨御改帳)	享保15年7月		竖冊	1	
2	53	[表紙欠]「北町…」(北町人別宗旨御改帳)	享保15年7月		竖冊	1	
2	54	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛延4年5月		竖冊	1	
2	55	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	56	牟人宗旨帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	57	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	58	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛延4年5月		竖冊	1	(虫損につき開披注意)
2	59	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	60	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	享保15年7月		竖冊	1	
2	61	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛保2年5月		竖冊	1	
2	62	浪人宗門帳	寛延4年5月		竖冊	1	
2	63	中町(中町人別宗旨御改帳)	宝永元年		竖冊	1	
2	64	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	65	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	享保9年5月		竖冊	1	
2	66	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	67	南町(南町人別宗旨御改帳)	正徳3年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
2	68	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛保2年5月		竖冊	1	
2	69	奥州田村郡三春八幡町人別宗御改帳	享保21年5月		竖冊	1	
2	70	牢人宗旨帳	享保9年5月		竖冊	1	
2	71	奥州田村庄芹沢案内人別宗旨御改帳	正徳6年5月		竖冊	1	
2	72	奥州田村郡三春芹沢案内人別宗旨御改帳	享保4年5月		竖冊	1	
2	73	田村庄三春中町人別宗門御改帳	元禄14年5月		竖冊	1	
2	74	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	享保11年5月		竖冊	1	
2	75	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	享保9年5月		竖冊	1	
2	76	奥州田村郡三春北町人別宗門御改帳	正徳6年5月		竖冊	1	
2	77	奥州田村郡三春町村芹沢村案内人別宗旨目録	享保11年5月		竖冊	1	
2	78	北町（北町人別宗旨御改帳）	年欠		竖冊	1	〔付箋〕「北町帳面請払共ニ改メ仕候」
2	79	牢人宗旨帳	享保7年5月		竖冊	1	
2	80	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛保2年5月		竖冊	1	
2	81	〔前後欠〕「御町年寄庄左衛門三十七…」 （人別宗旨御改帳）	年欠		竖冊	1	（開披注意、綴じ紐一部破損）
2	82	田村庄三春南町人別宗門御改帳	元禄14年		竖冊	1	（虫損につき開披注意）
2	83	〔表紙欠〕「八幡町…」（八幡町人別宗旨御改帳）	元禄14年5月		竖冊	1	
2	84	田村庄三春荒町人別宗門御改帳	元禄14年5月		竖冊	1	
	(止)						

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	1-0	[包紙]	文化元年5月	年番船田弥三兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗 旨御改帳」
3	1-1	[包紙入] 穢多禰人宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	[包紙]「穢多禰人宗旨御改帳」
3	1-2	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化元年5月		状	1	[包紙]「欠落者書上 扣」
3	1-3	三春町男女請払帳	文化元年5月		横冊	1	
3	1-4	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-5	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-6	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-7	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-8	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-9	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-10	三春町江在々より借宅并召仕職人弟子ニ罷在 候御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	1-11	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文化元年5月		堅冊	1	
3	2-0	[包紙]	寛政11年5月	年番川又八郎兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗 旨御改帳」
3	2-1	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-2	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-4	[包紙入] 浪人宗門帳	寛政11年5月		堅冊	2	[包紙]「浪人宗門帳」
3	2-5	[包紙入] 穢多禰人宗門御改帳	寛政11年5月		堅冊	2	[包紙]「穢多禰人宗旨御改帳」
3	2-6	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-7	三春町男女請払帳	寛政11年5月		横冊	1	
3	2-8	三春町江在々より借宅并召仕職人弟子ニ罷在 候御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-9	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	
3	2-10	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		堅冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	2-11	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛政11年5月		竖冊	1	
3	3-0	[包紙]	天明7年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	3-1	[包紙入] 三春町欠落者書上等人	天明7年5月		状	1	[包紙]「欠落者書上」
3	3-2	[包紙入] 穢多癪人宗旨御改帳	天明7年5月		竖冊	1	[包紙]「穢多癪人宗旨御改帳」／ 専修寺の捺印あり
3	3-3	[包紙入] 穢多癪人宗旨御改帳	天明7年5月		竖冊	1	[包紙]「穢多癪人宗旨御改帳」／ 捺印なし
3	3-4	[袋入] 浪人宗門帳	天明7年5月		竖冊	1	[袋]「浪人宗門帳」
3	3-5	三春町男女請払帳	天明7年5月		横冊	1	
3	3-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-8-1	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-8-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法花宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	3-16	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	天明7年5月		竖冊	1	
3	4-0	[包紙]	寛政7年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	4-1	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	寛政7年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
3	4-2	[袋入] 浪人宗門帳	寛政7年5月		竖冊	1	[袋]「浪人宗門帳」／捺印なし
3	4-3	[袋入] 浪人宗門帳	寛政7年5月		竖冊	1	[袋]「浪人宗門帳」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	4-4	〔袋入〕 穢多頼人宗旨御改帳	寛政 7 年5月		縦冊	1	〔袋〕 「穢多頼人宗旨御改帳」
3	4-5	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-7	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政 7 年5月		縦冊	1	3-4-5の後半部写し
3	4-8	三春町男女請払帳 仕来り方扣	寛政 7 年5月		横冊	1	町ごと集計
3	4-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-10	三春町男女請払帳	寛政 7 年5月		横冊	1	宗派ごと集計
3	4-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法花宗	寛政 7 年		縦冊	1	
3	4-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-16	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-17	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-18	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	4-19	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	寛政 7 年5月		縦冊	1	
3	5-0	〔包紙〕	寛政6年5月	年番川又孫左衛門	包紙	1	〔包紙〕 「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	5-1	三春町男女請払帳	寛政8年5月		横冊	1	
3	5-2	新町在帳 (店借・下人等の別改帳)	寛政8年5月		縦冊	1	
3	5-3	荒町 (店借・下人等の別改帳)	(寛政8)		縦冊	1	
3	5-4	三春町在々より借宅並召仕職人弟子ニ罷有り候御改帳	寛政8年5月		縦冊	1	
3	5-5	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		縦冊	1	
3	5-6	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		縦冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	5-7	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		竖冊	1	
3	5-8	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		竖冊	1	
3	5-9	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		竖冊	1	
3	5-10	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	寛政8年5月		竖冊	1	
3	5-11	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政8年5月		竖冊	1	
3	5-12	八幡町在 (店借・下人等の人別改帳)	(寛政8)		竖冊	1	
3	5-13	北町 (店借・下人等の人別改帳)	(寛政8)		竖冊	1	
3	5-14	[包紙入] 三春町欠落者書上之覚	寛政8年5月		状	1	[包紙] 「欠落者書上」
3	5-15	[袋入] 穢多瀬人宗旨御改帳	寛政8年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多瀬人宗旨御改帳」
3	5-16	[袋入] 浪人宗門帳	寛政8年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	6-0	[包紙]	明和9年5月		包紙	1	[包紙] 「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	6-1	三春町男女請払帳	明和9年5月		横冊	1	
3	6-2	[袋入] 穢多瀬人宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多瀬人宗旨御改帳」
3	6-3	[包紙入] 三春町欠落者書上覚	明和9年5月		状	1	[包紙] 「欠落者書上」
3	6-4	[包紙入] 三春町欠落者書上覚	明和9年5月		状	1	[包紙] 「辰年欠落者書上扣」
3	6-5	[袋入] 浪人宗門帳	明和9年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	6-6	三春町へ在々より借宅並召仕職人弟子に罷出候御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-7	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-8	奥州田村郡三春八幡町人別宗家御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-9	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-10	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-11	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	6-12	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	6-13	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	明和9年5月		竖冊	1	
3	7-0	[包紙]	寛政7年5月	年番船田弥三兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町宗旨御改帳」
3	7-1	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御帳	寛政7年5月		竖冊	1	
3	7-2	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛政7年5月		竖冊	1	
3	7-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛政7年5月		竖冊	1	
3	7-4	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛政7年5月		竖冊	1	
3	7-5	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛政7年5月		竖冊	1	
3	7-6	[書簡]「大雨ニ御座候へ共…」(当寺請代忠右ヱ門義、松井庄左衛門殿御組にて奉公仕居候所、御暇願ニ付、取成し御頼)	6月4日	福聚寺 → 川又孫左衛門様	状	2	[紙札]「川又孫左衛門様 福聚寺」(添状1点あり計2点)
3	7-7	三春町へ在々より借宅並召仕職人弟子に罷出候御改帳	寛政7年		竖冊	1	
3	8-0	[包紙]	文化2年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	8-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-3	[袋入] 穢多禰人宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	[袋]「穢多禰人宗旨御改帳」
3	8-4	三春町男女請払帳	文化2年5月		横冊	1	
3	8-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-11	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文化2年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	8-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	8-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文化2年5月		竖冊	1	
3	9-0	[包紙]	寛政4年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	9-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-2	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-6	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	寛政4年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
3	9-7	[包紙入] 覚(城下居住の非町人(奉公人・山伏等)の人数集計)	寛政4年5月		状	1	[包紙]「僧厄(尼カ)目録」
3	9-8	[袋入] 三春町人寺社方弟子道心帳外之者共書上帳	寛政4年5月		竖冊	1	[袋]「三春町人寺社方弟子道心帳外之者共書上帳」
3	9-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-12	三春町男女請払帳	寛政4年5月		竖冊	1	
3	9-13	[袋入] 浪人宗門帳	寛政4年5月		竖冊	1	[袋]「浪人宗門帳」
3	9-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	寛政4年5月		竖冊	1	
3	10-0	[括り紐]			ひも	1	
3	10-1	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	天明4年5月		竖冊	2	[袋]「穢多癪人帳」(写し1冊あり計2冊；1冊は差出が「かわや源右衛門・了蔵」捺印あり、1冊は差出が専修寺)
3	10-2	新町本帳(人別宗旨御改帳)	天明4年5月		竖冊	1	
3	10-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	天明4年5月		竖冊	1	
3	10-4	三春町江従在々借宅并召仕并職人弟子二罷在候御改帳	天明4年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	10-5	北町在 (店借・下人等の別改帳)	辰年		竖冊	1	
3	10-6	八幡町在帳 (店借・下人等の別改帳)	辰年		竖冊	1	
3	10-7	新町在 (店借・下人等の別改帳)	辰年		竖冊	1	
3	10-8	中町在 (店借・下人等の別改帳)	辰年		竖冊	1	
3	10-9	あら町在 (店借・下人等の別改帳)	辰年		竖冊	1	
3	10-10	三春町男女請払帳	天明4年5月		横冊	1	
3	10-11	[袋入] 浪人宗門帳	天明4年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	10-12	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳 大町	天明4年5月		竖冊	1	
3	10-13	あら町 (人別宗旨御改帳)	天明4年5月		竖冊	1	
3	10-14	三春町欠落者書上覚	天明4年5月		竖冊	1	(一部欠損、後欠)
3	10-15	八幡町 (人別宗旨御改帳)	天明4年5月		竖冊	1	
3	10-16	中町 (人別宗旨御改帳)	天明4年5月		竖冊	1	
3	11-0	[包紙]	寛政2年5月	年番川又孫左衛門	包紙	1	[包紙] 「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	11-1	[包紙入] 穢多癩人宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	[包紙] 「穢多癩人宗旨御改帳」
3	11-2	中町在帳 (人別宗旨御改帳)	年欠		竖冊	1	
3	11-3	三春町へ在々より借宅並召仕職人弟子罷出候御改帳	寛政2年		竖冊	1	
3	11-4	荒町在帳 (人別宗旨御改帳)	年欠		竖冊	1	
3	11-5	新町在帳 (人別宗旨御改帳)	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-6	北町在帳 (人別宗旨御改帳)	年欠		竖冊	1	
3	11-7	八幡町在帳 (人別宗旨御改帳)	年欠		竖冊	1	
3	11-8	[袋入] 浪人宗門帳	寛政2年5月		竖冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	11-9	[袋入] 穢多癩人宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	[袋] 「穢多癩人宗旨御改帳」
3	11-10	[包紙入] 欠落者目録書上	寛政2年5月		状	1	[包紙] 「三春町欠落者書上之覚」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	11-11	三春町男女請払帳	寛政2年5月		横冊	1	
3	11-12	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-13	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-14	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-15	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-16	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	11-17	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛政2年5月		竖冊	1	
3	12-0	〔包紙〕	寛政11年5月		包紙	1	〔包紙〕「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	12-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-10	〔袋入〕穢多禰人宗旨御改帳	寛政11年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多禰人宗旨御改帳」
3	12-11	〔袋入〕浪人宗門帳	寛政11年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人宗門帳」
3	12-12	三春町男女請払帳	寛政11年5月		横冊	1	
3	12-13	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	寛政11年5月		竖冊	1	
3	12-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	寛政11年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	13-0	[包紙]	享保2年5月	年番川又八郎兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗 旨御改帳」
3	13-1	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-2	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-4	奥州田村郡三春町八幡町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-5	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-6	[袋入] 浪人宗門帳	享和2年5月		竖冊	1	[袋]「浪人宗門帳」
3	13-7	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
3	13-8	三春町男女請拂帳	享和2年5月		横冊	1	
3	13-9	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷在 御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-10	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	享和2年5月		竖冊	1	
3	13-11	[袋入] 三春町欠落者書上之覚	享和2年5月		状	1	[袋]「欠落者書上 扣」
3	13-12	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	享和2年5月		竖冊	1	
3	14-0	[包紙]	文化2年5月	年番川又八郎兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗 旨御改帳」
3	14-1	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-2	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-3	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-4	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-5	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-6	三春町江在々より借宅并召仕職人弟子に罷在 御改帳	文化2年5月		竖冊	1	
3	14-7	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化2年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
3	14-8	三春町男女請拂帳	文化2年5月		横冊	1	
3	14-9	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化2年5月		状	1	[包紙]「欠落者書上 扣」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	14-10	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化2年5月		堅冊	1	
3	14-11	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化2年5月		堅冊	1	
3	15-0	[包紙]	文化2年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	15-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-10	[袋入] 浪人宗門帳	寛政2年5月		堅冊	1	[袋]「浪人宗門帳」
3	15-11	[袋入] 穢多頼人宗旨御改帳	寛政2年5月		堅冊	1	[袋]「穢多頼人宗旨御改帳」
3	15-12	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-14	三春町男女請払帳	寛政2年5月		堅冊	1	
3	15-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	寛政2年5月		堅冊	1	
3	16-0	[包紙]	寛政4年5月	年番橋本孫十郎	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
3	16-1	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		堅冊	1	
3	16-2	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		堅冊	1	
3	16-3	三春町江在々より借宅召仕職人弟子二罷在以御改帳	寛政4年5月		堅冊	1	
3	16-4	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		堅冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
3	16-5	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		縦冊	1	
3	16-6	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		縦冊	1	
3	16-7	三春町男女請拂帳	寛政4年5月		横冊	1	
3	16-8	[袋入] 三春町欠落者書上之覚	寛政4年5月		状	1	[袋] 「欠落者書上」
3	16-9	[袋入] 浪人宗門帳	寛政4年5月		縦冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	16-10	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	寛政4年5月		縦冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
3	16-11	[袋入] 浪人宗門帳	寛政4年5月		縦冊	1	[袋] 「浪人宗門帳」
3	16-12	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	寛政4年5月		縦冊	1	[袋] 「穢多癪人宗旨御改帳」
3	16-13	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	寛政4年5月		縦冊	1	
	(止)						

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政8年5月		竖冊	1	
4	3	人別内改割取立帳	文久3年2月9日	年番川又彦十郎	竖冊	1	(綴じ紐括り文書あり)
4	4	辰七月取立廻り帳 (金銭取立帳)	辰年7月	川又氏	横冊	1	
4	5	三春町男女請払帳	文政2年5月		横冊	1	
4	6	〔袋入〕穢多頼人宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多頼人宗旨御改帳」
4	7	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	文政2年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人帳末宗門御改帳」
4	8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政9年5月		竖冊	1	
4	9	〔綴〕「此廻状急御用申遣候間…」(月番検断宛書簡など綴)	酉年		綴	1	
4	10	〔袋入断簡一括〕			一括	1	〔袋〕「頭巾入 文久四甲子年正月吉日」
4	11	三春町男女請払帳	文政6年5月		横冊	1	
4	12	三春町男女請払帳	天保3年2月		横冊	1	
4	13	三春町男女請払帳	文政7年5月		横冊	1	
4	14	内改惣町請払帳	天保4年2月		横冊	1	
4	15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	16	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	17	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	18	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	19	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	20	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	21	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政7年5月		竖冊	1	
4	22-0	〔包紙〕	文政13年5月		包紙	1	〔包紙〕「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	22-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政13年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	22-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改 時宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-5	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-6	三春町男女請払帳	文政13年5月		横冊	1	
4	22-7	〔包紙入〕穢多癩人宗旨御改帳	文政13年5月		竖冊	1	〔包紙〕「穢多癩人宗旨御改帳」
4	22-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-12	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	文政13年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人帳末宗門御改帳」
4	22-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政13年5月		竖冊	1	
4	22-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政13年5月		竖冊	1	
4	23-0	〔包紙〕	文政5年5月		包紙	1	〔包紙〕「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	23-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政5年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	23-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政5年5月		竖冊	1	
4	23-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政5年5月		竖冊	1	
4	24-1	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文政6年5月		状	1	[包紙]「欠落者書上」(4-24全体をビニル紐にて括り)
4	24-2	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
4	24-3	三春町男女請拂帳	文政6年5月		横冊	1	
4	24-4	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
4	24-5	[袋入] 浪人并同帳末宗門御改帳	文政6年5月		竖冊	1	[袋]「浪人并同帳末宗門御改帳」
4	24-6	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷在候御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	24-7	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政6年5月		竖冊	1	
4	24-8	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	24-9	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	24-10	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	24-11	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	25-1	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	天保4年5月		竖冊	1	(4-25全体をビニル紐にて括り)
4	25-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-9	浪人帳末宗門御改帳	天保4年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	25-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改 浄土宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-11	穢多頼人宗旨御改帳	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	25-13	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	天保4年5月		竖冊	1	
4	26-1	〔包紙入〕三春町欠落者之覚	文政2年5月		状	1	〔包紙〕「卯年欠落者書上 仕来り江斗 役所扣」(4-26全体をビニル紐で括り)
4	26-2	〔袋入書簡〕(江戸での横浜行糸荷の商況など)	11月2日	清須美源四郎 → 川又彦十郎	状	1	〔袋〕「川又彦十郎様 清須美源四郎」
4	26-3	〔詠草〕「去年の辰大難儀…」(今年の豊年を祈る歌)	(明治2)	豊年舎	状	1	
4	26-4	覚(水車修復料の請取証)	文政8年7月	野田半兵衛・村田尉太夫・三保寛兵衛 [㊤] → 橋本伝兵衛殿	状	1	
4	26-5	乍恐口上之覚(松平伊豆守様御家中大塚甚右衛門が御馬買御用のため御着の披露)	子年10月6日	安田玄八 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-6	乍恐口上之覚(上ハ番に下人吉重郎を指置申度につき披露)	子年10月晦日	熊田弥祖右衛門 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-7	乍恐口上之覚(会津柳津秘本坊の僧が例年通り私宅に逗留につき披露)	子年10月	遠藤嘉兵衛 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-8	乍恐口上之覚(江戸向国講師(古戦読)柳燕川が立上につき披露)	子年10月	松本助太郎店借富五郎 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-9	乍恐口上之覚(津嶋御師山田善兵衛が逗留につき披露)	子年10月10日	真城得藏 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-10	乍恐口上之覚(娘の出産につき披露)	子年10月	新町帳末江戸御元メ手代 広瀬権右衛門 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-11	乍恐口上之覚(松平伊豆守様御家中大塚甚右衛門が立上につき披露)	子年10月19日	安田玄八 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-12	乍恐口上之覚(水戸の飯村忠七が16日に参り18日に立上につき披露)	子年10月19日	大町十三郎 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-13	乍恐口上之覚(上ハ番に荒町十助を指置申度につき披露)	子年11月朔日	橋本重郎次 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-14	乍恐口上之覚(上ハ番に当町金五左衛門・抱屋敷に八幡町仙蔵を指置申度につき披露)	子年11月朔日	橋本長右衛門 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-15	乍恐口上之覚(上ハ番に荒町太次郎を指置申度につき披露)	子年11月朔日	松本助太郎 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-16	乍恐口上之覚(上ハ番に鷹巣村善之助を指置申度につき披露)	子年11月朔日	中町せき・組合3名 [㊤] → 御町御役所	状	1	
4	26-17	乍恐口上之覚(上ハ番に北移村平作を指置申度につき披露)	子年11月朔日	熊田太右衛門 [㊤] → 御町御役所	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	26-18	乍恐口上之覚 (抱屋敷上ハ番に北町駒蔵を指置申度につき披露)	子年11月	北町千助㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-19	乍恐口上之覚 (上ハ番に高 (マ) 巢村松次郎を指置申度につき披露)	子年11月朔日	三瓶徳三郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-20	乍恐口上之覚 (上ハ番に下人半左衛門を指置申度につき披露)	子年11月	佐久間与五右衛門㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-21	乍恐口上之覚 (上ハ番に店借惣右衛門を指置申度につき披露)	子年11月	武田為右衛門㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-22	乍恐口上之覚 (上ハ番に店借善右衛門を指置申度につき披露)	子年11月朔日	鈴木周八㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-23	乍恐口上之覚 (上ハ番に荒町幸蔵倅清五郎を指置申度につき披露)	子年11月	早川与四郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-24	乍恐口上之覚 (上ハ番に体幸助を指置申度につき披露)	子年11月	橋本栄介㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-25	乍恐口上之覚 (上ハ番に荒町亀右衛門を指置申度につき披露)	子年10月	橋本広右衛門㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-26	乍恐口上之覚 (上ハ番に荒町留次を指置申度につき披露)	子年11月	八万町とし・組合2名・法花寺抱屋敷㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-27	乍恐口上之覚 (上ハ番に召抱忠兵衛を指置申度につき披露)	子年11月	阿藤茂兵衛㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-28	乍恐口上之覚 (上ハ番に店借八兵衛を指置申度につき披露)	子年11月	八万町よね・組合3名㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-29	乍恐口上之覚 (上ハ番に八幡町仙蔵を指置申度につき披露)	子年11月	柳原甚四郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-30	乍恐口上之覚 (上ハ番二軒前に大町祐助・移村平作を指置申度につき披露)	子年11月	安田玄八㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-31	乍恐口上之覚 (上ハ番に八幡町仙蔵を指置申度につき披露)	子年11月朔日	渡部新兵衛㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-32	乍恐口上之覚 (上ハ番に当町吉蔵を指置申度につき披露)	子年11月	八万町法花寺抱屋敷・組合3名㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-33	乍恐口上之覚 (上ハ番に秩田村新左衛門を指置申度につき披露)	子年11月	佐藤多兵衛㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-34	乍恐口上之覚 (上ハ番に弟佐平を指置申度につき披露)	子年11月	松本善十郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-35	乍恐口上之覚 (上ハ番に荒町幸太を指置申度につき披露)	子年11月朔日	木村忠右衛門㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-36	乍恐口上之覚 (水戸栗野の飯村忠七殿が逗留につき披露)	子年11月7日	大町十三郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-37	乍恐口上之覚 (上ハ番に南成田村庄吉を指置申度につき披露)	子年10月晦日	三本木弥内㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-38	乍恐口上之覚 (上ハ番に店借松兵衛を指置申度につき披露)	子年11月	羽賀彦太郎㊟ → 御町御役所	状	1	
4	26-39	乍恐口上之覚 (上ハ番に月春山村甚三郎を指置申度につき披露)	子年11月	遠藤嘉兵衛㊟ → 御町御役所	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	26-40	口上之覚 (私所持の酒箒にて八幡町佐久間亀吉にて酒造商売仕候所、酒造人無之につき揚酒造売仕度願)	子年10月	川又孫左衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-41	乍恐口上之覚 (白川御領堤村の岩蔵を月雇に差置度につき披露)	子年10月	中町平右衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-42	乍恐口上之覚 (上ハ番に柴原村丈吉を指置申度につき披露)	子年11月朔日	永沼弁右衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-43	乍恐口上之覚 (上ハ番に今泉村仁左衛門を指置申度につき披露)	子年11月朔日	中嶋市左衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-44	乍恐口上之覚 (上ハ番に高柴村春次を指置申度につき披露)	子年10月晦日	芳賀善兵衛㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-45	乍恐口上之覚 (上ハ番に荒町八重蔵を指置申度につき披露)	子年11月朔日	大町やゑ・組合3名㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-46	乍恐口上之覚 (上ハ番に月雇蛇石村徳之丞を指置申度につき披露)	子年11月朔日	増子弁蔵㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-47	乍恐口上之覚 (上ハ番に月雇貝山村権六を指置申度につき披露)	子年11月朔日	春山六左衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-48	乍恐口上之覚 (番に八幡町清七を指置申度につき披露)	11月	渡辺与三右衛門㊞ → 御町御役所	状	1	
4	26-49	乍恐口上之覚 (上ハ番に店借藤兵衛を指置申度につき披露)	子年11月朔日	木村栄三郎㊞ → 御町御役所	状	1	
4	27	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	寛政8年5月		竖冊	1	
4	28-1	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	天明4年5月		竖冊	1	(4-28全体をビニル紐にて括り)
4	28-2	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-3	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	天明4年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	28-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	天明4年5月		竖冊	1	
4	28-13	三春町欠落者書上帳	天明4年5月		竖冊	1	
4	29-0	[包紙]	文政9年5月	年番橋本伝兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	29-1	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	文政9年5月		竖冊	1	[袋]「浪人帳末宗門御改帳」
4	29-2	三春町男女請払帳	文政9年5月		横冊	1	
4	29-3	三春町男女請払帳	文政9年5月		横冊	1	
4	29-4	[袋入] 三春町欠落者	文政9年5月		状	1	[袋]「欠落者書上」
4	29-5	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-6	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-7	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-8	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-9	三春町江在々より借宅共召仕職人弟子二罷在候御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-10	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-11	[表紙欠損] 奥州田村郡三春大町人別宗	文政9年5月		竖冊	1	
4	29-12	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	30-0	[括り紐]			ひも	1	
4	30-1	[袋]	文化5年5月		袋	1	[袋]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	30-2	三春町男女請払帳	文化5年5月		横冊	1	
4	30-3	[包紙入] 三春町欠落者之覚	文化5年5月		状	2	[包紙]「欠落者書上」
4	30-4	[袋入] 穢多癪人宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	[袋]「穢多癪人宗旨御改帳」
4	30-5	三春町江在々より借宅共召仕職人弟子二罷在候御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-6	宗門御改帳 (穢多癪人宗旨御改帳)	文化5年4月		竖冊	1	
4	30-7	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文化5年		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	30-8	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-9	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-10	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-11	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-12	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	30-13	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文化5年5月		竖冊	1	
4	31-0	[包紙] 三春町江在々より借宅召仕職人弟子二罷在候御改帳	文政2年5月	年番橋本伝兵衛	包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	31-1		文政2年5月		竖冊	1	
4	31-2	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-4	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-5	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-6	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-7	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政2年5月		竖冊	1	
4	31-8	宗門御改帳（穢多癩人宗旨御改帳）	文政5年2月		竖冊	1	
4	32-0	[包紙]	文政6年		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	32-1	三春町男女請拂帳	文政6年5月		横冊	1	
4	32-2	[袋入] 穢多癩人宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	2	[袋]「穢多癩人宗旨御改帳」
4	32-3	[袋入] 浪人并同帳末宗門御改帳	文政6年5月		竖冊	1	[袋]「浪人并同帳末宗門御改帳」
4	32-4	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-6	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	文政6年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	32-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政6年5月		竖冊	1	
4	32-15	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政6年5月		竖冊	1	
4	33-0	[包紙]	天保4年		包紙	1	「包紙」奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳
4	33-1	三春町男女請払帳	天保4年5月		横冊	1	
4	33-2	[袋入] 浪人帳末宗門御改帳	天保4年5月		竖冊	2	[袋] 「浪人帳末宗門御改帳」
4	33-3	[包紙入] 穢多頼人宗旨御改帳	天保4年5月		竖冊	2	[包紙] 「穢多頼人宗旨御改帳」
4	33-4	三春町江在々より借宅并召仕職人弟子二罷在候御改帳	天保3年5月		竖冊	1	
4	33-5	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-6	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-7	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 済家宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-8	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 天台宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-9	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 曹洞宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-10	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 法華宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-11	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 真言宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-12	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 時宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-13	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 浄土真宗	天保4年5月		竖冊	1	
4	33-14	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	天保4年5月		竖冊	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	33-15	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	天保4年5月		堅冊	1	
4	34	〔書簡〕「三度便啓上仕候…」(当年の作柄や相場につき情報交換)	6月11日	清須美源四郎 → 川又彦十郎様	状	1	
4	35-0	〔包紙〕	文政10年5月		包紙	1	〔包紙〕「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	35-1	〔包紙入〕欠落者書上	文政10年5月		状	2	〔包紙〕「欠落者書上」
4	35-2	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	文政10年5月		堅冊	2	〔袋〕「浪人帳末宗門御改帳」
4	35-3	〔袋入〕穢多癪人御改帳	文政10年5月		堅冊	1	〔袋〕「穢多癪人御改帳」
4	35-4	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-5	三春町在々より借宅共召仕職人弟子に罷在御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-6	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-7	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-8	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-9	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-10	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政10年5月		堅冊	1	
4	35-11	奥州田村郡三春人別宗旨目録	文政10年5月		堅冊	1	
4	36-0	〔包紙〕	天保4年5月		包紙	1	〔包紙〕「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	36-1	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	天保4年5月		堅冊	1	
4	36-2	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	天保4年5月		堅冊	1	
4	36-3	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	天保4年5月		堅冊	1	
4	36-4	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	天保4年5月		堅冊	1	
4	36-5	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	天保4年5月		堅冊	1	
4	36-6	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	天保4年5月		堅冊	1	〔袋〕「浪人帳末宗門御改帳」
4	36-7	〔袋入〕穢多癪人宗旨御改帳	天保4年5月		堅冊	1	〔袋〕「穢多癪人宗旨御改帳」
4	36-8	〔袋入〕三春町江在々より借宅并召仕職人弟子に罷在御改帳	天保4年5月		堅冊	2	〔袋〕「三春町在々より借宅并召仕職員弟子に罷在御改帳」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	36-9	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	天保4年5月		縦冊	1	
4	36-10	三春町男女払帳	天保4年5月		横冊	1	
4	36-11	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	天保4年5月		縦冊	1	
4	37-0	[包紙]	文政8年5月		包紙	1	[包紙]「奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳」
4	37-1	[袋入] 穢多瀬人宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	[袋]「穢多瀬人宗旨御改帳」
4	37-2	[袋入] 穢多瀬人宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	[袋]「穢多瀬人宗旨御改帳」
4	37-3	三春町男女請払帳	文政8年5月	宗旨方	横冊	1	
4	37-4	[包紙入] 三春町欠落之者之覚	文政7年		状	1	[包紙]「欠落者書上」
4	37-5	[袋入] 浪人帳宗門御改帳	文政8年5月		縦冊	1	[袋]「浪人帳宗門御改帳」
4	37-6	[袋入] 浪人帳末家御改帳	文政8年5月		縦冊	1	[袋]「浪人帳末家御改帳」
4	37-7	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-8	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-9	三春町へ在々より借宅并召仕職人弟子に罷在候御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-10	奥州田村郡三春大町人別宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-11	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-12	奥州田村郡三春北町人別宗旨御改帳	文政8年		縦冊	1	
4	37-13	奥州田村郡三春八幡町人別宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-14	奥州田村郡三春中町人別宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	37-15	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政8年5月		縦冊	1	
4	38	三春町男女請払帳	天保3年5月		横冊	1	
4	39	三春町男女請払帳	文政10年5月		横冊	1	
4	40	三春町男女請払帳	文政5年5月		横冊	1	
4	41	[表紙欠]「法御座候…」(三春町男女請払帳)			横冊	1	(綴じ紐切れ)

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
4	42	三春町男女請払帳	文政5年5月		横冊	1	
4	43	穢多癪人宗旨御改帳	文政9年5月		竖冊	1	
4	44	〔袋入〕穢多癪人宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多癪人宗旨御改帳」
4	45	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 蛭児	文政7年5月		竖冊	1	(虫損大)
4	46	〔袋入〕穢多癪人宗旨御改帳	文政7年5月		竖冊	1	〔袋〕「穢多癪人宗旨御改帳」
4	47	〔袋入〕浪人并同帳宗門御改帳	文政6年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人并同帳宗門御改帳」
4	48	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 修験	文政7年5月		竖冊	1	
4	49	奥州田村郡三春町人別宗旨御改帳 社家	文政7年5月		竖冊	1	
4	50	〔袋入〕浪人帳末宗門御改帳	文政5年5月		竖冊	1	〔袋〕「浪人帳末宗門御改帳」
4	51	三春町男女請払帳	文政5年5月		横冊	1	
4	52	奥州田村郡三春新町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	53	奥州田村郡三春荒町人別宗旨御改帳	文政6年5月		竖冊	1	
4	54	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政5年5月		竖冊	1	
4	55	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政7年5月		竖冊	1	
4	56	穢多癪人宗旨御改帳	文政5年5月		竖冊	1	
4	57	奥州田村郡三春町人別宗旨目録	文政5年5月		竖冊	1	
	(止)						

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	1-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「植田荘右衛門様」
A	1-1	川又家督記			竖冊	1	
A	1-2	[絵図] (川又彦十郎屋敷絵図)			舗	1	
A	1-3	「一、私儀安政五年…」(近年不如意ニ付 検断役其外加役御免願の写)			状	1	
A	1-4	[絵図] (川又孫左衛門抱屋敷絵図)			舗	1	
A	1-5	「私儀丈六堂…」(廃寺ニ付居拝借願)	明治4年4月	州伝寺弟子丈六堂留守居貞寿、元 万徳寺世話人大町佐藤莫十郎、荒 町橋本善次 → 御藩庁	状	1	[付札]「一代者難貸附住居見付候 迄地所検査之上貸渡候事」
A	1-6	「文化二丑年五月廿二日…」(褒賞および被 下物の達書の写)			状	2	「川又家督記」(A-1-1)用の原稿カ
A	1-7	家督之節秘書(家督相続の心得および天保五 年郷村取金掛就任の願末)	天保6年正月		状	1	
A	1-8	一札之事(当村吉六が大町抱屋敷へ借宅につ き一札)		→ 川又孫左衛門当テ	状	1	
A	1-9	一札之事(願書先例集の索引)			竖冊	1	A-1-10の別冊索引
A	1-10	建紙願書之覚(願書先例集)			竖冊	1	
A	1-11	「一、御代官所二郷ニ相成候扣…」(蝕留 帳)	(寛政12年頃)		竖冊	1	
A	1-12	口上之覚(抱屋敷に用水無之、松本伊右衛門 後家方より引水のため土中伏樋仕候につき 届)	酉年5月	川又彦十郎 → 御町御役所	状	1	
A	1-13	「寛政巳閏七月…」(祝儀褒賞などメモ)			状	1	
A	1-14	内願手扣(塩荷物運上の取立許可願の下書)			状	1	
A	1-15	「私儀代々御本陣役被仰付…」(本陣地続き 御家人屋敷地を無税にて拝借仕来るも此度御 改政につき地稅上納永代拝借願)	明治5年正月	川又彦十郎 → 三春県庁御中	状	1	朱書「願之通」
A	1-16	[前欠]「鎮守山秦平寺…」(田村郡の地誌 の一部カ)			状	1	
A	2-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「古証文手形入」(括り紐 とも)
A	2-1-0	[括り紐]			ひも	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-1-1	〔包紙入〕奉拝借年賦証文之事（100両、10年賦、無利足にて借用につき）	万延元年10月	二本松領小浜町 拝借人藤五郎、外2名 → 三春町 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「証文 藤五郎」小浜町菅野大三郎裏書あり
A	2-1-2	手控（橋本屋藤四郎方貸方調べ（計142両余））	（慶応2年以降）		状	1	
A	2-1-3	貸地ニ相渡申屋敷証文之事（表口3間半裏行16間の屋敷地家土蔵付質地にて60両借用につき、写）	慶応2年2月	貸主与右衛門、外4名 → 橋本屋藤四郎殿	状	1	組頭田口六兵衛外2名裏書あり
A	2-1-4	借用仕金子之事（商売元手金として100両借用（元金25両、月利3分）、写）	慶応2年	借用人 橋本屋藤四郎、外1人 → 川又彦十郎殿	状	1	
A	2-1-5	〔書簡〕「以手紙啓上仕候…」（寅年中の借用金につき、下書）			状	1	
A	2-1-6	〔書簡〕「一筆啓上仕候…」（借用金未返済のまま質地を脇方へ譲渡した頼末を糾明するよう依頼）	3月23日	川又彦十郎	状	1	
A	2-1-7-0	〔包紙〕		橋本屋藤四郎	包紙	1	〔包紙〕「証書」
A	2-1-7-1	借用仕金子之事（商売元手金として100両借用（元金25両、月利3分））	慶応2年	借用人 橋本屋藤四郎、外1名 → 川又彦十郎様	状	1	A-2-1-4の正本
A	2-1-7-2	貸地ニ相渡申屋敷証文之事（表口3間半裏行16間の屋敷地家土蔵付質地にて60両借用につき）	慶応2年2月	貸主与右衛門、外4名 → 橋本屋藤四郎殿	状	1	組頭田口六兵衛外2名裏書あり、A-2-1-3の正本
A	2-2-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-2-1-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-2-1-1	〔包紙入〕借用仕金子之事（蝸買元手金として50両借用）	天保14年6月	借用人荒町藤左衛門、受人同兵助 → 御陣屋金御口入永戸庄左衛門様、御取次川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「証文彦通 藤左衛門」
A	2-2-1-2	〔包紙入〕借用仕年賦証文之事（返済滞納につき拾ヶ年賦）	天保15年11月	借用人荒町藤左衛門、受人同兵助、受人久米吉 → 永戸与次右衛門様、川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「上 荒町藤左衛門 年賦 証文先証文有」
A	2-2-2	〔包紙入〕借用仕金子之事（煙草元手金として5両借用）	明治2年3月	青木屋清助 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「証文彦通 青木屋清助」
A	2-2-3	〔包紙入〕拝借仕金子之事（商売元手金として10両借用）	安政6年12月	借用人室井保兵衛、受人山崎屋治兵衛 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「証文彦通 室井保兵衛」
A	2-2-4	〔包紙入〕借用仕金子之事（3両借用）	慶応2年正月	室井保兵衛 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「上 室井保兵衛」
A	2-2-5	〔包紙入〕借用仕年賦証文之事（商売仕入金として10両借用）	文久元年6月	坂路勘之丞 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「借用証文 坂路勘之丞」
A	2-2-6	〔包紙入〕拝借申金子之事（商売元手金として10両借用）	文久2年2月	借用人小平、受人孫平 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「上 小平」
A	2-2-7	〔包紙入〕借用仕金子之事（家賃滞納分計7両2分1朱111文借用）	安政7年3月	借用人佐吉、請人嘉吉 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕「上 北町佐吉」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-2-8	〔包紙入〕 借用仕金子之事 (6両借用)	元治元年9月	借用人八万町坂江屋倉吉、請人同町南部屋卯之松 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕 「証文巻通 八幡町坂江屋倉吉」
A	2-2-9	〔包紙入〕 拝借仕金子之事 (御簀町新規石場普請入用金として10両借用)	文久2年6月	拝借人北町大久保半平、拝借受人同町左久間直七 → 川又孫左衛門様	状	1	〔包紙〕 「証文巻通 大久保半平、左久間尚七」
A	2-2-10	〔包紙入〕 拝借仕金子之事 (5両借用)	嘉永2年4月	拝借人角中幸吉 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕 「証文巻通 角中幸吉」
A	2-2-11-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-2-11-1	〔包紙入〕 入置申一札之事 (20両借用)	文久3年9月	借用人橋本定吉、請人八文字屋長次 → 川又孫左衛門様	状	1	〔包紙〕 「証文 橋本定吉」
A	2-2-11-2	〔包紙入〕 借用申金子之事 (3両2分借用)	文久3年9月	借用人八文字屋長次、請人橋本定吉 → 川又孫左衛門様	状	1	〔包紙〕 「証文巻通」
A	2-2-12	〔包紙入〕 借用申金子之事 (脂蠟仕入金として70両借用)	元治元年5月	借用人橋本伝三郎、受人渡部市郎治 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕 「証文 橋本伝三郎」
A	2-2-13	〔包紙入〕 拝借仕金子之事 (桶買入のため30両借用)	文久2年6月	紙屋市郎兵衛、紙屋伝三郎 → 川又彦十郎様	状	1	〔包紙〕 「証文巻通 紙屋伝三郎」
A	2-2-14	〔包紙入〕 拝借仕金子之事 (刻煙草仕入金として20両借用)	万延元年11月	拝借主新町勝蔵、受人同町久吉 → 川又孫左衛門様	状	1	〔包紙〕 「拝借証文 新町勝蔵」
A	2-3-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-3-1	〔包紙入〕 拝借仕金子之事 (棚倉表出張のため金10両借用)	慶応4年5月	大浦宮城 → 秋田亀柴 (楽カ)	状	1	〔包紙〕 「証書 大浦宮城」
A	2-3-2-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-3-2-1-0	〔包紙〕		豊嶋	包紙	1	〔包紙〕 「出入手形」
A	2-3-2-1-1	覚 (午春村坪出人1人分代3両2分受け取り)	午年正月27日	豊嶋央	状	1	
A	2-3-2-1-2	借用申金子之事 (金3両借用につき)	明治2年2月	豊嶋央 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-3-2-2	覚 (村平均出人1人分受け取り)	午年正月	秋田伝内	状	1	
A	2-3-2-3	覚 (村平均出人1人分受け取り)	午年正月	秋田伝内	状	1	
A	2-3-2-4	覚 (村平均出人1人分受け取り)	午年正月	秋田伝内	状	1	
A	2-3-2-5	覚 (与内1人分受け取り)	午年正月	秋田伝内	状	1	
A	2-3-2-6	覚 (村平均出人1人分受け取り)	午年正月	秋田伝内	状	1	
A	2-3-2-7	受取申米之事 (当巳物成米のうち20俵受け取り)	明治2年10月	秋田伝内 → 高橋武七	状	1	
A	2-3-2-8	請取申米之事 (当午物成米のうち20俵受け取り)	明治3年10月	秋田伝内 → 高橋武七	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-3-2-9	「手形共印形…」(出人・御貸人の処理につき)			状	1	
A	2-3-2-10	「書簡」 「節柄も…」 (嫁めでたくとりきめ、他)		□□坊 → 彦十郎君	状	1	
A	2-3-2-11	「書簡」 「極々の急用…」 (俵出張を命じられ金5両借用願)	6月24日	彦十郎 → 亀樂	状	1	
A	2-3-3-0	「括り紐」			ひも	1	
A	2-3-3-1-0	「包紙」			包紙	1	「包紙」 「手形 巻枚」
A	2-3-3-1-1	覚 (酉年出人1人分3両2歩受け取り)	酉年正月	大浦寅次郎	状	2	2枚同一内容
A	2-3-3-1-2	請取申米之事 (当申年物成のうち米8俵受け取り)	安政7年8月	大浦寅次郎 → 蒔田平馬	状	1	
A	2-3-3-1-3	請取申米之事 (当申年物成のうち米7俵受け取り)	安政7年8月	大浦寅次郎 → 蒔田平馬	状	1	(3～4巻込み)
A	2-3-3-1-4	請取申米之事 (当申年物成のうち米40俵受け取り)	安政7年8月	大浦寅次郎 → 蒔田平馬	状	1	
A	2-3-3-1-5	「断簡」 「川又彦十郎様 大浦…」 (付箋)		大浦 → 川又彦十郎様	状	1	
A	2-3-3-1-6	受取申米之事 (当亥年物成のうち米16俵受け取り)	文久3年8月	大浦寅次郎 → 高橋武七	状	1	(糊はがれ)
A	2-3-3-1-7	借用申金子之事 (秘用につき金3両借用)	元治2年正月	豊嶋 央 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-3-3-1-8	請取申米之事 (当亥年物成のうち米12俵受け取り)	文久3年8月	大浦寅次郎 → 高橋武七	状	1	
A	2-3-3-2	覚 (当辰夏渡り村坪出人1人分代3両2歩受け取り)	辰年6月27日	豊嶋 央	状	1	(2～3巻込み)
A	2-3-3-3	覚 (当辰出人1人分代7両受け取り)	辰年正月	大浦帯刀	状	1	
A	2-3-3-4-0	「紙帯」			紙帯	1	「紙帯」 「卯年米廿五ノ手形」
A	2-3-3-4-1	「書簡」 「…一、彦太郎殿…」 (10両円借用願い)	5月15日	しろ坂隠人 (大浦御隠居カ) 川又孫左衛門	→ 状	1	
A	2-3-3-4-2	「包紙入」 受取申米之事 (当辰物成米のうち米5俵受け取り)	慶応4年10月	大浦帯刀 → 高橋武七	状	1	「包紙」 「わり判済…」
A	2-3-3-5	「書簡」 「前書相略…」 (すか川・かがみ沼一条につき)	6月28日		状	1	
A	2-3-3-6	「書簡」 「急用ニ付…」 (両度の拝借5両の件)	12月4日	隠人 → 彦十郎	状	1	
A	2-3-3-7	覚 (御城坂通りのしたで手入用金受取り)	う年6月	大浦	状	1	
A	2-3-3-8	「一、詰之手宛…」 (江戸詰めの手見積り)			状	1	
A	2-3-4-0	「包紙」			包紙	1	「包紙」 「申年出人手形式枚 証書 巻通」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-3-4-1	借用申金子之事（金3両借用につき）	安政6年正月	小野寺市太夫 → 川又源左衛門	状	1	
A	2-3-4-2	借用申金子之事（金6両借用につき）	安政6年10月	小野寺市太夫 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-3-4-3	覚（当申年出入1人分3両2分受取り）	申年正月	小野寺市太夫	状	1	
A	2-3-5	〔紙帯括り包紙入〕借用申金子之事（金10両借用につき）	安政6年12月	盤前半吾 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「金拾両証書」／〔紙帯〕
A	2-3-6	〔紙帯括り〕借用申金子之事（金5両借用につき）	嘉永7年8月	中瀬秀馬 → 川又彦十郎	状	1	〔紙帯〕「中瀬秀馬様」
A	2-3-7-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-3-7-1	〔包紙入〕借用申金子之事（金2両借用につき）	安政6年4月	赤松主馬 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「赤松主馬」
A	2-3-7-2	〔包紙入〕借用申金子之事（金5両借用につき）	安政6年7月	赤松主馬 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「証書巻通」
A	2-3-7-3	〔紙帯括り〕借用申金子之事（金30両借用につき）	文久3年9月	赤松主馬 → 川又孫左衛門	状	1	〔紙帯〕「三拾両 赤松様・・・」
A	2-3-8-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-3-8-1	〔包紙入〕借用仕金子之事（金1両1分借用につき）	安政2年12月	借用人込木村 武田七郎 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「証文」
A	2-3-8-2	〔書簡〕「前書相略候…」（込木村要右衛門夫食納米手達につき）	17日	亀楽 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-3-8-3	〔書簡〕「以手紙啓上仕候…」（御城坂隠居より願った借用金承引の御札）	極月29日	武田七郎 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-3-9-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-3-9-1	〔書簡〕「前略御用捨…」（証書落手くださるよう）	6月20日	山地順八郎 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-3-9-2	覚（金3両借用につき）	慶応4年6月20日	山地順太郎 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-3-10-0	〔紙帯〕			紙帯	1	
A	2-3-10-1	〔包紙入〕借用金子之事（金5両借用につき）	慶応2年9月	山地純之祐 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「証書 山地純之祐」
A	2-3-10-2-0	〔包紙〕			包紙	1	〔包紙〕「米手形三枚入」
A	2-3-10-2-1	覚（当月渡御扶持のうち米1俵を川又孫左衛門へ渡すよう依頼）	卯年2月	山地純之祐 → 永倉御役所	状	1	
A	2-3-10-2-2	覚（当月渡御扶持のうち米1俵を川又孫左衛門へ渡すよう依頼）	卯年3月	山地純之祐 → 永倉御役所	状	1	
A	2-3-10-2-3	覚（当月渡御扶持のうち米1俵を川又孫左衛門へ渡すよう依頼）	卯年4月	山地純之祐 → 永倉御役所	状	1	
A	2-3-11	借用申金子之事（次男麟蔵会津へ鎗術修行のため計9両借用につき）	万延元年9月	加村麟蔵、外1名 → 川又孫左衛門、外1名	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-3-12-0	[紙帯]		山地純之祐	紙帯	1	[紙帯]「出人手形三枚入外ニ佐久間周三郎殿添書」
A	2-3-12-1	「包紙入」借用申金子之事(金12両借用、返済は3年分出人手形にて)	安政6年3月	山地純之祐、外1名 → 川又彦十郎	状	1	[包紙]「証書 山地純之祐」
A	2-3-12-2	添書之覚(山地純之祐借用金、万一人手形延引の場合は引き受けにつき)	安政6年3月	佐久間周三郎 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-3-12-3	[書簡]「大無音…」(金子拝借願)		山地純之祐 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-4-0	[括り紐]			ひも	1	
A	2-4-1	借用申金子之事「一、金拾五両也…」(金15両秋まで借用につき)	明治3年2月5日	湊米松 → 川又彦四郎	状	1	
A	2-4-2	借用申金子之事「一、金五両…」(金5両要用につき借用)	明治2年12月	山地純一 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-4-3	覚「一、金五両…」(金5両東京行のため借用)	明治2年10月21日	山地軍八 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-4-4	「包紙入」借用金子之事「一、金壹両式分也…」(金1両2分の内1両東京行のため借用)	2月4日	印形無候付市川様より拝借仕候山田貞造、外1名 → 川又孫左衛門	状	1	[包紙]「証文 一通 山田東京借用」
A	2-5-0	[括り紐]			ひも	1	
A	2-5-1	「包紙入」借用申金子之事「一、金七拾両…」(金70両来西10月まで借用につき)	万延元年12月	小野寺金兵衛 → 川又孫左衛門	状	1	[包紙]「申十二月 金七拾両借用証文三通 小野寺」
A	2-5-2	「包紙入」受取申米之事「一、米三拾俵也…」(米30俵受取りにつき)	嘉永5年8月	小野寺金兵衛 → 東郷御代官所	状	1	[包紙]「三拾ノ手形壹枚出人与内手形貳枚 小野寺」
A	2-5-3	「包紙入」借用仕金子之事「一、金拾両也…」(金10両当夏蟬購入元手金として借用につき)	文久3年5月	清水屋政次 → 川又孫左衛門	状	1	[包紙]「証文壹通 清水屋政次」 小の寺金兵衛奥印あり
A	2-5-4-0	[紙帯]			紙帯	1	[紙帯]「巳十二月廿八日 四両 午二月迄 小野寺様」
A	2-5-4-1	「包紙入綴」請取申米之事「一、米五俵也…」(米5俵・糯米1俵・大豆5俵受取りにつき)	安政4年12月	小野寺金兵衛 → 東郷御代官所	綴	1	[包紙]「巳十二月廿八日 米大豆手形二枚 小野寺」(紙数2枚)
A	2-5-4-2	覚「午二月頃までニ返納致候…」(米5俵など差し出すので金4両借用下さるようお願い)	28日	小野寺金兵衛	状	1	
A	2-5-5	「包紙入」覚「一、金式拾両也…」(金20両借用の引きあてとして米18俵・出人手形2枚・与内手形2枚・小宮山刀1本差し出しにつき)	7月12日	小野寺 → 川又	状	1	[包紙]「一、米十八俵 一出人与内四枚別ニ書附一枚 小野寺」
A	2-5-6	覚「一、金三拾両也…」(金30両御用御才覚金として借用につき)	万延元年11月	遠藤彦十郎、外3名 → 小野寺金兵衛	状	1	
A	2-5-7	覚「一、金拾貳両也…」(金12両・5両・5両借用の引きあて書上)	巳年12月24日	小野寺金兵衛	状	1	
A	2-5-8	「包紙入」受取申米之事「一、米貳拾俵也…」(米20俵受取りにつき)	安政5年9月	小野寺金兵衛 → 東郷御代官所	状	1	[包紙]「午之秋物成米貳拾両ノ 巳十二月廿四日 小野寺金兵衛」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-5-9	〔包紙入〕請取申米之事「一、米拾五俵也…」（米15俵受取りにつき）	安政4年11月	小野寺金兵衛 → 磐前半五	状	1	〔包紙〕「十一月朔日 米拾五ノ手形 小野寺」
A	2-5-10-0	〔括り組〕			ひも	1	
A	2-5-10-1	〔包紙入〕覚「一、金拾両也…」（金10両、来寅3月まで借用につき）	丑年極月29日（嘉永6）	州傳寺 → 小野寺金兵衛	状	1	〔包紙〕「御免町小野寺金兵衛様 州傳寺」
A	2-5-10-2	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金拾両也…」（金10両、寺入用につき借用）	嘉永6年極月	借主州傳寺、受人鹿又村照光寺 → 御免町 小野寺金兵衛	状	1	〔包紙〕「上」
A	2-5-10-3	〔包紙入〕覚「一、州傳寺御領分…」（州傳寺領分収納米金を借金引きあてとして納付につき）	嘉永6年12月	御寺領支配高倉村庄屋 橋本茂市郎 → 小野寺金兵衛様御取次中	状	1	〔包紙〕「引当証書 高倉村庄屋橋本茂市郎」小野寺金兵衛宛宛州傳寺奥書あり
A	2-5-11-0	〔包紙〕			包紙	1	〔包紙〕「書附式枚 小野寺」
A	2-5-11-1	覚（鮫鞘大小一腰代金として40両支払いにつき）	寅年正月	小野寺金兵衛 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-5-11-2	覚（金25両の引きあてとして刀1本・鏢1つ・印籠1つ差し出しにつき）	丑年12月	小野寺金兵衛 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-6-0	〔括り組〕			ひも	1	
A	2-6-1	〔包紙入〕覚「一、金五拾両…」（金50両借用仮証文）	申年5月17日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「申五月十七日証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-2	〔包紙入〕覚「一、金拾五両…」（金15両、来戌3月まで借用につき）	酉年12月21日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-3	〔紙幣括り〕覚「一、金貳拾両也…」（金20両、当5月まで借用につき）	戌年3月18日	斎藤善右衛門 → 川又彦十郎	状	1	〔紙幣〕「貳拾両 五月迄也 斎藤氏」
A	2-6-4	覚「一、金四両貳分…」（金4両2分借用仮証文）	申年8月13日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-5	覚「一、金七拾五両…」（金75両薩仕入金として借用、仮証文）	巳年閏5月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-6	〔書簡〕「一、昨日茂遠方御尊来…」（夏まゆ不勝手につき、金4両2分借用願および借用仮証文）	8月15日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-7	覚「一、金三拾両也…」（金30両、葉たばこ仕入金として借用につき）	戌年12月3日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-8	覚「一、金五拾両也…」（金50両借用仮証文）	酉年5月28日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-9	〔包紙入〕覚「一、金五拾両也…」（金50両借用仮証文）	申年5月18日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「五月十八日分証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-10	覚「一、金拾七両也…」（金17両借用仮証文）	酉年6月4日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-11	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金五両也…」（金5両口入金として、来午3月まで借用につき）	安政4年11月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-12	〔包紙入〕覚「一、金六両也…」（金6両口入金として、当9月まで借用につき）	午年8月12日	斎藤善右衛門 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「証書 斎藤善右衛門」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-6-13	覚「一、金五両也…」(金5両口入金として、当4月まで借用につき)	午年3月24日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	
A	2-6-14	【包紙入】覚「一、金五両也…」(金5両口入金として、当10月まで借用につき)	未年7月28日	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-15	【包紙入】借用申金子之事「一、金貳拾五両也…」(金25両、葉たばこ仕入金として、来春中まで借用につき)	安政5年12月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「午十二月 金貳拾五両証文 斎藤善右衛門」
A	2-6-16	【包紙入】借用申金子之事「一、金五拾両也…」(金50両、葉たばこ仕入金として、当未5月まで借用につき)	安政6年2月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「未二月 金五拾両証文 斎藤善右衛門」
A	2-6-17	【包紙入】覚「一、金貳拾両也…」(金20両口入金として、当10月まで借用につき)	午年9月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-18	【包紙入】借用申金子之事「一、金貳拾五両也…」(金25両、葉たばこ仕入金として、当5月まで借用につき)	安政5年2月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「五月迄之証文四月中二も 済候答 証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-19	【包紙入】借用申金子之事「一、金貳拾両也…」(金20両、蘭買金として借用につき)	安政5年5月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-20	【包紙入】覚「一、金拾両也…」(金10両借用返証文)	午年6月9日	斎藤善右衛門 → 川又彦十郎	状	1	【包紙】「証書 斎藤善右衛門」
A	2-6-21	【包紙入】覚「一、金五拾両也…」(金50両、米仕入金として借用につき)	安政5年9月	斎藤善右衛門 → 川又孫左衛門	状	1	【包紙】「金五拾両証文 斎藤善右衛門」裏書あり「十月五日内落受取」
A	2-7-0	【紙帯】			紙帯	1	【紙帯】「金四両泰平寺 外二…」
A	2-7-1	【包紙入】一札之事「右者其一山地代金…」(来巳6月より3年間地代金・参物を世話人両人に任せる引きあてに金10両借用につき)	安政3年12月	帥繼院役寺松本院 → 三春山中和泉屋小平次、外1名	状	1	【包紙】「一札」
A	2-7-2	【包紙入】借用申金子之事「一、金八両也…」(金8両、泰平寺留守居万蔵寺要用につき、泰平寺地代・参物引きあてに借用)	安政4年7月	泰平寺留守居万蔵寺 → 川又孫左衛門、外1名	状	1	【包紙】「証文 泰平寺」
A	2-7-3	【包紙入】一札之事「一、金八両也…」(金8両にて、来午6月より泰平寺地代・参物2ヶ年取り立て納める旨)	安政4年7月	泰平寺門前借和泉屋小平次、外1名 → 川又孫左衛門、渡辺弥平太御口入	状	1	【包紙】「一札 泰平寺門前借和泉屋小平次・同笠間屋要右衛門」
A	2-8-0	【括り紐】			ひも		
A	2-8-1-0-1	【包紙】			包紙	1	【包紙】「屋敷書入証文 北町理兵衛」
A	2-8-1-0-2	【包紙】			包紙	1	【包紙】「上 北町理兵衛」
A	2-8-1-1	借用申金子之事「合金三拾両者…」(金30両、家屋敷・田地抵当にて5ヶ年借用につき)	寛政8年5月	借用人北町理兵衛、外2名 → 紫雲寺御口入	状	1	川又孫左衛門外4名奥印あり
A	2-8-1-2	御拜借仕申金子之事「合金三両也…」(金3両借用につき)	享和元年4月	北町理兵衛 → 渡辺甚蔵	状	1	【端裏書】「三両 北町理兵衛殿」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-8-1-3	借用仕金子之事「合金三拾両者…」(白河家中扶持米繰合金預り金より金30両借用につき)	寛政12年5月	借用人三春北町利兵衛、外2名 → 鏡沼常松与左衛門・須加川市原貞右衛門	状	1	〔端裏書〕「三拾両 大沢や理兵衛」申5月付三春中町渡部甚藏奥印あり
A	2-8-1-4	借用仕金子之事「合金五両者…」(金5両、商売元手金として借用につき)	寛政10年正月	借用人北町理兵衛、外2名 → 渡辺甚内	状	1	
A	2-8-2	借用仕金子之事「一、金五両也…」(金5両、北町利兵衛屋敷書入れ、来10月まで借用につき)	嘉永7年6月	渡辺甚吾 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-9-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-9-1-0	〔包紙〕			包紙	1	〔包紙〕「上 遠藤保藏 借用証文 巻通」
A	2-9-1-1	〔紙帯括り〕覚「一、金拾両也…」(金10両、明朝まで時借につき)	4月18日	借用人 遠藤保藏、外1名 → 川又彦十郎	状	1	〔紙帯〕「鬼生田 遠藤」〔端裏書〕「上」
A	2-9-1-2	拝借仕金之事「合金貳拾五両也…」(金25両借用につき)	嘉永6年9月	拝借人鬼生田村組頭藤野小右衛門、外4名 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-9-1-3	覚「一、金貳拾五両也…」(金25両、鉄砲札25枚引きあて借用につき)	丑年5月	借用人鬼生田村遠藤保藏、外2名 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-9-1-4	口上之覚「一、此度鉄砲札之儀…」(返済方法につき)	丑年9月	鬼生田村庄屋遠藤保藏 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-9-2-0	〔包紙〕			包紙	1	〔包紙〕「金子証文入 檜葉郡上桶 荒村栄助」
A	2-9-2-1	借用申金子証文之事「一、金五拾両也…」(金50両、年貢上納金に差し支えにつき借用)	嘉永4年11月	棚倉領檜葉郡上桶荒村借用人栄助、外3名 → 三春中町川俣彦十郎	状	1	右村(上桶荒村)庄屋永山庄左衛門奥印あり
A	2-9-2-2	覚「一、別紙之通り…」(当10月より来3月まで借用の旨)	子年10月	桶荒栄助 → 川又彦十郎	状	1	
A	2-9-3	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金貳拾両也…」(金20両、来3月まで借用につき)	安政4年10月	常葉石井口蔵 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「上 石井」
A	2-9-4	〔包紙入〕拝借仕金子之事「一、金七両貳分也…」(金7両2分、蝸買金として拝借につき)	明治3年5月	拝借人鈴木周作、外1名 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「証文 鈴木周作」
A	2-9-5	〔包紙入〕借用仕金子之事「一、金三両也…」(金3両、上納金に差し支えにつき借用)	弘化4年11月	借用人富沢村金五衛門、外1名 → 川又彦左衛門	状	1	〔包紙〕「上御証文巻通 富沢村金五衛門」
A	2-10-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	2-10-1	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金百五拾両也…」(金150両、来午3月まで借用につき)	安政4年9月	(奥州郡山)永戸久四郎 → 川又彦左衛門	状	1	〔包紙〕「書付入」
A	2-10-2	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金百両也…」(金100両、商売筋要用のため、当8月まで借用につき)	文久3年5月	柏木祐藏、外1名 → 川又彦左衛門	状	1	〔包紙〕「書付」
A	2-10-3	〔包紙入〕覚「一、金拾両也…」(金10両、出先買立物代金差し支えにつき借用)	戊辰3月24日	出先無印 平四丁目会津屋惣助 → 三春川又惣重郎	状	1	〔包紙〕「受取書一札 平四丁目会津屋惣助」

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	2-10-4	〔紙幣括り〕借用申金子之事「一、金貳百両也…」(金200両、江戸太物仕入金として借用につき)	文久4年3月	借用人柏木祐藏、外1名 → 川又孫左衛門	状	1	〔紙幣〕「柏木」
A	2-10-5	〔紙幣括り〕借用仕証文之事「一、金六両也…」(金6両要用のため、当子7月まで借用につき)	嘉永5年4月	小浜町借用人六兵衛 → 川又彦十郎	状	1	〔紙幣〕「小浜町 六兵衛殿」内金1両丑11月3日請取りの旨裏書あり
A	3-1	〔包紙入〕借用申金子之事「一、金千貳百両也…」(金1200両、蚕糸仕込前金として借用、返済は三春藩国産引立仕法帳規則通りの旨)	明治3年5月26日	磐州三春麻野清十郎、外2名 → 小野善助	状	1	〔包紙〕「千貳百両 証文巻通」
A	3-2	覚「一、貳拾四両三分也…」(3口17両請求につき)	2月24日	萬屋兵衛 → 川又彦四郎	状	1	
A	3-3	一札之事「一、金百貳拾貳両也…」(傳十郎不始末家出、商売休止につき、御用立金122両残金40両は孫徳太郎成長後に支払いの旨約定)	慶応2年2月	中村次郎兵衛代多助 → 河又彦四郎、御扱人安田兵助	状	1	
A	3-4-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	3-4-1	〔包紙入〕借用仕金子之事「一、金百両也…」(金100両、水戸表古着仕入金として江戸杉坂市之助殿借入金の内より当11月まで借用につき)	慶応元年9月26日	川又傳十郎 → 川又彦十郎	状	1	〔包紙〕「証文巻通」
A	3-4-2	借用仕金子之事「一、金百両也…」(金100両借用につき)		川又傳十郎 → 川又彦十郎	状	1	A-3-4-1の写
A	3-4-3	隠居約定之事「一、新土蔵江致隠居候事…」(新土蔵に隠居する旨、他隠居料・隠居飯米料等とりきめ 阿部庄左衛門仲介)	慶応元年9月26日	川又彦四郎、同傳十郎 → 御本家	状	1	
A	3-4-4	隠居約定之事「一、新土蔵江致隠居候事…」(新土蔵に隠居する旨、他とりきめ)	慶応元年9月26日	川又彦四郎、同傳十郎 → 御本家	状	1	A-3-4-3の写
A	3-5-0	〔括り紐〕			ひも	1	
A	3-5-1	〔包紙入〕為取通申一札之事「一、分家松本左傳太跡式…」(分家松本左傳太跡式、本人拝借金680両返済と引替えに貴殿に任せる旨約定)	慶応3年12月	松本三九郎 → 川又孫左衛門	状	1	〔包紙〕「為取替一札巻通 松本三九郎」 磐前半吾、他3名奥印あり
A	3-5-2	奉願口上之覚「今般当三春土地人民御請取…」(検断役・地方掛御免願、写)	明治5年5月	第4大区1小区三春中町川又彦十郎 → 磐前県御役所	状	1	
A	3-5-3	口上之覚 扣「一、松本三九郎分家松本左源太…」(松本三九郎分家左源太跡式、養子が決まるまで私引請の旨、願控)	12月 (慶応3年カ)	川又源左衛門 → 御米方中	状	1	裏に卯十二月付、橋元四郎平宛川又彦十郎口上之覚あり(松本佐源太跡式北町家屋敷・田地につき私支配願)
A	3-5-4-1	手扣 御米方へ差出候写「分家松本左源太跡式…」(私不如意につき、川又孫左衛門方にて一式引請の旨)		松本三九郎 → (御米方中)	状	1	(1～2は綴り)

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	3-5-4-2	為取替申一札之事「一、御分家松本左源太殿跡屋敷…」(松本左源太跡式引請、跡式養子決定後は双方より口上書を提出の旨約定)		川又孫左衛門 → 松本三九郎	状	1	
A	3-6-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「一札 伴野貞順」
A	3-6-1	覚「一、金貳拾両也…」(金20両、紫雲寺寺備金として預かりにつき)	文久3年9月	伴野貞順 → 紫雲寺旦頭世話人中	状	1	
A	3-6-2	覚「一、金貳拾両也…」(金20両、紫雲寺寺備金として預かりにつき)	文久3年9月	伴野貞順 → 紫雲寺旦頭世話人中	状	1	
A	4-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「三春川又彦左衛門様 永戸直三介」(括り紐とも)
A	4-1	[包紙入] 借用申金子之事「合金四百五十拾両也…」(金450両、旦那方勝手向入用のため借用)	万延元年12月	秋田安房守内不破関蔵、他1名 → 永戸与治右衛門	状	1	[包紙]「金四百五十拾両 借用証文 巻通」秋田斎他1名奥書あり
A	4-2	[包紙入] 借用申金子之事「合金四百両也…」(金400両、旦那方勝手向入用のため借用)	万延元年12月	秋田安房守内不破関蔵、他1名 → 永戸与治右衛門	状	1	[包紙]「金四百両 借用証文 巻通」秋田斎他1名奥書あり
A	4-3	[包紙入] 借用申金子之事「合金三百両也…」(金300両、旦那方勝手向入用のため借用)	万延元年12月	秋田安房守内不破関蔵、他1名 → 永戸与治右衛門	状	1	[包紙]「金三百両 借用証文 巻通」秋田斎他1名奥書あり
A	4-4	[包紙入] 借用申金子之事「合金五百両也…」(金500両、旦那方勝手向入用のため借用)	万延元年12月	秋田安房守内不破関蔵、他1名 → 永戸与治右衛門	状	1	[包紙]「金五百両 借用証文 巻通」秋田斎他1名奥書あり
A	4-5-0	[包紙]			包紙	1	[包紙]「金五百五十拾両借用証文 巻通 外三米六百俵村割巻添面」
A	4-5-1	借用申金子之事「合金百五十拾両也…」(金150両、五君御勝手向御用のため借用)	弘化4年11月	園田要人 → 川又彦左衛門	状	1	
A	4-5-2	[包紙入] 米割「一、米百俵 源左衛門分…」(川又彦左衛門方へ同人案内次第渡すように)	申年10月	園田要人 → 右村々庄屋	状	1	[包紙]「米六百俵村割巻枚」
A	4-5-3	覚「一、金百両…」(元利金計上)	未年11月	園田要人 → 川又彦左衛門	状	1	
A	4-6	[包紙入] 借用申金子之事「合金三十拾両也…」(金30両、公務アメリカ人宿寺麻布善福寺御固仰付られにつき借用)	文久2年6月	不破関蔵、他1名 → 川又彦左衛門	状	1	[包紙]「金三十拾両 証文 巻通 川又氏」[包紙付箋]「文久二戌年六月御用金被仰付候」/秋田斎他1名奥印あり
A	4-7	[包紙入] 金子一札之事「合金五両也…」(金5両、当夏中常陸・下野両州不穩のため日光山御警衛仰付られにつき借用)	元治元年10月	日光山出張中二付加判無之橋村伝八郎、他2名 → 川又彦左衛門	状	1	[包紙]「金五両証文 巻通 元治元年十月御用金 川又彦左衛門」細川孫六郎他1名奥印あり
A	4-8	拝信仕金子之事「一、金「百」(抹消)五拾両也…」(金50両、当春中非常急参府仰付られにつき借用)	文久3年12月	川又彦左衛門 → 御米方御役所	状	1	[端裏書]「亥十二月拝借金証文 御用金」
A	4-9-1	覚「一、金貳拾五両也…」(金25両、御用才覚金の内より請取、当7月中に証文引替につき)	明治2年5月	御米方共(印記「御米方役所」) → 川又孫左衛門	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	4-9-2	覚「一、金貳拾五両也…」(金25両、御用才覚金の内より請取、当7月中に証文引替につき)	明治2年6月	御米方共(印記「御米方役所」) → 川又孫左衛門	状	1	
A	4-9-3	覚「一、金貳拾両也…」(金20両、御用才覚金の内より請取、追って証文引替につき)	明治2年7月	御米方共(印記「御米方役所」) → 川又孫左衛門	状	1	
A	4-9-4	覚「一、金貳拾五両也…」(金25両、御用才覚金の内より請取、追って証文引替につき)	慶応4年6月	御米方役所 → 川又孫左衛門	状	1	
A	4-9-5	覚「一、金五拾両也…」(金50両、御用才覚金の内より請取、追って証文引替につき)	慶応4年8月	三嶋集治、他4名 → 川又孫左衛門	状	1	
A	4-10-1	覚「一、金六百両也…」(御用才覚金600両受取、追って証文引替につき)	辰年7月	欠席三付印形無之松井正左衛門、他1名 → 川又彦十郎	状	1	
A	4-10-2	覚「一、金三百両…」(御用才覚金300両受取につき)	丑年9月	長沢兵左衛門、他1名 → 川又彦十郎	状	1	
A	4-10-3	覚「一、金五百五拾両也…」(御用才覚金550両受取、追って証文引替につき)	巳年5月	赤松兵太夫、他1名 → 川又彦十郎	状	1	
A	4-10-4	覚「一、金六百両也…」(御用才覚金600両受取、追って証文引替につき)	辰年2月	大金哲蔵、他1名 → 川又彦十郎	状	1	
A	4-10-5	記「一、貳千七拾五両貳朱ト三百文 川又孫左衛門…」(年賦金など残高書上)			状	1	
A	4-10-6	「一、貳千七拾五両貳朱ト三百文 川又孫左衛門…」(年賦金など残高書上)			状	1	
A	4-11-1	覚「一、白米拾俵…」(白米10俵借用につき)	7月25日(慶応4)	薩州六番隊金穀方 → 貫野岩松	状	1	
A	4-11-2	覚「一、白米百俵…」(白米100俵、兵糧米としてお願みにつき)	辰年7月26日(慶応4)	薩摩本営六番隊金穀方森彦太郎 → 川又孫右衛門	状	1	
A	4-11-3	記「一、金三百両也…」(計2500両、御用才覚金として貸上げにつき)			状	1	
A	4-12-0	[括り組]			ひも	1	
A	4-12-1	一札之事「一、金百貳拾貳両也 太物代…」(川又傳十郎不始末家出・商売休止一件下書)			状	1	
A	4-12-2	覚「一、金拾貳両ト銀六匁貳分四リ…」(請取皆済、帳消にする旨)	とら年2月19日(慶応2)	近江屋金蔵 → 川又彦四郎、他1名	状	1	
A	4-12-3	一札之事「一、金拾三両貳分也 糸織代…」(傳十郎借用金13両2分のうち当金8両2分請取、残金は孫徳太郎成長後返済の旨約定)	慶応2年2月	高勢屋運吉(印記「羽州米沢城下高勢屋」) → 川又彦四郎、他1名	状	1	
A	4-12-4	一札之事「一、金五両也 呉服代金也…」(傳十郎借用金5両のうち当金2両2分請取、残金は孫徳太郎成長後返済の旨約定)	慶応2年2月13日	山口茂兵衛 → 川又彦四郎、他1名	状	1	
A	4-12-5	覚「一、金六両三分也…」(丸山九兵衛代金受け取りにつき)	寅年2月22日	小野寺金兵衛 → 川又彦四郎	状	1	

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
A	4-12-6	年賦証文之事「一、金百貳拾貳両也 太物代 残金…」(川又傳十郎不始末家出・商売休止 一件下書)	慶応2年		状	1	
A	4-12-7	差上申一札之事「一、金百貳拾貳両ト三匁外 太物代…」(傳十郎借用金122両余のうち当金 86両請取、残金は孫徳太郎成長後返済の旨約 定)	慶応2年3月9日	外村忠兵衛、他1名 (印記「江州 川並」) → 御当人川俣彦四 郎、御扱人安田兵助	状	1	
A	4-12-8	指出し申一札事「一、金三拾八両銀五分 太 物代…」(傳十郎借用金38両のうち当金25両 請取、残金は孫徳太郎成長後返済の旨約定)	慶応2年3月5日	水戸下町井筒屋傳六儀助 → 御 当人川俣彦四郎、御扱人安田兵助	状	1	
A	5	[包紙入未開封]			一括	1	[包紙]「隠居用書」
A	6	[包紙入] 人頭送証文之事 (妹ちせ貴殿方へ 縁付)	弘化2年9月	二本松城下町年寄安斎清作 → 三春御城下川又彦十郎殿	状	1	[包紙]「人頭送証文巻通」
	(止)						

単位	史料番号	表題	年代	作成→宛先	形態	点数	備考
J	1	〔月番記録〕「月番 川侯孫左衛門…」	享保8年		堅冊	1	〔付箋〕「享保八年」
J	2	〔日記〕享保元年申八月より覚書留帳	享保元年		堅冊	1	
J	3	〔日記〕享保八卯年	享保8年		堅冊	1	(表紙欠損)
J	4	〔日記〕享保三戊戌覚日記	享保3年		堅冊	1	(綴じ紐括り文書あり)
J	5	〔日記〕享保貳年酉覚書	享保2年		堅冊	1	
J	6	〔日記〕享保四年己亥日記	享保4年		堅冊	1	
J	7	〔月番記録〕「当番 武田源五右衛門…」	享保5年		堅冊	1	〔付箋〕「享保五年」
J	8	〔日記〕享保九甲辰日記	享保9年		堅冊	1	
J	9	〔日記〕享保六辛丑日記	享保6年		堅冊	1	
J	10	〔日記〕享保七壬寅日記	享保7年		堅冊	1	
J	11	〔月番記録〕「月番 大高甚助様…」	享保13年		堅冊	1	〔付箋〕「享保十三年」(虫損甚大)
J	12	〔日記〕享保十乙巳日記	享保10年		堅冊	1	(虫損)
J	13	〔日記〕享保十一丙午日記	享保11年		堅冊	1	
J	14	〔日記〕享保十二丁未日記	享保12年		堅冊	1	(虫損甚大)
J	15	〔月番記録〕「大高甚介様…」	享保12年		堅冊	1	〔付箋〕「享保十二未年」(虫損)
J	16	〔日記〕享保十四年酉歳覚	享保14年		横冊	1	
J	17	〔日記〕享保十三申八月より当座日記	享保13年8月	川侯彦四郎	横冊	1	
J	18	〔日記〕享保十三戌申霜月末極月日記	享保13年11月	川又彦四郎	横冊	1	
J	19	〔日記〕享保十七子歳日記	享保17年		横冊	1	(虫損甚大)
J	20	〔日記〕享保二拾乙卯歳日記	享保20年		横冊	1	(裏表紙欠損、虫損甚大)
J	21	〔日記〕享保十六亥年日記	享保16年		横冊	1	(表紙・裏表紙欠損)
	(止)						

解題

一、三春中町川又家について¹

現在の福島県田村郡三春町の中心市街地は、三春藩秋田家五万石の城下町として近世期に発展を遂げた。城下町は武家地・町人地・寺社地に区分され、このうち町人地とされたのは、城下西側に位置する大町・中町・八幡町・荒町・北町と、南側に位置する新町の六町である。この六町の支配・運営を担った町役人のうち、最上位の役職を検断と呼び、定員は三名で、世襲される場合もあるが、藩の判断によって交替させられることもあった。検断を勤めた家はいくつかあるが、そのなかでも、正保 2 年（1645）の秋田家の三春入封以降、一時期を除きほぼ一貫して検断を世襲した唯一の家が、中町の川又家である。

1、三春藩の概略

まずはじめに三春藩の概略について、主に『三春町史』通史編（以下、町史通史編）²の記述に拠って述べておく。

三春が城下町として歴史上に現れるのは、永正年間（1504～21）に田村氏が三春城を本拠地として以降である。天正 18 年（1590）の奥羽仕置によって田村氏が改易され、さらに翌年、伊達氏が領地を削減されると、これ以降しばらく、三春は会津藩の支配下に入る。三春城は支城とされ、城代が置かれたが、同じ田村郡の守山城が支城とされた時期もあってその変遷は複雑であり、ここでは省略する。

寛永 4 年（1627）、会津に加藤嘉明が入封すると、三春には嘉明の三男加藤明利が入る。しかし、同時に二本松城に入った松下重綱が同年中に死去すると、翌年には明利が二本松城に移り、重綱の子長綱が三春城に入った。その後、同 21 年（1644）、会津藩主加藤明成の領地収公に前後して、松下長綱も改易され、三春城は幕府によって収公された。以後しばらく、三春とその周辺は幕府領となる。

正保 2 年（1645）、秋田俊季が常陸国宍戸から三春に入封する。これ以降、三春藩主は秋田家が世襲した。なお入封当初の石高は 5 万 5000 石だったが、慶安 2 年（1649）の二代盛季への代替わりに際し、5000 石を盛季の弟季久に分知し、五万石となって固定された。

三春藩秋田家の地方支配機構の頂点には大郡代（文化 2～14 年には藩年寄が郷村方司役としてその任にあたった³）、その下に小郡代（文化元年に郡代に改称）が置かれ、その下に町方支配の町奉行 2～3 名と、在郷支配の郡奉行 3～4 名が置かれた⁴。小郡代・町奉行・郡奉行のうち各 1 名は、宗門奉行（切支丹奉行）を兼帯する。町奉行所は、奉行宅が宛てられる場合と、大手門

¹ 一の記述は、次の論稿を再構成したものである。（小松賢司「三春中町川又家と三春藩」（『福島大学人間発達文化学類論集』第 28 集、2018 年）。

² 『三春町史 通史編 2 近世』（三春町 1984 年、以下『町史通史編』）。

³ 『町史通史編』p710-711。

⁴ 『町史通史編』p170-172。

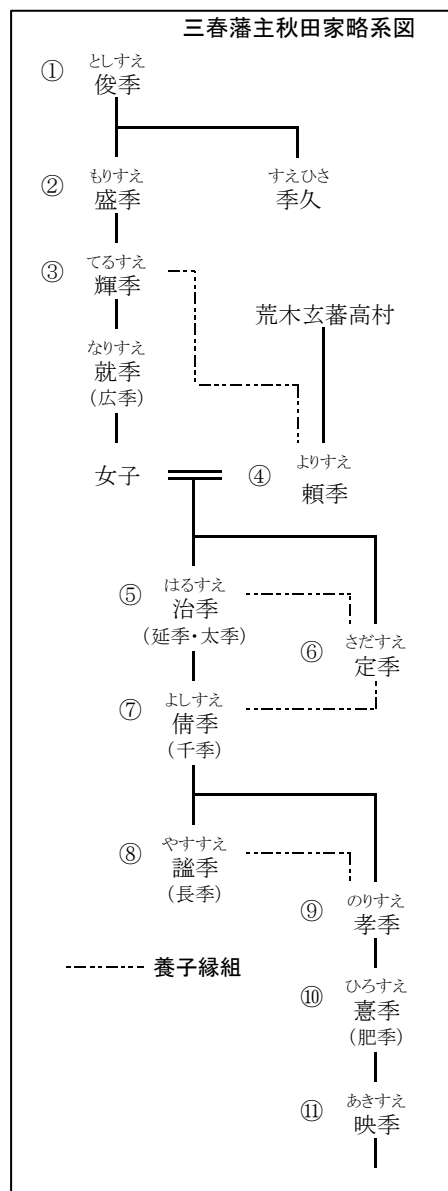
脇の会所内に置かれる場合とがあったという⁵。奉行所には取次・手代・小頭と、小頭に支配される町同心1組が詰めた。文化8年5月、郡奉行・町奉行・代官が廃止され、郡代に一本化されるが、文政元年7月には旧に復している⁶。

三春に入封した初代藩主俊季の孫、三代輝季は、延宝4年(1676)に家督を継いだ。正徳5年(1715)に輝季の嫡男就季が病死すると、重臣の荒木玄蕃高村の実子で、秋田家の分家を継いでいた季侶(頼季)が嫡子となる。享保5年(1720)に輝季が病死すると、頼季が家督を継いで四代藩主となるが、これにより藩主の実父である荒木高村が絶大な権力を握るとともに、家中に深刻な対立が生じた。

享保14年2月、藩主頼季が江戸に発つ前後に、対立は激化する。その背景には、荒木高村と城下町人との癒着の疑惑と、その吟味をめぐる藩年寄・町奉行らと高村との対立があった。結果、同年5月に荒木高村は蟄居となる。これにともない、同年7月から高村の関係者の処罰がはじまり、町年寄橋本惣右衛門が死罪になるなど、影響は町人にも及んだ。しかし、高村の弟の家臣で死罪とされた渡辺長右衛門の妻子が、江戸で目安箱に訴えたため、幕府の審理に及ぶこととなり、享保15年3月、藩主頼季は実父に対する不忠などを問われて閉門に処された。この一連の出来事を、「享保御家騒動」と呼んでおく。

寛延2年(1749)には、三春藩領全域を巻き込む大規模な一揆が発生している。その背景には、領内人口減少による手余り地の増大と、それにともなう藩財政の悪化があり、これに対して藩は、困窮者に貸し付ける夫食米を廃止し、入百姓を優遇するなどしたため、領民の不満が高まっていたという⁷。こうした問題の根本部分の解決は困難ななか、宝暦期に打ち続いた不作によって藩財政はさらに逼迫し、天明3年(1783)からの天明飢饉と、同5年2月の城下大火により、藩財政悪化は一層深刻となる。

寛政6年(1794)、秋田家が三春に入封して150年目のこの年から、藩政改革が始まる。特に文化元年(1804)以降は地方支配機構の改組が進められ、前述のように、役名の変更や役職の廃止などが行われた。ただその多くは、文化14~文政元(1817~18)年頃に旧に復している。このほか、給人への給米の削減や、倹約の徹底、赤子養育制度の設置などが打ち出された。しかし藩財政再建の道は遠く、最幕末に至るまで、三春藩最大の政治課題として立ち塞がり続けた。



⁵ 『町史通史編』 p170、p342。

⁶ 『町史通史編』 p461-462。

⁷ 『町史通史編』 p693-697。

そしてその中で、豪商農からの献金など、富裕な領民の経済力に依存する傾向も強まっていく。川又家もまた、献金を繰り返し行う主要な家の一つであった。

以上、三春藩の通時的な概略を述べた。こうした各時代の状況を踏まえて、次に川又家が藩から任じられた役職を見ていくことにしたい。

2、川又家が任じられた役職

川又家文書には、同家の家督に関わる文書を写し取った『川又家督記』と題された冊子が現存している⁸。最後に写し取られた文書は明治5年（1872）正月のもので、幕末から明治初年にかけて編纂されたものと考えられる。本目録には「川又家督記」の積文を掲載し、そこには文書ごとに便宜的な番号を付した。以下では「川又家督記」を用いて論を進めていくが、典拠とした文書については、文書ごとに付した番号を注記することにする。

文化2年（1805）正月、川又家当主の八郎兵衛は、病気を理由に、藩から任じられた役職の解任を願い出た⁹。「川又家督記」に収録されたその願書（以下、文化2年願書）には、当時就いていた役職が列举されており、①御本陣、②検断役、③御金包、④地方兼帯、⑤他所者召抱、⑥御取救方、⑦御困初貸付御用掛、⑧御勝手方御繰廻御用掛、の8つが挙げられている。本節では、ここに列举された役職を中心に、同家が藩から任じられた役職について、就任時期および職務内容を確認していく。

（1）検断役

検断という役職名は各地に見られるが、同じ名称であっても、その性格は地域・領主ごとに異なる。三春においては、検断が町役人の最上位であり、その下に町年寄が数名置かれ、さらにその下に小肝煎（肝煎）が六町各町に1人ずつ置かれた。

寛政3年（1791）12月に、川又家当主の孫左衛門が藩から褒賞を受けた際、その理由として「元和七酉年より町検断并本陣両役相勤、其方迄十代実子にて家相統致、代々両役儀無怠相勤」と、元和7年（1621）以来、検断役と本陣を世襲し続けている点が挙げられた¹⁰。元和期の三春は、会津藩蒲生家の支配下にあり、支城三春城をめぐる蒲生家中で繰り返された争いが、ようやく収束を迎えた時期にあたる。すなわち、元和2年に、それまで三春一帯を支配していた蒲生郷喜・郷舎兄弟が蒲生家を離れたことで、元三春城主の蒲生郷治が旧領に復した。元和7年段階は、元和偃武の訪れの下、この郷治による数年にわたる支配が行われた時期である。

検断については、古い時代の就任者を記した史料が町史資料編に掲載されている¹¹。これによれば、三春にはじめて本拠地を据えた田村氏の時代、およびそれに続く時代には、検断は1名（武田丹波）のみで、町年寄が16名おり、町年寄の内に川又美濃の名が見える。また松下長綱時代には検断5名・町年寄1名となり、検断の1人として川又孫左衛門の名が見える。この史料について、町史通史編では「かなり後世の聞き書き的な要素の強い文献・写本の類で、信憑性

⁸ 『川又家督記』[川又家文書 A-1-1]（本目録巻末に翻刻を掲載）。以下では注にて、巻末翻刻の記事No.を丸括弧内に付す。

⁹ 『川又家督記』（22）。

¹⁰ 『川又家督記』（9）。

¹¹ 『三春町史 資料編2 近世資料2』（三春町1981年、以下『町史資料編3』）p264。

田村氏時代 ～田丸中務少輔 城代時代	1598以前	検断	町年寄	
			武田丹波	本田主殿, 橋元大学, 本田縫殿, 安藤源十郎, 吉田与三左衛門, 片寄助右衛門, 富田五郎左衛門, 三本木四郎左衛門, 舟田太郎兵衛, 加賀屋喜左衛門, 舟田治郎兵衛, 加々屋助左衛門, 川又美濃 , 渡辺左馬, 吉田甚七, 三本木新五郎
松下長綱時代	1628-44	武田丹波, 安藤伝藏*, 片寄甚五左衛門, 川又孫左衛門 , 渡部七郎治		舟田八左衛門
幕領時代	1644-45	武田丹波, 安藤伝藏*, 片寄甚五左衛門, 川又孫左衛門 , 渡部七郎治		舟田八左衛門, 三本木惣兵衛, 菅野喜兵衛, 橋本惣右衛門, 渡部久兵衛, 川崎小兵衛, 春山八郎右衛門, 川崎七郎左衛門
正保2年	1645	武田丹波, 片寄助右衛門, 神田三郎左衛門*, 川又孫左衛門 , 渡部七郎治		舟田八左衛門, 橋本惣右衛門, 菅野喜兵衛, 渡部六兵衛, 大田庄兵衛, 春山八郎兵衛, 船田太郎兵衛, 鈴木弥惣右衛門, 三本木半四郎, 川崎四郎三郎
寛文9年	1669	武田弥五右衛門, 川又彦四郎 , 渡部七郎治		舟田八左衛門, 橋元庄左衛門, 春山八郎右衛門, 菅野喜兵衛
元禄7年	1694	武田弥五右衛門, 川又八郎兵衛 , 渡部源藏		舟田八左衛門, 菅野喜兵衛, 橋元庄左衛門, 船田太郎兵衛, 橋本伝兵衛, 船田弥三兵衛, 田川寅右衛門
元禄15年	1702	武田弥五右衛門, 河又八郎兵衛 , 橋本伝兵衛		-
享保4年	1719	武田源五右衛門, 川俣孫左衛門 , 橋本伝兵衛		船田八左衛門, 橋本庄左衛門, 春山彦右衛門, 舟田惣作, 田川庄兵衛, 船田弥惣兵衛, 菅野喜兵衛
享保10年	1725	川又孫左衛門 , 橋本伝兵衛, 橋本庄左衛門		舟田平二兵衛, 船田惣作, 田川庄兵衛, 船田弥三兵衛, 菅野喜兵衛
享保12年	1727	川又孫左衛門 , 橋元伝兵衛, 舟田平二兵衛		船田惣作, 田川庄兵衛, 船田弥三兵衛, 菅野喜兵衛, 橋元惣右衛門
寛保3年	1743	川又孫左衛門 , 橋本孫十郎, 舟田平二兵衛		田川庄兵衛, 菅野喜兵衛, 船田武左衛門, 渡部小市右衛門, 橋本尚右衛門, 春山七郎兵衛, 橋本長兵衛
宝暦10年	1760	川又孫左衛門 , 橋本伝兵衛, 橋本孫十郎		舟田八左衛門, 春山伝七, 菅野喜兵衛, 船田弥三兵衛, 橋本三右衛門, 鈴木八郎右衛門, 船田惣作
天明3年	1783	川又孫左衛門 , 舟田平二兵衛, 船田弥三兵衛		橋本三右衛門, 船田惣作, 橋本孫十郎, 橋本伝兵衛, 増子弥五右衛門, 春山新左衛門, 芳賀善兵衛
文化3年	1806	川又八郎兵衛 , 橋元伝兵衛, 舟田次郎左衛門		橋本三右衛門, 松本善四郎, 橋本孫十郎, 船田彦右衛門, 大田与惣兵衛, 船田弥助
文政7年	1824	川又彦左衛門 , 橋本伝兵衛, 舟田五郎次郎		橋本三右衛門, 三本木惣兵衛, 橋本孫十郎, 船田惣作, 船田弥惣兵衛, 熊田俊作, 春山伝兵衛
慶応3年	1867	川又彦十郎 , 橋元伝兵衛, 春山新左衛門		舟田五郎次郎, 芳賀祐輔, 神田源十郎, 藤田弥兵衛, 阿蘇冽平, 中嶋清助, 武部為右衛門, 渡辺平之助, 渡辺弥平太, 宗像藤右衛門

表1 検断・町年寄就任者

参照史料: 元禄15年は町史資料編2 p584より、享保4年は「三陽骨要集」より、それ以外は町史資料編3 p264～279より。
 *安藤家と神田家は連続する家であり、「安藤」は、秋田氏の別称であったため、神田と改めたものという(町史通史編p344)。

の高いのは、秋田氏入封以降」だと評価されているが¹²、少なくとも松下時代以降についてはある程度信用できるのではないか。すなわち、検断就任者を整理した〔表 1〕を見ると、秋田家が入封した正保 2 年時点の検断は、松下時代と連続しており、むしろ秋田家入封後に検断が 3 人に削減されていることから、秋田家入封時にすでに検断 5 人体制が出来上がっていたと見るのが妥当であろう。そして川又家の検断就任が松下時代より少し前の元和 7 年前後であったことも、前述のような時代状況を踏まえれば、ある程度納得がいく。

秋田家入封以降の検断について、再び〔表 1〕で確認しよう。遅くとも寛文年間には検断 3 名体制となり、武田・川又・渡部の 3 家による世襲となったが、元禄期に渡部家が姿を消し、享保期には武田家が姿を消した。武田家について、大河峯夫氏によれば、同家は検断役筆頭であり、市の管理を担っていたが、享保 7 年（1722）10 月に御役御免となって没落したという¹³。こうして川又家を除く 2 家が姿を消し、代わって橋元（橋本）家と船田（舟田）家が現れ、町年寄と交代を繰り返しながら検断を勤めたが、そうしたなかで一貫して検断に名を連ねたのは川又家のみである。

検断・町年寄の職掌について、町史通史編では、元禄 3 年（1690）の起請文と、正徳 4 年（1714）2 月 20 日に出された町役人の寄合に関する達を手掛かりに説明を加えている。前者の起請文は、検断・町年寄が作成したもので、「御町中諸事之裁判」、「御家中公役儀、御年貢方并指貫等之支配」、「御奉行所へ寄合御評定」、「公事沙汰出入諸事」の四つの業務の遂行が宣誓されている。改めて職掌を整理すれば、①城下町の支配全般、②年貢諸役および指貫（町入用）の取立て、③町奉行所での評定への参加、④城下の民事裁判権、ということになる。

一方、正徳 4 年 2 月 20 日の達は、通史編の説明によれば、前日に町年寄 7 名連名にて藩に提出された願書をうけて出されたものだとし、この達によって「検断中心だった町政運営は、町奉行の権限が拡大された、新たな段階に入った」という。町史資料編に達の全文が掲載されており¹⁴、その内容を整理すれば、①今後、町年寄は 2 名づつの月番勤めとする、②検断は「前々之通」月番勤めとし、月に 3 回、月番宅にて検断・町年寄の全員での寄合を行う、③月番検断宅での寄合では、「町中用事」について、検断・町年寄が相互に腹藏なく相談し、町奉行所に訴える、④町中からの願書は、検断宅での寄合の前日までに提出させ、検断が受理を決定したら、町年寄とともに町奉行所小頭のもとへ願書を持参する、⑤他領との出入の際は、検断・町年寄全員が月番検断宅に集まって相談し、早々に町奉行所に申し出る、⑥町年寄から願い出がある際は、同役月番から検断に願書を提出する、⑦検断からの願い出は、寄合の席にて町年寄に説明する、といったことが指示されている。

この達から、正徳 4 年以降の検断・町年寄について、月番検断宅での寄合が町中から藩への下意上達の窓口として機能し、また町奉行所の下部組織として位置づけられていることが分かる。また検断宅での寄合は、検断と町年寄の全員が意見を交わし合う場として設定されているが、⑥⑦に見られる願い出の手続きなどから、実際には検断によって寄合が主導されたことが窺える。

寄合以外の日常業務について、町史通史編によれば¹⁵、検断・町年寄の月番各 1 名が、月番町奉行とともに町奉行所に詰めて業務を担ったという。また検断は年番制もとっており、年番検断

¹² 『町史資料編 3』 p343。

¹³ 大河峯夫「陸奥三春藩における流通支配について」（『福大史学』 60・61 合併号、1996 年）。

¹⁴ 『三春町史 資料編 2 近世資料 1』（三春町 1978 年、以下『町史資料編 2』） p591-592。

¹⁵ 『町史通史編』 p69-170。

宅が検断役所になったという。町奉行所に月番が詰めつつ、検断役所にて町役人が独自に業務を遂行するという、重層的な仕組みになっていた。

（２）本陣

前掲した寛政３年（1791）12月の褒賞の史料に見られる通り、本陣についても検断役と同様、元和７年（1621）から川又家が一貫して世襲してきたと伝えられている。本陣は１名で、これを勤めたのは唯一川又家のみである。就任時期の確定は今後の史料分析を待ちたいが、検断役の就任時期をある程度信用した以上、まず現段階では、本陣についても元和七年前後に就任したと理解しておく。

三春を参勤交代にて通過する藩は相馬中村藩のみであるが、同藩も主には陸前浜街道を用いており、三春を通過することは稀であった。本陣川又家は、稀にある相馬中村藩の通行時のほか、幕府代官や巡見使などが三春を通過する際、休泊などを取り仕切った。

また町史通史編によれば、元禄１５年（1702）10月に、川又家が「他方より参候御飛脚宿」に任じられたという¹⁶。「御飛脚」とは幕府や藩、寺社から発せられた飛脚のことであり、本陣に兼務させることが効率的と判断されたのではないかとと思われる。

次に、本陣と藩との関係を確認しよう。文化２年願書には、「御本陣御建被指置候地面、私屋敷ニ付、享保十六亥年金式拾両、私子孫ニ至迄御取立無之無利御拝借被仰付」とある¹⁷。本陣は川又家の屋敷地に設置されており、享保１６年（1731）になって、藩からその見返りとして20両の無利足拝借金を貸し与えられたという。拝借金ではあるが、返済を求められることはなく、事実上は下付金であった。享保１６年というタイミングは、享保御家騒動が決着した翌年であり、20両の下付によって、本陣と藩の関係が再定義されたのではないかと考えられる。

文化２年願書の作成後、同年５月に川又八郎兵衛が作成した「演説手控」では、本陣の修復について次のような願いがされている。

（前略）御本陣向新規御建直シ、或者御立次等之儀ニ者相及兼候得共、屋ね・壁・畳・障子・塀等ニ至迄、年々繕等之儀者、私儀勤役中自分物入ニて仕差上申度奉存候、併 御本陣御用ひ之節御修覆之儀者、 御上ニて被仰付被成下候様仕度奉存候（後略）¹⁸

屋根や壁・畳などの個々の修復は川又家が自ら負担して行う。しかし実際に本陣として利用する際には、藩の責任で修復を行って欲しいと願っている。これに対し同年同月、郷村方司役（大郡代）の荒木外記は、「定式之修覆向一式」は川又家の自力で行い、「不時之儀斗役所普請申立」てることで了解し、願いの通り申し付けたうえで、これまでの献金などの業績も含めて「奇特之事」として褒賞を与えている¹⁹。このことから、本陣の修復は、本来は藩の負担にて行うものであったが、この時期すでに藩にその力はなく、川又家の経済力に頼らざるを得なかったと理解できよう。さらにその背景として、本陣が利用される機会が稀であり、全面的な修復が先延ばしにされてきたという事情も窺える。

なお、天保９年（1838）の幕府巡見使来訪に際し、本陣は類焼したままになっており、全面

¹⁶ 『町史通史編』 p402。

¹⁷ 『川又家督記』（22）。

¹⁸ 『川又家督記』（23）。

¹⁹ 『川又家督記』（25）。

的な普請が必要となったが、この普請は結局、川又家が自力で普請を行っている²⁰。本陣の維持は本来藩が担うべきものであるが、実際は川又家に任せ切りになっていた。

（３）金包役

三春藩では年貢徴収について半石半永制をとっており、年貢量の半分が金銭にて納められた。町史通史編によれば、「半石半永の金納分その他金方収納については、町役人が金包役に任せられ、その勘定に当たった」という²¹。なお「川又家督記」収録の史料からは、金包役に藩から判賃代が支払われたことが分かる²²。

川又家が金包役に任じられたのは享保 14 年（1729）5 月であり、以後同家が世襲している。同年同月は享保御家騒動の最中で、荒木高村が蟄居に処された時期である。大河氏は、享保御家騒動により町役人の職権の見直しが行われたと指摘しており、そうしたなかで川又家が新たに金包役に任じられたことは、同時期の 20 両下付も含め、川又家の立場を考えるうえで示唆的である。

（４）地方役兼帯

町史通史編によれば²³、三春城下に隣接する楽内・芹ヶ沢の両村は、秋田家入封当初から三春町の支配に入り、「町地方役」の武田家が支配した。享保 7 年（1722）に武田家が検断を解任されると、両村は一時、貝山村・込木村に預けられるが、同 10 年に両村惣百姓より「古来之通町方御支配」を求める歎願があり、両村は「地方検断」橋本庄左衛門の支配に入った。橋本庄左衛門とは、同 14 年に死罪となった町年寄橋本惣右衛門の父である。

橋本庄左衛門が地方役として担った職掌について、大河氏が明らかにしており²⁴、運上金の徴収、運上に関する願書の取扱い、市役銭の徴収、営業免許申請の取扱い、道普請願の取扱い、普請費用の貫割銭の徴収、田畑・家屋敷出入訴訟および売買願の取扱い、田畑検見願の取扱い、などが挙げられている。そして同 14 年に倅の橋本惣右衛門が死罪になると、地方役には元荒町肝煎の甚三郎が任じられ、同時に運上金徴収業務は地方役から町年寄に、運上に関する願書・営業免許申請などの取扱いは検断に、それぞれ職掌が委譲されたという。

以後の両村は、時期によって三春町の支配に入ったり、込木村の支配に入ったりと、管轄変更は度々繰り返されるものの、「ついに行政上の独立した地位を確立することはなかった」²⁵。「地方役兼帯」とは、享保御家騒動以降で、この両村が三春町の支配に入っていた時期に、町役人が両村の支配役を兼帯するものと考えられる。

川又家が地方役兼帯に任じられたのは、天明 7 年（1787）12 月のことである²⁶。これについて、文化 8 年に川又八郎兵衛が藩に出した願書では、「但シ、検断共三人にて廻りに相勤申候処、御免にて本役之者被仰付候、其節より私儀兼帯相勤申候」との但書がある²⁷。また町史資料編に

²⁰ 『川又家督記』（85）。

²¹ 『町史通史編』p172。

²² 『川又家督記』（1）。

²³ 『町史通史編』p351-352。

²⁴ 大河氏前掲論文。

²⁵ 『町史通史編』p351。なお、天保 13 年（1842）作成の「御領内村々庄屋名記」（『町史資料編 3』p132）からは、両村には庄屋が置かれていないことが確認できる。

²⁶ 『川又家督記』（5）。

²⁷ 『川又家督記』（32）。

よれば、同じ天明 7 年 12 月に、太田与三兵衛が地方役に任じられて「町年寄格」になっている²⁸。つまり、以前の地方役は検断 3 人の交代勤めだったが、天明 7 年 12 月にこれを止め、太田与三兵衛が専任として新たに就任し、それにともない川又八郎兵衛も検断役と兼帯しながら地方役となり、検断 1 名と専任 1 名の体制になったということであろう。

なお同年同月には他にも、新町取締役に橋元作兵衛が、救方役に三本木惣兵衛が新たに任じられ、いずれも「町年寄次席」になっている²⁹。そして以後、地方役を含めたこの 3 役は、「町年寄順（准）席」として各一名が任命された。

（５）近世中期に新設された役職

近世中期以降、領内人口の減少や、飢饉に対処するため、藩は町役人に新たな役職を与えて業務を担わせていった。

⑤他所者召抱は、安永 9 年（1780）に新設され、川又孫左衛門と町年寄橋本三右衛門が任じられた³⁰。その職務内容は「他所者町内借宅為仕、贅姫養子為仕候世話方」³¹と、他領の者を町内に住まわせるための借宅を世話し、さらに定着させるために贅・嫁・養子の世話をするものである³²。寛政 4 年（1792）には同役の 2 名³³が褒賞を受けており、その理由として、新たに三春町人になった者 95 人、店借にて商売をするもの 120 人と、成果が述べられている³⁴。

⑥町内御取救方は、天明 3 年（1783）に新設され、川又孫左衛門と町年寄橋本孫十郎が任じられた³⁵。天明飢饉による町内困窮への対応として、町役所預り金と、藩の御勝手方から拋出された 100 両を元手に、困窮者への手当てを行った。またその後、天明 5 年 2 月の大火により城下の多くの家が焼失すると、右の元手金のほか、御取救方両人の世話によって 170 軒余りの家作が行われたといい、両人はその功績により、天明 6 年 10 月 16 日に褒賞を受けている。

なお、前述したように、天明 7 年 12 月に「救方役」が「町年寄次席」として設置されている。これと町内御取救方との関係は今後検討が必要だが、現段階では地方役と同じく、検断 1 名・専任 1 名の体制になったと理解しておきたい。

⑦御囲籾貸付御用掛は、三春町への非常囲籾の設置にともない、天明 8 年 12 月に新設され、川又孫左衛門と町年寄船田新蔵が任じられた³⁶。同年から毎年米 10 俵が藩から下され、両名はこれを貸付けるなどして運用するという³⁷。

⑧御勝手方御繰廻御用掛は、文化元年（1805）5 月 20 日に、川又八郎兵衛ほか 4 名が任じられたもので、これにともない三人扶持が与えられている³⁸。彼らに求められたのは、藩に対する金の工面など、いわゆる藩御用達として役割であった。文化 2 年願書には、川又八郎兵衛が旧冬中（文化元年末）に 150 両の御勝手方才覚金の上納を命じられたとある。この 150 両について、

²⁸ 『町史資料編 2』 p271。

²⁹ 『町史資料編 2』 p271。

³⁰ 『川又家督記』(3) (32)。

³¹ 『川又家督記』(32)。

³² 安永 9 年 10 月 7 日の達によれば、当初の職務は借宅の世話金の管理だけだったようである（『川又家督記』(3)）。

³³ この時には、橋本三右衛門から芳賀善兵衛（町年寄）に交代している（『町史資料編 3』 p270）。

³⁴ 『川又家督記』(11)。

³⁵ 『川又家督記』(4) (32)。

³⁶ 『川又家督記』(6) (32)。

³⁷ 『川又家督記』(6)。

³⁸ 『川又家督記』(18) (21)。

同年の別の願書では³⁹、仁井町・本宮・築館などで工面を試みたがことごとく断られ、しかし「御勝手方御用掛り被仰付候上は、金子借り出シ御用相達可申」と考え、近親者から金をかき集めてようやく 60 両を上納したという。そして「此後御金御用被仰付候ても、金子指出可申手立も無御座候」と述べて、同役の解任を願っている。

実は文化 2 年願書も、文面上はすべての役職の解任を願ってはいるものの、真の要求は御勝手方御繰廻御用掛の解任だったと思われる。すなわち、同願書を含めた複数回の歎願を受け、文化 2 年 5 月に郷村方司役（大郡代）の荒木外記は、「願之通」に同役の解任を決定し、扶持の返還を命じた⁴⁰。しかし他の役職はこれ以降も勤め続けており、川又八郎兵衛も他の役職の解任に固執することはなかったのである。

このように川又家は、近世中期以降に様々な役職を与えられたが、それは同家の経済力や町内への影響力に依存して領内支配・藩財政を建て直そうとする藩の意図に基づいたものであり、逆に言えば、そうした期待を背負うだけの力が同家にあったことの現れでもある。

（6）塩問屋

文化 2 年 5 月の「演説手控」では、川又家が藩への御用によって困窮したことを説明したのち、「塩一式之商売にて、外々渡世辿も聊も無御座候」と述べ、同家の収入源は塩商売のみだと説明している⁴¹。川又家は藩から塩問屋に任じられており、それが同家の経営の屋台骨であった。内陸に位置する三春藩にとって、塩流通の統制は重要な課題である。川又家は三春城下で唯一の塩問屋として、藩に代わってその役割を担った。

川又家が初めて塩問屋として現れる史料が、元禄 7 年（1694）4 月 25 日の町奉行からの達である⁴²。そこでは、①川又八郎兵衛に「塩問屋申付候」、②「万事毎々之通相心得相勤可申候」、③運上金として 11 両 2 分と平銭 200 文を納めること、が命じられている。この達によって川又家が塩問屋に任じられたことは明らかだが、②に「毎々之通」とあることから、これ以前から同様の業務に従事していたことが窺える。

大河氏によれば、これより以前の元禄 5 年に、塩・肴・鉄・見世役（市見世の世話役）を除いた品について、運上の入札が行われたという⁴³。同時期に流通制度が藩によって整備されたのは明らかだが、入札から除かれたものに注目すると、塩など他領からの移入に頼らざるを得ない品目は、見世役も含め、三春藩領経済を支える根幹部分として、自由な入札から外され、藩主導の下で流通統制機構が構築されたものと推測できる。川又家が以前から塩問屋として活動していたことを踏まえるならば、藩による流通制度の整備のなかで、藩と川又家との間で交渉があり、元禄 7 年に藩から運上金額が通達され納入が義務づけられたことで、同家は三春唯一の塩問屋となり、塩流通統制を担う見返りに塩移入の独占を認められた、と理解できよう。

³⁹ 『川又家督記』（24）。

⁴⁰ 『川又家督記』（25）。

⁴¹ 『川又家督記』（23）。

⁴² 『町史資料編 2』p575。

⁴³ 大河氏前掲論文。

3、近世中後期の川又家

前述した通り、寛政3年(1791)12月に川又孫左衛門は、元和7年(1621)以来10代にわたり実子にて検断・本陣を世襲してきたとして褒賞を受けた⁴⁴。彼はその後、寛政9年に八郎兵衛と改名しており⁴⁵、文化2年願書を作成したのも同人である。以下では彼を「10代八郎兵衛」と呼び、前後の当主の事績を確認していく。なお、川又家当主は概ね孫左衛門または八郎兵衛を代々名乗っているが、途中で改名することも多い。そこで名前については、隠居前の最後の名前を採用し、必要に応じて当時の名前を丸括弧内に記すことにする。

(1) 10代八郎兵衛まで

天明6年(1786)作成の「町役人並御用達共書上之覚」には、安永5年(1776)に家督を相続した10代八郎兵衛の、本人および祖父・父の事績が記されている⁴⁶。これを用いて、まずは8代・9代当主について確認しよう。

「祖父孫左衛門」すなわち8代孫左衛門については、正徳3年(1713)に小袖を拝領したとと、元文3年(1738)に江戸からの御検使下向に際し御用を勤め、絹羽織地2端を拝領したことが述べられている。大河氏によれば⁴⁷、享保12年(1727)に川又孫左衛門が病気のため隠居し、倅の彦四郎が名代になったというが、この名代の彦四郎が8代孫左衛門であろう。ただそうであれば、正徳3年の小袖拝領については改めて検討する余地がある。

次に「親孫左衛門」すなわち9代孫左衛門については、「宝暦十三寅年」(1763)に三人扶持を与えられたとある。ただ同年は寅年ではなく、また文化2年願書では、宝暦3亥年のこととされていて、検討が必要である。文化2年願書によれば、この扶持は、同家の借金高が嵩んで相続が困難になり、御役御免を願い出たため、藩が慰留の意味で与えたものとされている。同願書によれば、その後も経営は好転せず、結局安永5年に家財を全て売却して返済に充て、残額は「塩荷物之庭銭・口銭并右商人泊り候茶代」にて年賦返済にしたという。同じ安永5年に9代孫左衛門が死去しているの、10代への家督相続にあたって借財が整理されたものと考えられる。10代八郎兵衛が御役御免を願うために作成した願書ゆえ、誇張があるかもしれないが、9代までの経営はあまり順調ではなかったようである。

安永5年に、9代孫左衛門の死去にともない家督を相続した10代八郎兵衛(彦四郎)は、検断役・本陣・御金包・塩問屋に任じられ、三人扶持も親同様に与えられている。その後は前述の通り、安永9年に他所者召抱、天明3年に町内御取救方、同7年に地方役兼帯、同8年に御囲糶貸付御用掛と、次々と藩から役職を与えられている。またそれにともない、褒賞もたびたび受けている。

町史資料編に収録された史料によれば、寛政6年(1794)には、倅の彦四郎名義にて、芳賀善兵衛から酒箒を買受け、以後酒造業を営んでいる⁴⁸。「川又家督記」収録の史料によれば、その酒造高は文化9年(1812)時点で82石である⁴⁹。同じ史料によれば、文化9年には質株札を所持して質屋を営んでいたという。天明飢饉を挟んだこの時期に、川又家は藩との繋がりを強め、

⁴⁴ 『川又家督記』(9)。

⁴⁵ 『川又家督記』(1)。

⁴⁶ 『町史資料編3』p279。

⁴⁷ 大河氏前掲論文。

⁴⁸ 『町史資料編3』p373。

⁴⁹ 『川又家督記』(39)。

同時にその経営を拡大させていったことが窺える。

10 代八郎兵衛は、寛政 9 年に八郎兵衛と改名し⁵⁰、翌年には長男の彦四郎を名代とした⁵¹。本来はこのまま、彦四郎が 11 代になるはずであった。しかし彦四郎は、文化 9 年に病死してしまう。代わって嫡子・名代となったのは次男の八右衛門であった⁵²。文化 11 年、10 代八郎兵衛が町内で駕籠に乗ったことにより処罰され隠居させられると、この八右衛門が家督を相続し⁵³、11 代彦左衛門となる。

11 代への家督相続に際して、藩から出された達によれば、彼が十代八郎兵衛から引き継ぐ役職は、検断・本陣のほか「金包役・塩問屋・他方者抱世話・救方・鳶火消世話役・支配惣町妊身改」であった⁵⁴。

「鳶火消世話役」は町火消として鳶を統率する役職と見られ、文化元年に 10 代八郎兵衛が任じられ⁵⁵、同年 7 月には「支度向世話行届」「人別相揃」として褒賞を受けていることが分かる⁵⁶。一方「妊身改」は、間引きを防止するため、妊娠した女性を改める役職で、天明 8 年に出された「赤子養育之定」によって設置された⁵⁷。文化元年には、嫡子の彦四郎が「荒町妊身改役」に任じられていることが確認できるが⁵⁸、「支配惣町妊身改」に任じられた時期は、現在のところ不明である。

（２）11 代彦左衛門以降

文化 9 年（1812）に 10 代八郎兵衛の長男彦四郎が病死し、次男八右衛門が嫡子となった際、父八郎兵衛は、「彦四郎倅太吉儀、八右衛門嫡子ニ仕度旨」を願い出ている。藩はこれを許可し、同時に八右衛門に対して、「其方跡式、倅徳弥へ相譲、親願之通嫡子ニ相成度旨、願之通申付候」と命じた⁵⁹。すなわち、八右衛門の実子の徳弥は八右衛門が抜けた後の八右衛門家を継ぎ、八右衛門は八郎兵衛の嫡子となって、兄彦四郎の倅太吉を嫡子とするのである。しかし天保 5 年（1834）3 月、太吉改め彦四郎は持病のため家督を勤められないとして退嫡となり、代わって徳弥改め篤弥が 11 代彦左衛門の嫡子となった⁶⁰。そして同年 12 月に彼が家督を相続し、12 代孫左衛門（彦十郎）となる。

この間、隠居させられていた 10 代八郎兵衛が、文政 5 年（1822）に御勝手方御内用達、すなわち御用達に再び任じられ、「検断元席へ帰席」「平日帯刀勝手次第」「御目見」など処罰・隠居以前の待遇に戻った⁶¹。その後、文政 7 年に自ら再び隠居を申し出ると⁶²、御勝手方御内用達は 11 代彦左衛門に引き継がれた⁶³。そして天保 4 年、11 代彦左衛門は、これまで上納した 2520 両

⁵⁰ 『川又家督記』（1）。

⁵¹ 『川又家督記』（13）。

⁵² 『川又家督記』（40）。

⁵³ 『川又家督記』（45）。

⁵⁴ 『川又家督記』（45）。

⁵⁵ 『川又家督記』（32）。

⁵⁶ 『川又家督記』（20）。

⁵⁷ 『町史資料編 3』p565。

⁵⁸ 『川又家督記』（19）。

⁵⁹ 『川又家督記』（42）。

⁶⁰ 『川又家督記』（65）。

⁶¹ 『川又家督記』（47）。

⁶² 『川又家督記』（48）。

⁶³ 『川又家督記』（51）。

余りを永上納とすることで、「代々郷士格並」を与えられた⁶⁴。

ここまで検断を世襲し続けてきた川又家であるが、天保5年12月の12代孫左衛門(彦十郎)への家督相続においては、町年寄に任じられることとなり、検断を離れることになった。郷士格並・本陣・塩問屋・金包については相続が認められている。町年寄就任に至る経緯については、天保6年正月に11代彦左衛門が記した「家督之節之秘書」⁶⁵に、次のように説明されている。

天保五年十二月、大郡代秋田平左衛門様於会所、御内意有之候者、去年中之不作ニ付、追々無(ママ)食并種粃貸付置候処、右ヲ取立候故、当年貢相納候義相成兼、北東郷ニ者離参(ママ)之者追々有之趣ニ付、郷村扱金掛り申付、勤役中三人扶持小従人順席ニ申付候間、乍太儀相勤候様御頼有之、尤検断之義者倅江家督可申付旨御内意有之砌、倅義検断相望不申候間、検断上席、御本陣、御金包、塩問屋、町役所寄合之席江罷出候様、其外出役御免被成下度御答申上候而、町奉行所江内意不申候罷在候故、上席と申義、町奉行所ニ而差支、末席と被仰付、寄合江罷出候様被仰付無之、町役人ヲ離候様相見候故、平左衛門様江又々申上候者、先日申上候通被仰付無之、町役人相除候様相成候間、検断家督ニ被仰付被下度旨申上候所、町奉行所江不申候故行違ニ相成、舟田文次郎義申立ニ相成候趣、然ル処御年寄中様御評義之節、赤松四郎五郎様被仰候ハ、彦左衛門家之義者代々検断ニ而、年久敷相勤候家ニ付、町役人相離候而者不相成候ニ付、町年寄ニ申付置可然旨ニ而、町年寄と被仰付候、万事行届不申候故、不都合ニ相成申候

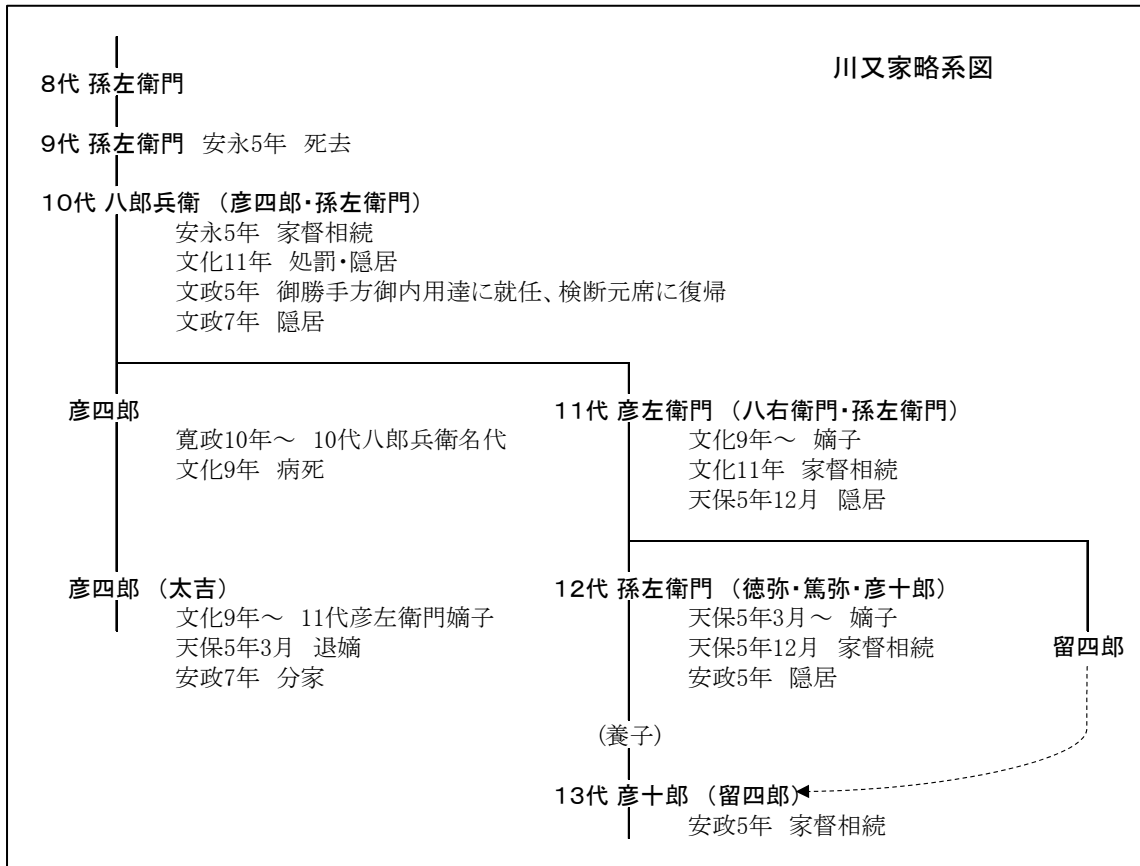
一、検断相勤来候処、御奉行所六ヶ敷、猶又月番之節ハ式拾度宛も罷出候様申来候故、月番ニ相困居候砌故、幸ニ検断相止メ可然与致了簡候処、此方存念通りニ相成兼、尤検断相勤不申候而者万事差支も有之間、已来共ニ検断相勤可申事

一、代々検断之家故、古来ヨリ家柄ニ相成居候間、御奉行御勤之方六ヶ敷候ハ、時々致上納相勤可申候、是者口伝ニ候得共、此处江記置者也

天保5年12月、大郡代の秋田平左衛門は、同年の凶作に対処するため、川又家11代孫左衛門に郷村扱金掛への就任を打診し、あわせて検断役を倅(後の12代孫左衛門)に譲るよう提案した。これに対し孫左衛門は、倅は検断役を望んでいないとして、検断上席への昇格を求めた。その理由について2条目では、奉行所での業務の困難さと、月番の月には20回も出勤を求められるという繁忙さを挙げている。孫左衛門としては、検断上席に昇格することで、繁忙な職務から解放されることを望んでいた。しかし、この話を町奉行に通さなかったことから、行き違いが起こる。町奉行所は、検断末席への降格と、町役人業務の一切からの解任を決める。その後、藩年寄の赤松四郎五郎の意見により、12代孫左衛門(彦十郎)を町年寄に任じることが決定した。この結果について11代孫左衛門は、自らの思い通りにならず「不都合」と述べている。このように、町年寄への就任は明らかな降格である。検断役業務の繁忙さゆえに上席への昇格を望んだ11代孫左衛門に対し、町奉行所がこれを拒絶したことで、こうした事態に至った。その背後には、大郡代・町奉行・藩年寄など藩役人同士の対立や駆け引きも窺える。

⁶⁴ 『川又家督記』(61)。

⁶⁵ 「家督之節之秘書」[川又家文書A・1・7]。



町年寄となった12代孫左衛門（彦十郎）は、翌天保6年2月には「代々役儀相勤候家筋格別之儀ニ付」との理由で、検断に昇進した⁶⁶。しかしその翌年の天保7年11月には、「存寄有之ニ付」との理由で、再び検断役を解任され、「去ル午年家相続被仰付候節之通」と、家督相続時の待遇に戻された⁶⁷。

検断役の解任に際しては、文書の引渡しが行われている。天保5年12月の家督相続時には、安永5年から文化4年までの「大帳」31冊と、状箱3箱が、川又家から跡役の舟田文治郎へ引き渡されており⁶⁸、天保7年11月の検断役解任時には、同じ文書が、同じく川又家から跡役の春山六郎左衛門に引き渡されている⁶⁹。すなわち、舟田文治郎に引渡した文書が、検断への昇進にともなって再び川又家に戻り、検断役解任とともに再び跡役に引き渡されたのである。検断が管理する文書が、家文書と明確に区別され、役就任者に引き継がれていたことが分かる。ただそこでさらに注目したいのは、安永5年以降の「大帳」しか引き継がれていない点である。安永5年より以前には「大帳」が作成されていなかったのか。そうであれば、検断役にとって安永5年は大きな画期と言える。または、川又家にはそれ以前のものが現存していなかったということだろうか。そうであれば、同年の借財整理をとまなう川又家の家督相続の影響を考える必要があろう。いずれにせよ、川又家の歴史を考えるうえで、安永5年は一つの画期と言えそうである。

⁶⁶ 『川又家督記』（77）。

⁶⁷ 『川又家督記』（79）。

⁶⁸ 『川又家督記』（76）。

⁶⁹ 『川又家督記』（79）。

12 代孫左衛門の事績に話を戻すと、天保 14 年には地方掛（地方役）に任じられて「検断准席」となり⁷⁰、嘉永 2 年（1849）にようやく検断に復帰する⁷¹。この間、川又家は藩への献金を繰り返している。幕府巡見使の下向にともない、本陣を自力で修復したのもこの時期である。

12 代孫左衛門は、安政 2 年（1855）に孫左衛門と改名し、養子の留四郎が彦十郎と改名した⁷²。安政 5 年、病気を理由に孫左衛門が隠居し、彦十郎に家督が相続され、13 代彦十郎となる。家督相続当日に、郷土格並・本陣・塩問屋に任じられ、そして翌日、検断役に任じられている⁷³。

ところで、13 代彦十郎が作成した文書には、「実父彦左衛門」という語が散見され⁷⁴、彼は 11 代彦左衛門の実子、すなわち 12 代孫左衛門の実弟であることが分かる。これに関わり、町史資料編に収録された、慶応 3 年（1867）の郷土格の者を書上げた史料には、筆頭に川又孫左衛門、後段に川又彦四郎、そしてその後段に「郷土格並、検断ノ末席、検断役勤ル」として川又彦十郎の名が見られる⁷⁵。筆頭の孫左衛門は 12 代、最後段の彦十郎は 13 代であるが、彦十郎より上位にいる川又彦四郎は何者だろうか。

安政 7 年、13 代彦十郎は、自身の抱屋敷と田地を「従弟川又彦四郎」に譲り分家させたいとの願書を提出した⁷⁶。13 代の従兄弟、それは 11 代彦左衛門の兄弟の子、すなわち 10 代八郎兵衛の長男彦四郎の子で、天保 5 年に退嫡となった彦四郎（太吉）とみられる。

この彦四郎（太吉）について、天保 14 年には、次のような達が出ている。

彦四郎叔父彦左衛門儀、上金之訳ヲ以、二男彦十郎儀段々結構ニ申付候処、同人儀嫡子ニ相立候ニ付、跡式之儀弟之内江可申付処（中略）尤跡式之儀ハ彦四郎江被 仰付被成下度旨、彦十郎願ニ付、願之通上金申付、彦四郎儀御目見被仰付、代々町年寄嫡子次席ニ申付候（後略）⁷⁷

彦四郎の叔父が 11 代彦左衛門であるから、彦四郎は太吉と同一人物ではほぼ間違いない。10 代八郎兵衛の長男彦四郎が病死した際、次男だったのちの 11 代彦左衛門が嫡子となって長男の家を継ぎ、彦左衛門の嫡子は太吉とされ、彦左衛門の実子（のちの 12 代孫左衛門）はそのまま次男の家を継ぐことに決まった。しかし天保 5 年に太吉が退嫡となり、彦左衛門の実子が長男の家の嫡子となる。この達がいう「跡式」とは、彦左衛門の実子が抜けた次男の家の跡を指しており、そこに彦四郎（太吉）が入るという訳である。こうして幕末期には、12 代孫左衛門、13 代彦十郎、そして彦四郎という兄弟・従兄弟の 3 人が、隠居や分家として並び立つことになった。

川又彦四郎は、弘化 2 年の「御運上金銭上納帳」においては、太物運上納入者として現れている⁷⁸。また安政 7 年の分家に際して、13 代彦十郎による献金などを理由に、彦四郎に「郷土格」が与えられている。

13 代彦十郎自身は、慶応元年 6 月に「蚕種出荷改役」に任じられており⁷⁹、慶応 3 年時点で

⁷⁰ 『川又家督記』（87）（88）。

⁷¹ 『川又家督記』（96）。

⁷² 『川又家督記』（100）。

⁷³ 『川又家督記』（101）。

⁷⁴ 『川又家督記』（102）など。

⁷⁵ 『町史資料編 3』 p277。

⁷⁶ 『川又家督記』（104）。

⁷⁷ 『川又家督記』（89）。

⁷⁸ 『町史資料編 3』 p368。

⁷⁹ 『町史資料編 3』 p300。

は「糸問屋」として生糸流通の統制を担っている⁸⁰。明治2年(1869)3月には、前年7月の新政府軍への降伏以降、新政府軍や御使者の宿を本陣として勤めたことを褒賞され⁸¹、同年12月には、新政府民政局から、「地方掛」と本陣をこれまで通り勤めるよう通達されている⁸²。戊辰戦争を経たのちも、川又家は三春藩から与えられた役割を全うし続けた。

以上、川又家が三春藩から与えられた役職や、8代以降の当主の事績等について、活字化された史料や先行研究に加え、川又家文書の「川又家督記」に収録された史料などをもとに整理を行ってきた。最後に近世期の川又家の歴史を考えるうえで画期となる時期を指摘しながら、同家の変遷をまとめておきたい。

第一の画期となるのは、享保御家騒動であろう。享保5年に秋田頼季が4代藩主になり、実父の荒木高村の権力が絶大となる中で、検断役筆頭だった武田家が享保7年に解任され没落する。同14年に荒木高村が蟄居となると、元検断橋本庄左衛門の倅で町年寄の橋本惣右衛門が死罪となり、町役人の職権の見直しが図られる。そうした中で川又家は、同14年に金包役に任じられ、同16年には20両を下付され、初期から検断役を世襲する唯一の家として存続を保った。三春城下において唯一無二の家として、川又家はその立場を確立したのである。

第二の画期となるのは、安永5年の家督相続であろう。9代孫左衛門の死去と、10代八郎兵衛への家督相続に際して借財整理を行った川又家は、これ以降、深刻化する藩財政悪化に苦慮する三春藩との繋がりを深め、他所者召抱・町内取救方・地方役・御囲糶貸付御用掛など様々な役職を引き受けていく。同時期には、酒造業や質屋業をも展開しはじめ、同家は経営を拡大させていくが、その経済力に藩はさらに依存を深め、藩御用達として金の工面を行わせる。文政2年願書によって望み通りに御用達から解任されるものの、同5年には再び御用達となり、天保4年までに2520両余りを藩に上納した。

第三の画期は、天保5年の家督相続にともなう、検断役世襲の一時的な断絶であろう。これまで世襲してきた検断役を離れた同家は、以後献金を続け、本陣を自力で修復する。その結果、嘉永2年には検断役に復帰し、安政7年には彦四郎の分家と、同人の郷士格獲得にも成功した。そして幕末期には、蚕種や生糸など、輸出品として重要視された品物の流通にも深く関わるに至る。

このように川又家の歴史は、三春藩政の展開と非常に深く関わり合っており、その連関のなかで、時期ごとに同家が置かれた位置を確認することが、今後川又家文書の本格的な分析を行うにあたって特に重要となろう。そしてまた、そのように三春藩政と深い関わりのある川又家の歴史を分析することは、三春藩および同藩の支配を受けた地域の歴史を明らかにするために非常に大きな意味を持つはずである。

⁸⁰ 『町史資料編 3』 p316。

⁸¹ 『町史資料編 3』 p333。

⁸² 『町史資料編 3』 p341。

二、川又家文書について

1. 文書群の全体像

川又家文書は、2015年に川又家より三春町歴史民俗資料館へ寄贈された。文書群は川又家において20のまとまりにて保管されていた。寄贈に際し、まとまりに1～9およびA～Kの、計20の単位記号を付した。これらはいずれも、元々は長持などの容器に保管されていたが、三春町歴史民俗資料館への寄贈に際し、いくつかの単位は段ボール箱への詰め替えが行われた。

整理作業は現在も続いており、総点数、単位ごとの点数などは、いまだ未確定である。各単位のごく簡単な概要は、下記の通りである。

単位	枝	寄贈形態	概要
1		段ボール箱へ詰め替え	<本目録に収録>
2		段ボール箱へ詰め替え	<本目録に収録>
3		段ボール箱へ詰め替え	<本目録に収録>
4		段ボール箱へ詰め替え	<本目録に収録>
5		段ボール箱へ詰め替え	横帳、書状の束など
6		段ボール箱へ詰め替え	町御賄入用勘定帳、書状の束など
7		木箱	年貢割付状など
8		木箱	書状の束など
9		木箱	書状の束など
A		木箱	<本目録に収録>
B		革カバン	徳用帳など
C		木箱	三春城下紫雲寺書下帳など
D		木箱	明治期の経営史料など
E		小型のタンス	明治期の書状など
F		段ボール箱へ詰め替え	明治期の書状など
G		段ボール箱へ詰め替え	算勘記下帳など
H	1	木箱	明治期のノートなど
	2	かご	辰極月書出帳など
	3・4	段ボール箱へ詰め替え	醤油製造諸届など
I		木箱	刊本など
J		段ボール箱へ詰め替え	<本目録に収録>
K		木箱	明治の出納簿など

全体としては、近世期の史料と、明治以降の史料とが、ほぼ半分づつを占めている。このうち近世期の史料には、検断として作成・保管したとみられる帳簿・文書類や、塩問屋・本陣として作成したとみられる帳簿・文書類が多く含まれる一方、川又家の経営の全体像を示すような帳簿類はあまり含まれていない。また、書状をはじめ、メモ書きや領収書など、当時の川又家の活動内容を直接に伝える一次史料が非常に多く含まれているのも特徴である。また、この

文書群は、川又家において過去に整理が行われており、史料の多くはビニール紐などで括られ、番号等を付した紙札が付されているものも多くある。

なお、『三春町史』に数多く収録されている「川又文書」は、同家に所蔵されていた史料群であるが、寄贈された史料群には含まれておらず、これとは別に保管されているものと思われる。そして本史料群の史料は、『三春町史』には収録されていない。

2. 人別改帳

本文書群で特筆すべきは、豊富な人別改帳の存在である。次々ページからの表2は、本文書群に含まれる人別改帳について、史料番号を記入する形で示したものである。三春町の人別改帳が、元禄14年(1701)を最古として、天保4年(1833)まで断続的に現存している。前述の通り、川又家は天保5年12月の11代から12代への家督相続の際に、検断役を離れており、天保5年以降のものが全く存在しないのはそのためであろう。なお、本目録に収録できなかった本文書群の他の単位にも、数点の人別改帳が含まれおり、表2にはその情報も加えてある。

表2を一見して明らかな通り、天明4年(1784)を境に現存数が急増し、宗派ごとの人別改帳も同時に作成され始めるなど、現存状況が大きく変わる。前年の天明3年は大飢饉の年であり、この年に川又孫左衛門は町内御取救方に任じられて、飢饉による困窮者への手当を担った。人別改帳が、飢饉対策と深く関わっていたことが伺える。またそれ以降の現存状況を見ると、ほぼ全ての人別改帳が現存している年と、一冊も現存していない年との差が明確である。このことは、人別改帳の業務が複数名の交代で行われ、その年に担当した者の家に人別改帳が保管されたことを示しているよう。三春町の他家に伝来する人別改帳との照合作業も、今後必要となるが、今回は着手できなかった。

3. 本目録収録分の単位ごと概要

単位1

史料総数は219件・356点で、このうち176点が人別改帳である。この単位に含まれる人別改帳は、寛政～文政期のものである。

人別改帳以外は内容が多様であり、検断として授受・作成した文書と、家の経営や家政に関わる文書とが混在している。検断の文書としては、文化8～9年の御用留(1-17)をはじめ、文化期の「町役所使番帳」(1-38,1-49,1-124など)・「町役所夫人足帳」(1-99,1-155など)・「人別貫割取立帳」(1-14)などの帳簿類や、万治2年から享保期までを中心とする藩の触や通達の写しなどが見られる。家の文書としては、寛文期の繰綿の仕切状(1-79-7)、年欠の塩代金の仕切状(1-83など)、嘉永4年の旅日記と出納記録(1-170)、文化9年の彦四郎病死にともなう八右衛門の嫡子願(1-92)のほか、証文や書簡などが含まれる。

単位2

史料総数は84件・86点で、このうち81点が人別改帳である。この単位に含まれる人別改帳は、元禄～寛延期の17世紀末～18世紀前半のものである。人別改帳以外には、宝永4年の「不植付田方相改申帳」(2-6)、享保15年の「田畑山崩砂入相改書上帳」が含まれ、いずれも18世紀前半の検断の文書である。

単位 3

史料総数は 16 件・237 点で、このうち 234 点が人別改帳である。この単位に含まれる人別改帳は、明和～文化期のものである。人別改帳以外に、人別改関係の集計帳簿や書簡などが含まれるが、この単位はほぼ全て人別改帳で占められている。

単位 4

史料総数は 57 件・265 点で、このうち 210 点が人別改帳である。この単位に含まれる人別改帳は、天明～天保期のものである。人別改帳以外には、主に検断の文書が含まれており、子年 10～11 月に町人から町役所に提出された 44 点の「乍恐口上之覚」(4-26) や、検断宛書状の綴 (4-9)、年欠の「取立廻り帳」(4-4) などが見られる。

単位 A

史料総数は 6 件・242 点で、本目録巻末に翻刻を掲載した「川又家督記」(A-1) をはじめ、主に幕末期に作成された家政や経営に関する文書が多く含まれている。特に、川又家から金や米を借りた際に作成された借用証文が多く含まれ、作成年代は嘉永～明治初年に集中している。年代が判明するもので、この単位のうち作成年代が最も新しいものは、明治 5 年 5 月に川又彦十郎から磐前県役所に提出された検断役・地方掛の御免願の写しである。

単位 J

史料総数 21 件・21 点で、すべて享保期に検断が作成した日記であり、最も古いものは享保元年 (J-2)、最も新しいものは享保 20 年 (J-20) である。2 種類の日記が併存しており、目録では「日記」と「月番記録」とに区別した。同じ年に両者が併存している場合を見比べてみると、「日記」は記者を「自分」と表記し、記者の私的な事柄も記録されているのに対し、「月番記録」にはそうした表記や記録が見られない。恐らくは、まず「日記」が作成され、その内容を精査して「月番記録」が作成されたものと考えられる。

川又家文書に含まれる三春町宗門人別帳一覧

年	目録	大町	中町	八幡町	荒町	北町	新町	南町	芹沢楽内	浪人帳末	穢多癪人	借宅召仕 職人弟子	寺社方 弟子
元禄10													
元禄11													
元禄12													
元禄13													
元禄14			2-73	2-83	2-84	2-15		2-82					
元禄15													
元禄16													
宝永1			2-63						2-26				
宝永2													
宝永3													
宝永4													
宝永5													
宝永6													
宝永7		2-34			2-27	2-30		2-45	2-8				
正徳1													
正徳2													
正徳3			2-31		2-38	2-17		2-67	2-25				
正徳4													
正徳5													
享保1		2-39		2-3	2-51	2-76		2-18	2-71		2-19		
享保2													
享保3													
享保4		2-49			2-16	2-46		2-48	2-72 2-7	2-20			
享保5													
享保6													
享保7										2-79			
享保8													
享保9	2-29-1	2-4		2-75		2-65		2-33		2-70			
享保10													
享保11	2-5	2-14	2-74	2-66	2-55	2-64		2-37	2-77 2-2				
享保12													
享保13													
享保14													
享保15		2-60	2-10	2-57	2-59	2-53	2-52		2-23 2-9	2-56			
享保16													
享保17													
享保18													
享保19													
享保20													
元文1	2-12-1		2-32	2-69		2-12-2	2-1						
元文2													
元文3													
元文4													
元文5													
寛保1													
寛保2	2-68	2-80	2-61	2-50	2-36								
寛保3													
延享1													
延享2													
延享3													
延享4													
寛延1													
寛延2													
寛延3													
宝暦1	2-22	2-24	2-54	2-13		2-29-2	2-58			2-62	2-21		
宝暦2													
宝暦3													
宝暦4													
宝暦5													
宝暦6													
宝暦7													
宝暦8													
宝暦9													
宝暦10													
宝暦11													
宝暦12													
宝暦13													
明和1													
明和2													
明和3													
明和4													
明和5													
明和6													
明和7													
明和8													
安永1	3-6-7	3-6-12	3-6-11	3-6-8	3-6-9	3-6-13	3-6-10			3-6-5	3-6-2	3-6-6	
安永2													

年	男女 請弘帳	欠落者 書上	天台宗	真言宗	曹洞宗	時宗	浄土宗	浄土 真宗	済家宗	法華宗	社家	修験	蛭児
元禄10													
元禄11													
元禄12													
元禄13													
元禄14													
元禄15													
元禄16													
宝永1													
宝永2													
宝永3													
宝永4													
宝永5													
宝永6													
宝永7													
正徳1													
正徳2													
正徳3													
正徳4													
正徳5													
享保1													
享保2													
享保3													
享保4													
享保5													
享保6													
享保7													
享保8													
享保9													
享保10													
享保11													
享保12													
享保13													
享保14													
享保15													
享保16													
享保17													
享保18													
享保19													
享保20													
元文1													
元文2													
元文3													
元文4													
元文5													
寛保1													
寛保2													
寛保3													
延享1													
延享2													
延享3													
延享4													
寛延1													
寛延2													
寛延3													
宝暦1													
宝暦2													
宝暦3													
宝暦4													
宝暦5													
宝暦6													
宝暦7													
宝暦8													
宝暦9													
宝暦10													
宝暦11													
宝暦12													
宝暦13													
明和1													
明和2													
明和3													
明和4													
明和5													
明和6													
明和7													
明和8													
安永1	3-6-1	3-6-3 3-6-4											
安永2													

年	目録	大町	中町	八幡町	荒町	北町	新町	南町	芹沢案内	浪人帳末	穢多癪人	借宅召仕 職人弟子	寺社方 弟子
安永3													
安永4													
安永5													
安永6													
安永7													
安永8													
安永9													
天明1													
天明2													
天明3													
天明4	4-28-1	3-10-12	3-10-16	3-10-15	3-10-13	3-10-3	3-10-2			3-10-11	3-10-1	3-10-4	
天明5													
天明6													
天明7	3-3-8-1									3-3-4 C-25	3-3-2 3-3-3		
天明8													
寛政1													
寛政2	3-15-12	3-11-13	3-11-14	3-11-15	3-11-16	3-11-17	3-11-12 3-11-5 (在帳)			3-11-8 3-15-10	3-11-9 3-15-11 3-11-1	3-11-3	
寛政3													
寛政4	3-9-2	3-16-1	3-16-13	3-16-2	3-16-5	3-16-6	3-16-4			3-9-13 3-16-9 3-16-11	3-9-6 3-16-10 3-16-12	3-16-3	3-9-8
寛政5	1-2									1-61	1-63		
寛政6													
寛政7	3-4-5 3-4-7	3-7-4	3-7-2		3-7-1	3-7-3	3-7-5			3-4-2 3-4-3	3-4-1 3-4-4	3-7-7	
寛政8	3-5-11 6-253-14	3-5-8	3-5-6	3-5-7 3-5-12 (在帳)	3-5-10 3-5-3 (在帳)	3-5-5 3-5-13 (在帳)	3-5-9 3-5-2 (在帳)			3-5-16 6-253-11	3-5-15 6-253-12	3-5-4	
寛政9													
寛政10													
寛政11	3-2-6 3-12-13	3-2-2	3-2-11	3-2-1	3-2-9	3-2-3	3-2-10			3-12-11 3-2-4	3-12-10 3-2-5	3-2-8	
寛政12													
享和1													
享和2	1-131 3-13-12	3-13-10	3-15-5	3-13-4	3-13-2	3-13-3	3-13-1			1-67 3-13-6	1-68 3-13-7	3-13-9	
享和3													
文化1	3-1-9	3-1-8	3-1-7	3-1-6	3-1-4	3-1-5	3-1-11				3-1-1	3-1-10	
文化2	3-8-11 3-14-11	3-14-2	3-14-1	3-14-3	3-14-5	3-14-10	3-14-4				3-8-3 3-14-7	3-14-6	
文化3													
文化4													
文化5	4-30-7 1-10	4-30-10	4-30-8	4-30-9	4-30-13	4-30-12	4-30-11				1-55 1-70 4-30-4 4-30-6	4-30-5	
文化6													
文化7													
文化8	1-111 1-200	1-182	1-34	1-35	1-139	1-36	1-15				1-58 1-71	1-37	
文化9													
文化10	1-187									1-60			
文化11	1-32 1-145	1-146	1-180	1-211	1-179	1-181	1-147			1-59 1-62	1-57 1-72	1-129	
文化12													
文化13													
文化14	1-142 1-24	1-143	1-199	1-154	1-3	1-9	1-28			1-54 1-94	1-64 1-69	1-19	
文政1													
文政2	1-208	4-31-6	4-31-4	4-31-5	4-31-7	4-31-3	4-31-2			1-52 4-7	1-65 4-6	4-31-1	
文政3	1-25 1-42	1-39	1-26	1-44	1-27	1-22	1-43			1-53	1-56 1-66	1-20	
文政4													
文政5	4-54 4-57									4-50	4-31-8 4-56		
文政6	4-24-7 4-32-15	4-24-9	4-24-8	4-24-11	4-53	4-24-10	4-52			4-47 4-24-5 4-32-3	4-24-2 4-24-4 4-23-2 4-44	4-24-6	
文政7	4-55										4-46		
文政8	4-37-7 4-37-8	4-37-10	4-37-14	4-37-13	4-37-15	4-37-12	4-37-11			4-37-5 4-37-6	4-37-1 4-37-2	4-37-9	
文政9	4-29-8	4-29-11	4-29-7	4-29-10	4-29-12	4-29-5	4-29-6			4-29-1	4-43	4-29-9	
文政10	4-35-11	4-35-8	4-35-6 4-35-10	4-35-7	4-35-4		4-35-9			4-35-2	4-35-3	4-35-5	

年	男女 請弘帳	欠落者 書上	天台宗	真言宗	曹洞宗	時宗	淨土宗	淨土 真宗	濟家宗	法華宗	社家	修驗	蛭児
安永3													
安永4													
安永5													
安永6													
安永7													
安永8													
安永9													
天明1													
天明2													
天明3													
天明4	3-10-10	3-10-14 4-28-13	4-28-2	4-28-3	4-28-6	4-28-4	4-28-7	4-28-12	4-28-5	4-28-8	4-28-9	4-28-11	4-28-10
天明5													
天明6													
天明7	3-3-5	3-3-1	3-3-13	3-3-16	3-3-7	3-3-11	3-3-12	3-3-10	3-3-8-2	3-3-15	3-3-6	3-3-9	3-3-14
天明8													
寛政1													
寛政2	3-11-11 3-15-14	3-11-10	3-15-7	3-15-3	3-15-15	3-15-13	3-15-8	3-15-6	3-15-9	3-15-1	3-15-4	3-15-5	3-15-2
寛政3													
寛政4	3-9-12 3-16-7	3-16-8	3-9-11	3-9-1		3-9-14		3-9-9		3-9-10	3-9-4	3-9-3	3-9-5
寛政5	1-152		1-174	1-144	1-46	1-29	1-128	1-173	1-8	1-13	1-30	1-157	1-12
寛政6							6-228						
寛政7	3-4-10 3-4-8		3-4-13	3-4-11	3-4-6	3-4-9	3-4-18	3-4-16	3-4-19	3-4-12	3-4-14	3-4-17	3-4-15
寛政8	3-5-1 6-253-13	3-5-14	6-253-5	6-253-8	6-253-10	6-253-7	6-253-6	6-253-4	4-27	6-253-9	6-253-3	6-253-2	6-253-1
寛政9													
寛政10													
寛政11	3-2-7 3-12-12		3-12-1	3-12-4	3-12-14	3-12-5	3-12-3	3-12-7	3-12-15	3-12-2	3-12-9	3-12-6	3-12-8
寛政12													
享和1													
享和2	1-151 3-13-8	3-13-11	1-138	1-160	1-120	1-162	1-161	1-122	1-133	1-47	1-33	1-121	1-163
享和3													
文化1	3-1-3	3-1-2											
文化2	3-8-4 3-14-8	3-14-9	3-8-10	3-8-8	3-8-5	3-8-13	3-8-9	3-8-14	3-8-7	3-8-12	3-8-1	3-8-6	3-8-2
文化3													
文化4													
文化5	1-149 4-30-2	4-30-3	1-11	1-108	1-6	1-5 1-104	1-45	1-137	1-31	1-176	1-4	1-107	1-106
文化6													
文化7													
文化8	1-148 1-167	1-90	1-1	1-112	1-51	1-110	1-23	1-125	1-184	1-183	1-126	1-109	
文化9													
文化10	1-191-2		1-116	1-118				1-113		1-117	1-115		1-119
文化11	1-164	1-91	1-132	1-134	1-159	1-186	1-105	1-136	1-185	1-175	1-135	1-130	1-212
文化12													
文化13													
文化14	1-169 1-165	1-89	1-191-1	1-194-1	1-196	1-197	1-140	1-198	1-40	1-141	1-192	1-193	1-195
文政1													
文政2	4-5 1-168	4-46-1	1-171	1-209	1-188	1-210	1-207	1-204	1-206	1-189	1-172	1-190	1-216
文政3	1-153 1-166	1-87	1-178	1-177	1-127	1-205	1-202	1-7	1-123	1-21	1-201	1-203	1-41
文政4													
文政5	4-40 4-42 4-51 1-217		4-23-5	4-23-6	4-23-3	4-23-7	4-23-1	4-23-8	4-23-2	4-23-4	4-23-10	4-23-9	4-23-11
文政6	4-11 4-24-3 4-32-1	4-24-1	4-32-4	4-32-9	4-32-7	4-32-10	4-32-5	4-32-11	4-32-6	4-32-8	4-32-13	4-32-12	4-32-14
文政7	4-13	4-37-4	4-17		4-18	4-20	4-15	4-21	4-16	4-19	4-49	4-48	4-45
文政8	4-37-3									4-2			
文政9	4-29-2 4-29-3	4-29-4							4-8				
文政10	4-39	4-35-1											

年	目録	大町	中町	八幡町	荒町	北町	新町	南町	芹沢案内	浪人帳末	穢多癪人	借宅召仕 職人弟子	寺社方 弟子
文政11													
文政12													
天保1	4-22-5									4-22-12	4-22-7		
天保2													
天保3												4-33-4	
天保4	4-25-13 4-33-6 4-36-5	4-36-9	4-36-11	4-36-4	4-36-2	4-36-3	4-36-1			4-36-6 4-33-2 4-25-9	4-36-7 4-33-3 4-25-11	4-36-8	
天保5													
天保6													
天保7													
天保8													
天保9													
天保10													
天保11													
天保12													
天保13													
天保14													
辰			3-10-8 (在帳)	3-10-6 (在帳)	3-10-9 (在帳)	3-10-5 (在帳)	3-10-7 (在帳)						
年欠			2-28 3-11-2 (在帳)	2-40 3-11-7 (在帳)	2-11 3-11-4 (在帳)	2-78 3-11-6 (在帳)		2-35					

年	男女 請払帳	欠落者 書上	天台宗	真言宗	曹洞宗	時宗	浄土宗	浄土 真宗	済家宗	法華宗	社家	修験	蛭児
文政11													
文政12													
天保1	4-22-6		4-22-11	4-22-2	4-22-8	4-22-4	4-22-13	4-22-1	4-22-15	4-22-3	4-22-9	4-22-14	4-22-10
天保2													
天保3	4-12 4-38												
天保4	4-14 4-33-1 4-36-10		4-33-8 4-25-3	4-25-2 4-33-11	4-1 4-33-9	4-25-4 4-33-12	4-25-10 4-33-5	4-25-1 4-33-13	4-25-8 4-33-7	4-25-12 4-33-10	4-25-6	4-25-5 4-33-14	4-25-7 4-33-15
天保5													
天保6													
天保7													
天保8													
天保9													
天保10													
天保11													
天保12													
天保13													
天保14													
辰													
年欠													

文書群整理作業の協力者（敬称略）

- 第1次調査 2015年11月17日： 吉田美香・篠崎正太・加藤朱美・渡邊歩
- 第2次調査 2016年2月18日： 篠崎正太・高野彩香
- 第3次調査 2016年7月9日： 篠崎正太・高橋加奈枝・渡邊歩・小川巧・鈴木誉史・熊田一道・山内姫
- 第4次調査 2016年7月17日： 村和明・藤田壮介・下田桃子・横山浩貴・立石了・小松愛子
- 第5次調査 2016年11月1日： 渡邊歩・小川巧・鈴木誉史・高橋飛翔
- 第6次調査 2016年11月6日： 村和明・藤田壮介・角和裕子・小松愛子
- 第7次調査 2017年2月23日： 篠崎正太・渡邊歩・高橋飛翔・熊田一道・小川巧・鈴木誉史・山内姫・大和田里歩・大河峯夫
- 第8次調査 2017年6月3日： 高橋飛翔・熊田一道・小川巧・鈴木誉史・山内姫・大和田里歩・福田凌大・菅野初音・渡部真由・鈴木結衣・渡邊俊介
- 第9次調査 2018年1月20日： 高橋飛翔・熊田一道・小川巧・鈴木誉史・山内姫・大和田里歩・福田凌大
- 第10次調査 2018年6月9日： 山内姫・大和田里歩・福田凌大・渡部真由・鈴木結衣・渡邊祐稀・有賀真優・稲村亜莉紗・近内雅基・三浦成浩・工藤匡哉・小久保拓実・佐藤愛未
- 第11次調査 2019年2月28日： 大和田里歩・渡部真由・鈴木結衣・近内雅基・三浦成浩・渡邊歩・加藤朱美・大河峯夫・佐藤愛未
- 第12次調査 2019年6月1日： 渡部真由・鈴木結衣・塩田優花・浅利啓子・佐藤柊也・大泉柚花・工藤匡哉・小久保拓実・椎木彩香・直井駿・梁川遙香・小松莉依子・長野野々香・清水茜・加藤朱美・渡邊歩・大和田里歩・佐藤愛未・大河峯夫・安斎菜穂・片平奈々・坪井佑佳・遠藤彩楓
- 第13次調査 2020年2月26日： 渡部真由・鈴木結衣・近内雅基・三浦成浩・塩田優花・大泉柚花・工藤匡哉・小久保拓実・加藤朱美・渡邊歩・佐藤愛未・安斎菜穂・片平奈々・坪井佑佳

(マ、マ)
出勤可相勤候

三月十三日

深間内基様江兩御奉行所御出座、御月番基様被仰渡候
御礼廻り御年寄様皆勤、其外例之通相勤候事

三月十四日御用

川又彦左衛門

病氣ニ付名代 佐倉与惣兵衛

実子

松本三郎平

彦左衛門儀、追々結構被 仰付冥加至極難有奉存候、奉報

御「^(抹消)国」恩沢度、追々指出置候証文金江、此度金五拾兩継金、都合千兩令献金度願之趣、尤

之事ニ付、願之通可指上候、尚又御勝手御内「^(抹消)御」用筋年来出精相勤、御用弁ニ茂相成丹精

格別之訳ヲ以、容易ニ難被 仰付義ニ候得共、実子三郎平江郷土格被仰付、御紋付御上下一

具被成下候、此上御用向可被 仰付候、尚又別紙之通御褒美被 仰付候条、難有奉存候、出

精可相勤候

米方同道

川又彦四郎

此度川又彦十郎儀、大金令献金尤之事ニ候、猶又川又彦左衛門儀、御勝手御内用筋丹精相勤
功も有之訳ヲ以、容易ニ難被 仰付儀ニ候得共、其方江郷土格被仰付、御紋付御上下衣具被
成下、尚又別紙之通り御褒美被 仰付候条、難有奉存、此末御用ニ相立候様可相心掛候
右郡代、町奉行、郡奉行、大目附列席中、大郡代松原善内殿被仰渡候事

御礼廻り

御年寄、御用人、郡代、町奉行、郡奉行不残、大御目付月番永井冲藏殿江上下着用相廻り候
様、御勘定方江茂追々相廻り候様、先例之通之事

松本三郎平

川又彦四郎

一、持高作得其外諸役、売買江抱候諸運上、惣而免許之事

但、町内番役諸人足諸貫、是迄之通与可相心得候

三月十四日

(106)

私儀代々御本陣役被 仰付、居屋敷内江御普請御取立被差置候ニ付、文化三寅年中、地統御
家人明屋敷本陣添地ニ御渡被成下、其後天保九戌年、御巡見様御止宿之处、類焼後家作無御
座御差支ニ相成候ニ付、木品頂戴、諸職人作料、扶持米其外共ニ自力ヲ以、従前之通普請出
来差上、無滞御宿相勤候為 御褒美、猶又地統御家人明屋敷永ク御貸被成下候所、先般御改
政被 仰出、御趣意奉恐承候ニ付、前件御会积柄ニも御座候得共、此際無税之地支配罷在
候儀、奉恐入候ニ付、右式ヶ所共々相当之地税上納仕、私家ニ而永ク拝借罷在申度、此段奉
願上候也

明治五壬申年正月

川又彦十郎

元三春県

御中

朱書

願之通

壬申正月

(了)

金二、千式百五拾九兩壹分銀壹匁七分

右之通ニ御座候、以上

未十月

川又彦十郎

(挟み込み文書)

嘉永四亥年五月

金五拾三兩壹分ト銀三匁式分

右者江戸御上屋鋪御門材木代出金仕置申候

川又彦左衛門

(103)

内願手扣

代々塩問屋被 仰付難有相勤罷在申候処、商売ニ抱り候諸運上 御免許追々被 仰付御座候
二付、塩荷物之儀者、御免許之者たり共取立候様被 仰付被成下度奉願候、先年者御運上之
儀ニ付別紙之通被 仰付御座候ニ付、則奉御覧入候、塩問屋之儀も捌問屋ニ御座候、猶又近
年 御城下江塩荷掛り減少仕難洪、至極仕候、右之訳者 御城下近在商人共、自分宅江荷物附
寄置、郡山并本宮辺江、御城下江相掛り不申附送り候簇御座候、且又仁井町方広瀬村通り
ニ而、門鹿村辺江懸り、右最寄之村々ニ而も商売仕候者も御座候、猶二本松御領分小浜町并
杉沢村・百目木村・針道、扱者川俣辺江も通荷数多御座候間、是迄 御城下江相掛り候荷物
減少仕候間、御領分江入候荷物之分者、御役銀取立候様被仰付被成下候ハ、難有仕合奉存
候、以上

未十月

但シ別紙ニ希運上之儀ニ付、伺書并御達向調取添差出申候、前々扣置候ニ付此処へ留相略ス
(朱書)
「右献金ニ付内願者、同性彦四郎江郷土格被仰付被成下候、尤猶又右之墨書之通、手扣書ヲ
以內願申上候事

十月八日 願書九日ニ差出ス

右内願之儀者、在方ニ小商札御渡ニ相成居ニ付差支候趣ニて、御下ケ相成候事
依而御免許たり共取立候様与斗内願致候得共、此度ハ御手数相成候ニ付見合、追而序も可

有之御内意之事」

(104)

乍恐以書付奉願上候事

一、大町遠藤嘉右衛門組合之内、私抱屋敷壹軒并御田地共ニ、此度從弟川又彦四郎居屋鋪ニ
相讓、同人并女子ち多以上式人家内相分為引移申度奉願上候、右願之通被 仰付被成下候
ハ、難有奉存候、以上

安政七申年二月

川又彦十郎

御町御奉行様

御披露

乍恐以書付奉願上候事

一、大町遠藤嘉右衛門組合之内、川又彦十郎抱屋敷壹軒并御田地共ニ、從弟之訳ヲ以、此度
居屋敷ニ讓受、私并女子ち多共ニ以上式人家内相分り、引移申度奉願上候、右願之通被 仰
付被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

安政七申年二月

川又彦四郎

御町御奉行様

御披露

(105)

川又彦十郎

右之者、代々役儀相勤難有奉存、右奉報 御恩沢度、実父方相心掛罷在候ニ付、別紙調書之
通御証文金江、此度百匁玉筒壹挺并金式拾五兩相添、都合金千式百五拾九兩壹分銀壹匁七分
献納仕度旨、願之趣格別之存念、尤之事ニ付、達 御聴被遊 御満足、願之通可指上候、先代
方追々令献金、猶又此度莫太之金高献納願出候段、重々奇特之事ニ付、為御褒美御紋付御上
下被下候、猶又容易ニ難申付儀ニ候得共、別家彦四郎身分御引立被下候条、難有奉存、此上

御礼廻り御年寄様皆勤、^(ママ) 両御奉行所其外例之通之事

口上之覚

私印形 ㊥

右之通相用申候間、御披露申上候、以上

未八月

御町御役所

川又彦十郎

印鑑 ㊥ 川又彦十郎

此通り切紙二而、御米方并西東両郷御代官所へ差出ス

(102)

口上之覚

私儀不存寄追々結構被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、右 御恩沢奉報度相心掛罷在申候

二付、別紙之通御証文金江、此度金五拾両相添、献金仕度奉願候

右之趣、松原善内様江、何分二茂可然様被仰上可被下候、奉頼存候、以上

十月十日

川又彦左衛門

御米方中様

覚

天保十三寅年

一、金四百両 永戸与次右衛門方方讓受置候分、御証文壹通

一、金五百五拾両 金千弍百八拾八両利付御証文之内

一、金五拾両 此度正金納

千両

右之通二御座候、以上

十月

川又彦左衛門

口上之覚

私儀代々御役儀被 仰付冥加至極難有奉存候、右御 恩沢奉報度、実父代方兼々相心掛罷在

申候二付、別紙之通御証文金江、此度百目筒鉄炮壹挺并金弍拾五両相添、献納仕度奉願候、

右願之通被 仰付被成下候ハ、難有奉存候、以上

未十月

川又彦十郎

御町御役所

覚

天保十三寅年

一、金弍百三拾九両壹分弍朱 郡山永戸与次右衛門方方讓受置候御証文壹通

嘉永三戌年十二月

一、金六拾五両

御用才覚金

同四亥四月方同六丑九月迄

一、金三拾三両弍分銀六匁

六会講掛金、実父彦左衛門分

同七寅年閏七月

一、金六拾両

御用才覚金

同四亥年五月

一、金五拾三両壹分銀三匁弍分

江戸御屋鋪御門材木代、実父彦左衛門

同七寅年閏七月

一、金弍拾両

御用才覚金 右同人

一、金七百三拾八両

利付金讓受 右同人

一、金弍拾五両

百目鉄砲壹挺

一、金弍拾五両

正金

乍恐以書付奉願上候事

私儀、數代御本陣并檢断役、御金包其外加役等迄被 仰付難有相勤罷在候所、近年病身二罷成難洩、至極仕候所、此節別而相勝不申、御役相勤兼申候間、何卒以御慈非御役御免被成下候様奉願上候、右願之通被 仰付被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

安政五年七月

川又孫左衛門

御町御奉行様

御披露

川又孫左衛門

右之者、存寄有之候二付、檢断役并加役共ニ差免候

右之通可申付候、以上

八月六日

町奉行

檢断

中

町年寄

右者月番方達有之候事

川又孫左衛門

川又彦十郎

右之者共御用之儀有之候間、明八日四ツ時、会所江相詰候様可申付、尤檢断月番同道ニ而可罷出候

右之通可申付候、以上

八月七日

町奉行

檢断

中

町年寄

尚々孫左衛門病氣ニ候ハ、同席之者名代可差出候

川又孫左衛門

病氣ニ付名代

渡辺政治助

其方儀、存寄有之候二付隠居申付候

川又彦十郎

其方親孫左衛門義、存寄有之候二付、隠居申付候処、先代方代々切作茂有之家筋ニ付、家督無相違郷士格並被 仰付候、本陣役、塩問屋被 仰付、席之儀者檢断末席被 仰付、其外免許之品々親代之通被 仰付候、尤町奉行支配与可相心得候

八月八日御用

於会所上之間ニ、大郡代秋田齋様被 仰渡候、御米方同道之事

右為御礼、御年寄中様、御郡代、町御奉行所江羽織袴ニ而廻勤、御米方江茂風聴として参申候

川又彦十郎

右之者申渡儀在之候間、明九日四ツ時、深間内基宅江可罷出候

右之通可申付候、以上

八月八日

町奉行

檢断

中

町年寄

川又彦十郎

右之者存寄有之候二付、檢断役申付候、尤加役共ニ都而親代之通申付候、申合念入可相勤候

八月九日

右之通町御奉行深間内基様御宅ニ而被仰付候

十二月十八日

町奉行

春山新左衛門殿

町年寄中

但し、四郎平悴一同二被 仰付候事

御礼御年寄中様廻勤、其外例之通

(98)

口上之覚

当十八日、御社参平伏之砌、雪踏相用候心得 御尋ニ付、左ニ申上候

右平伏罷出候砌、竹皮裏付之草履相用申候所、雪踏ニ紛敷品相用、蒙 御尋恐入奉存候、

依之指扣罷在可申哉

右之趣宜様相伺可被下候、頼入奉存候、以上

嘉永四亥年

三月廿一日

川又彦十郎

橋元四郎平殿

川又彦十郎

右之者、去ル十八日 神明宮江御社参ニ付平伏之砌、雪踏相用候趣ニ付、心得及尋候処、竹皮裏付之草履相用、雪踏紛敷恐入候旨答之趣、令承知候所、裏付草履相用候儀不相成処、其心得茂無之相用候段、役儀ニ茂不似合不埒之事ニ候、依之呵押込申付候、以後心ヲ付候様可致候

右之通可被申付候、以上

三月廿六日

細川孫六郎

町奉行中

(99)

川又留四郎

右之者家筋之訳ヲ以、親彦十郎病氣差合之節、本務加役共名代勤申付候、万端心ヲ用、末々御用ニ相立候様可致候、尤席之儀者町年寄順席与可相心得候

嘉永七寅年

六月(抹消)「十一」八日

(100)

口上之覚

一、私儀、孫左衛門与改名仕候間、右之段御披露申上候、以上

卯二月

彦十郎改

川又孫左衛門

御町御役所

彦十郎改名

川又孫左衛門

御勘定方

郡役所 手札ヲ以届ル

御代官所

口上之覚

一、私悴留四郎儀、彦十郎与改名為仕候間、右之段御披露申上候、以上

卯二月

川又孫左衛門

御町御役所

(101)

敷続抱屋敷老軒、右ニ而商売仕度奉存候、依之
御運上之義ハ居屋敷同様御免許被成下候様奉願候、右願之通被 仰付被成下候ハ、難有奉
存候、以上

巳八月

川又彦十郎

御町御役所

川又彦十郎

右者、本陣ニ而見勢^(みせ)相立候地面無之二付、居屋敷続抱屋敷老軒、右ニ而商売仕度、依之
運上之義ハ居屋敷同様免許之願申聞候趣、令承知候、依之居屋敷続抱屋敷老軒ハ、願之通
運上用捨申付候

右之通可申付候、以上

巳十二月廿五日

大金幾馬

検断

中

町年寄

(94)

川又彦十郎

当年町方ニおいて茂、一統畝米有之候所、臨時之取斗向骨折相勤候ニ付、為御褒美錢老貫
五百文被下候

弘化三年

十二月十六日

右之通町地方御懸り御奉行所小宮山順四郎様於御宅被仰渡候、尤出席例之通之事

(95)

口上之覚

一、私親彦左衛門拝領仕居候袴扇御紋附御上下老具、同御紋附御小袖老ツ、右両御品私江相
譲り為着用仕度旨親奉願、相譲り候様被仰付候ニ付、右之段御披露申上候、以上

嘉永元

申六月

川又彦十郎

御町御役所

(96)

川又彦十郎

其方儀、検断役申付候、同役申合諸事入念可相勤候、尤本陣并加役共ニ是迄之通可相心得
候

嘉永二酉年

五月十六日

右之通於会所町御奉行所被 仰渡候

御礼廻り御年寄中様廻勤、両御奉行所其外例之通之事

(97)

乍恐以書付奉願上候事

一、私養子留四郎儀、来正月元日乍恐

御目見為仕度奉願上候、右願之通被仰付被成下候ハ、難有奉存候、以上

嘉永三戌年十二月

川又彦十郎

御町御奉行様

御披露

川又彦十郎

俸留四郎儀、来正月元日、御目見為仕度旨、願之通申付候
右之通可申付候、以上

天保十五辰

十一月十五日

川又彦十郎

橋元四郎平殿

〔朱書〕
「右伺、肴問屋之儀ハ捌問屋と有之、免許筋之義難申付旨御口達ニ而、午四月廿八日相下り申候」

（91）

乍恐口上之覚

茶御運上之義、金三兩宛年々兩度ニ上納仕来り候所、御免許有之候川又彦十郎殿方、是迄過納ニ相成、御引方無之候得共、右者世話番共不心得ニて相納罷在候義、当年方相改、仲間割合之高ヲ以御引被成下候様奉願上候、仍而春山伝内殿儀も当年方引高奉願上候、右之段左ニ申上候

一、錢壹貫五百文 川又彦十郎

一、同式貫四百文 春山伝内

是ハ先年方指出来候高ニ御座候

合ベ三貫九百文

右之通上納高之内方御引被成下度奉願上候、則右之錢高不納ニ相成候ニ付、被仰付被成下度奉願上度、右願之通被仰付被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

辰十二月

茶御運上取立世話番

真津得藏

彦右衛門

御町御役所

已七月中、茶商売之義、居屋敷ニ而致候哉、抱屋敷ニて致候哉、御口達御尋之旨、月番申聞之事

覚

私儀茶商売仕候处、居屋敷ニ而致商売候哉、抱屋敷ニ而致商売候哉、御尋ニ付左ニ申上候
一、私居屋敷之義ハ、御本陣御建被指置候而、商売向手狭ニ付、居屋敷続抱屋敷江普請仕、居屋敷相用罷在申候儀ニ御座候、見錢之義も居屋敷抱屋敷一棟仕、商売仕罷在申候儀御座候

一、御免許之義ハ屋敷江抱り候訳与ハ相心得不申候、居屋敷場所不宜、商売向不都合御座候得ハ、貸屋敷ニ仕、宜場所江借宅仕商売仕候共、御免許ニ付御運上指出不申宜儀と奉存候
右之趣宜様被仰上可被下候、頼入奉存候、以上

七月九日

川又彦十郎

橋元四郎平殿

右之通指出申候处、何れニも抱屋敷之分ハ指出不申ニハ不相成候間、出差出可申候、此後之義、願出申度候ハ、当人心得次第之趣御口達之趣、月番方沙汰之事、別紙答書ハ相下り申候事、七月中也

（92）

覚

一、私商売物之内、御運上相納候品も有之、御引高ニ相成候品も有之、区々候处、如何様之訳有之哉御尋ニ付、左ニ申上候

私商売物之内、御運上出候品ハ、紙・水油・茶ニ御座候所、右之品共ニ是迄者御運上差出不申候、右御尋ニ付申上候

右之趣宜様被仰上可被下頼入奉存候、以上

八月

川又彦十郎

船田久五郎殿

（93）

口上之覚

私居屋敷之儀ハ、御本陣御建被指置手狭ニ而、見勢相建候地面無御座迷惑仕候ニ付、居屋

ハ、月番江申談、順ノ字ニ直置候様可致旨、不破関蔵様被仰候ニ付、其段月番四郎平殿
へ談置候事」

(89)

川又彦十郎

同 彦四郎

彦四郎叔父彦左衛門儀、上金之訳ヲ以、二男彦十郎儀段々結構ニ申付候处、同人儀嫡子ニ
相立候ニ付、跡式之儀弟之内江可申付处、其節内意申聞候訳も有之候ニ付、不及其沙汰御
差置候所、去ル丑寅両年指出シ置候金子五拾江正金廿両繼金いたし、都合七拾両、講堂再
建為御用令献金度旨、尤跡式之儀ハ彦四郎江被 仰付被成下度旨、彦十郎願ニ付、願之通
上金申付、彦四郎儀御目見被 仰付、代々町年寄嫡子次席ニ申付候、在出之節帶刀御免申
付候、白紬沓足被下、彦左衛門先年頂戴之絹羽織、倅彦十郎江相讓置候处、是亦彦四郎へ
讓、着用 御免申付候

天保十四年

卯十一月廿八日

右之通、於御会处ニ被仰付候、出席例之通之事

口上之覚

一、私儀部屋住中、去ル文政七申年正月中親彦左衛門奉願、親部屋住中之通、御目見被 仰
付、席之儀者代々町役人嫡子次席、在出之節帶刀 御免、親江被成下候絹羽織着用
御免被 仰付難有奉存罷在申候处、天保五年三月中、嫡子ニ相立候ニ付、私跡目之儀者、
弟之内江被 仰付可被成下 御内意御座候得共、追而御願申上度申上置候处、可相成御儀
御座候者、彦四郎江被 仰付被成下候様奉願候、依而去ル丑寅両年ニ指上置候 御用才覚
金五拾両、右江此度廿両繼金仕、都合七拾両為冥加、御講堂御普請御座候ニ付、上金仕度
奉願候、右之段指付奉願候儀も恐入奉存候ニ付、御伺申上候
右之趣宜敷様御伺可被下候、頼入奉存候、以上

卯十一月

川又彦十郎

橋元四郎平殿

前江扣置可申候处、扣落ニ付跡ニ成ル

(90)

川又彦十郎

去十二月中、浜方ニ而秋味四俵相調引取候处、諸運上免許之上ハ役錢指出不申心得罷在候
旨、伺申聞候处、商売抱候役錢者免許候得共、壳体ニ不抱役錢指出候筋ニ付、此段心得違
無之様可申付候

河野専七家代

二郎三郎

去十二月中、川又彦十郎浜方ニ而秋味四俵相調引取候处、諸運上免許ニ付役錢不指出心得
之旨伺有之候处、壳体ニ不抱義ハ役錢指出候筋ニ付、其段当人江申付候間、其旨相心得可
申候

右之通可申付候、以上

天保十五辰ノ

九月五日

町奉行

検断

中

町年寄

口上之覚

去卯十二月中、浜方ニ而秋味四俵相調引取申候处、諸運上御免許之上ハ役錢指出不申心得
罷在候处、肴問屋ニ而役錢差出候様申聞候ニ付、奉伺候处、商売抱候役錢ハ御免許候得
共、壳体ニ不抱役錢ハ指出候様被仰付奉畏候、然ル所当年ハ秋味商売仕候心得ニ付、其段
肴問屋江相談申候者、荷物参り候而も御達無御座候而ハ相渡兼候趣申聞候、依之私荷物参
候ハ、馬附俣相改、直ニ私方江相渡候様、肴問屋江奉蒙 御達度奉願候、右之段指付奉
願候儀も恐入奉存候ニ付、御伺申上候、右之趣宜様被仰上可被下頼入奉存候、以上

酉十月

橋元四郎平殿

川又彦十郎

川又彦十郎

来春御巡見之御沙汰有之候处、本陣御普請無之候ニ付御用屋敷御修覆之上本陣代御用ニ相成候間、此段可相心得旨申付候处、本陣無之候而者行々御指支ニ可相成奉恐察候ニ付、諸品并人足被成下候者、以前御普請之通自力ヲ以相建指上度旨、願之通申付候
右之通可申付候、以上

〔朱書〕
「天保八酉」

十月廿三日

町奉行

(86)

私儀御本陣御普請仕差上候ニ付、内願筋茂有之哉御尋御座候处、申上候儀恐入奉存候得共、御本陣続御家人屋敷明地御座候間、不苦御儀ニ御座候者、永ク拝借被 仰付被成下候ハ、難有奉存候、右之段御内々奉願上候、以上

〔朱書〕
「天保九年」戌十二月

川又彦十郎

御普請御掛り様

川又彦十郎

本陣先年類焼ニ而、去夏御巡見御宿差支之处、材木人足等被成下候上者、自力致普請差上度旨願之上、木品被下候处、指掛り候事ニ而、別而心配之儀ニ候处、出精令成就、御宿相勤候段、尤之事ニ候、尚又諸入用金百廿九両余、錢三拾六貫文余、外ニ金拾両程造作、残之分有之段令承知、一廉之儀ニ付、為御褒美本陣続御家人屋敷明地永御貸被下候
右之通可被申渡候、以上

亥正月十一日

秋田斎

町奉行中

右之通、天保十年亥正月十四日、於御会所町御奉行被 仰渡候、町役人出席例之通

(87)

川又彦十郎

其方儀、地方掛り申付候、是迄弥三兵衛相勤候通、念入可相勤候
天保十四卯年六月廿日、御会所於中間ニ、町御奉行被 仰渡候

川又彦十郎

右者此度地方掛り申付候ニ付而者、御用談席江罷出、御用向一同申談候心得ニ可致候、猶当人江も右之段申達置候様可致候、以上

卯六月廿三日

町奉行

検断

中

町年寄

(88)

川又彦十郎

其方儀、赤子養育町内救備金掛り申付候、申合入念可相勤候

卯十一月十八日

不破関藏様於御宅ニ被仰渡候、出席例之通之事

卯十一月廿八日御会所御用

川又彦十郎

其方儀地方掛り勤役中検断准席ニ申付候

〔朱書〕

「右御達書、准席ニ被仰付候处、順席ニ可有御座候哉、御礼廻り罷出候砌相伺候处、准ノ字ノ方本字之趣候、町役所ニてハ順ノ字認候得共、諸向共ニ准ノ字ニ候、若不都合ニ候

(貼紙)

須藤武八様

川又彦左衛門

口上之覚

私儀先代方追々結構ニ被 仰付難有仕合奉存候、然ル所此度御改革被仰出候儀、奉恐入候ニ付、可成御儀ニ御座候ハ、去ル巳年中才覚金廿両差上置候内、六両御下ケ被下、残金拾四両御座候ニ付、乍聊為冥加此度差上切ニ仕度奉願上候、右之趣荒木内匠様江何分ニ茂可然様被 仰上被下度奉頼存候、以上

十二月

早川 奎之丞

琴田半兵衛様

須藤武八様

(マム)
演舌手扣

私儀代々結構被 仰付難有仕合ニ奉存候、然ル処此度御改革被 仰出恐入奉存候ニ付、為冥加去十二月中忤彦十郎才覚金百弍拾五両差上候分、此度献金仕候旨、町御奉行所江忤方方申上候間、右之趣宜敷様被仰上被下度奉頼存候、以上

(朱書)
「同西」

十二月

川又彦左衛門

琴田半兵衛様

須藤武八様

内願手扣

一、御本陣御立被差置候ニ付、持高是迄之通 御免許奉願上候
一、塩問屋御連上并商売抱候諸連上、都而是迄之通 御免許奉願上候
右之通忤彦十郎江被 仰付被成下候様奉願上候、以上

(朱書)
「同西」

十一月

私儀代々結構ニ被 仰付難有仕合奉存候、然ル所此度御改革被 仰出候義、恐入奉存候ニ付、為冥加去十二月中才覚金被仰付、百弍拾五両差上置候分、此度献金仕度奉存候、不苦御儀御座候ハ、御取請被成下候様奉願上候、右之趣宜様御伺被下度頼入奉存候、以上

(朱書)
「同西」

十二月

川又彦十郎

春山六郎左衛門殿

(84)

川又彦十郎

其方儀当春御勝手向御改革被 仰出候ニ付、為冥加去十二月中差出置候才覚金者百弍拾五両令献金度之旨、尤之事ニ付、願之通可差上候、尚又親彦左衛門儀茂窮民扱金掛り勤役中被成下候扶持方、并ニ是迄村々江貸出置候金子不残差上、重々奇特之事ニ候、依之為御褒美、此度御借上ケ之諸免許御戻し被下候

(朱書)
「天保八酉」

十二月

右百弍拾五両御証文、戌二月廿日、月番船田弥三兵衛方へ差出ス

(85)

来春中御巡見様御通行之所、御本陣類焼仕、御普請無御座候ニ付、御用屋敷ニ而御宿仕候様被仰付奉畏候、然ル所御本陣無御座候而者、後々御差支之儀も可有御座御儀奉恐察候、御時節柄ニ付、御普請御取延之御儀与乍恐奉存候、依之御上段御座敷三間、湯殿、両便所、并表門屏等迄、諸品并人足被成下候者、以前御普請之通、私自力ヲ以相建差上申度奉存候、御上御普請場之儀差付奉願候儀、恐入奉存候、不苦御儀ニ御座候者、被 仰付被成下候様奉願候、右之段御伺申上候

右之趣宜様御伺可被下候、頼入奉存候、以上

町役所

(81)

兼々御勝手不如意ニ付、近年敵敷御取締被成候得共、追々御手詰ニ相成、御公私共ニ最早御立行難被成候ニ付、無御抛此度御勝手御改革被 仰出、当酉年方来ル寅年迄全五ヶ年、猶又敵敷御取締被

仰出、御家中知禄を不残御借上、聊之御賄ニ而御養ひ被成候程之義ニ付、町郷中之者共諸免許并給地作得扶持方俵数共ニ、右御年限中御借上ヶ被成候、依而勤功功作被成下候給分御借上ニ被 仰出候段、幾許御氣之毒之義ニ候得共、無御余儀被及 御沙汰候条、其義相心得家業令出精取続候様可致候

但、開発給地之義者は迄之通被成下候間、其旨可相心得候

右之通被 仰出候間、免許并被下有之者共江、夫々ニ申付、運上掛り江も心得可申達候、以上

〔朱書〕
「天保八」

西十一月十七日

町奉行

検断

中

町年寄

(82)

口上之覚

私共去ル午年中不存寄窮民扱金掛被 仰付、御扶持方被成下難有奉存候、然ル所此度御改革被仰出候段、奉恐察候ニ付、不苦御義ニ御座候ハ、別帳之通是迄村々江貸出し置候金子并御扶持方共ニ、此度差上切、扱掛御免被成下度奉願候、右之趣、 荒木内匠様江何分ニも可然様被仰上被下度奉頼存候、以上

〔朱書〕
「天保八酉」

十二月

石井与三郎

川又彦左衛門

春山伝次郎

早川奎之丞

松本三吉

琴田半兵衛様

須藤武八様

〔貼紙〕

口上之覚

私共儀、去ル午年中不寄存、窮民扱金掛被仰付、御扶持方被成下難有奉存候、然ル所此度御改革被仰出候段、奉恐察候ニ付、不苦御儀ニ御座候ハ、御扶持方并是迄村々江貸出し置候金子、不残差上候様仕度奉願上候、右之趣荒木内匠様江何分ニ茂可然様被仰上被下度奉頼上候、以上

十二月

兩人

此通相直し申候

五人

(83)

口上之覚

私共儀、先代方追々結構ニ被 仰付難有仕合奉存候、然ル所此度御改革被仰出候義、恐入奉存候ニ付、為冥加去十二月中才覚金百弍拾兩ツ、差上置候分、此度献金仕度奉願上候、右之趣荒木内匠様江何分ニも可然様被仰上被成下度奉頼存候、以上

十一月

石井与三郎

早川奎之丞

松本三吉

琴田半兵衛様

川又彦十郎

其方儀、存寄有之候ニ付、檢斷役并ニ備金掛り貸附掛り指免候、依之去ル午年家相続被仰

付候節之通与可相心得候

但シ、他所者召抱も御免之事

天保七申十一月廿九日被仰付候事

覚

一、大帳八冊入 忝箱

一、同拾五冊入 忝箱

一、建紙狀箱忝ツ・横折同忝ツ、都合三ツ

右之通御引渡申候間、御受取可被成候、以上

申十一月廿九日

川又彦十郎

春山六郎左衛門殿

一、田忝縄 飯森

一、同忝縄 癩人前

一、畑忝縄 山崎

一、同忝縄 天王前

一、同忝縄 入山崎

ベ田忝縄、畑三縄

右之通恩田相渡候事

覚

一、大帳 忝冊

一、貸附帳 忝冊

外ニ書附共袋入

右之通御引渡申候間、御改御受取可被成候、以上

申十一月廿九日

川又彦十郎

藤田弥兵衛殿

覚

一、他所者召抱 御用物 忝箱

右之通御引渡申候、以上

申十一月晦日

川又彦十郎

船田弥三兵衛殿

(80)

当年類外之凶作ニ相成、極窮之者最早飢扶持追々奉願候者数多罷成、誠以此節柄別而御上之御救不一方御儀奉恐察候、依之町内飢扶持奉願候者江、乍些少白米四斗入拾俵施米仕度奉願候、尤御指図次第右俵数高、於私宅ニ差出申度奉存候、御指支も無御座候者、被仰付被成下度奉願候、右之段宜様御伺可被下候、頼入奉存候、以上

申十一月十日

川又彦十郎

船田弥三兵衛殿

川又彦十郎

右当年類外之凶作ニ付、町内飢扶持相願候者共江白米四斗入拾俵為施米差出度之趣、令承

知候、存入奇特之事ニ付伺之通勝手次第差出候様申付候

右之通可申達候、以上

十二月六日

町奉行

右施米為御褒美棧留袴地被下候事

酉十月廿日

川又彦十郎

一、其方儀町年寄役申付候後、間茂無之候得共、代々役儀相勤候家筋、格別之儀ニ付、未午年若、検断役申付候、同役申合入念可相勤候、且亦本陣并ニ塩問屋・金包役・町内救備金貸附掛り、他方もの召抱世話方、是迄之通可相勤候

二月十日

於御会所、町御奉行渡会弥五助様被仰渡候

出席例之通、御礼廻り御年寄中様廻勤両町奉行所江罷出ル

(78)

八月十八日

御前御用

松本 三吉

病氣ニ付名代

早川 奎之丞

早川 奎之丞

佐久間善次

同

春山伝次郎

春山 伝次郎

川又 彦左衛門

石井 与三郎

同

川又彦左衛門

追々不作引続一統之危難ニ抱候年柄ニ付、厚令心配窮民取扱可申候、尚又大郡代可申達候

春山 伝次郎

石井 与三郎

病氣ニ付名代

川又彦左衛門

近年不作引続勝手方難渋之处、其方共存入能用向相弁令満足候、此上相励可致出精候、尚又大郡代可申達候

御次御用

松本 三吉

病中ニ付名代

早川奎之丞

早川 奎之丞

佐久間善次

病中ニ付名代

春山伝次郎

春山 伝次郎

川又 彦左衛門

石井 与三郎

同

川又彦左衛門

追々不作引続候上、当年不一方凶作ニ相成、窮民難相凌事ニ在之候、何レ茂令丹誠候事ニ候得共、当年之儀者御勝手方必止与御手詰之儀ニ付、御領中御取扱筋御差支被成至極御不安ニ被 思召、不融通之砌別而乍太儀及人命候時節ニ付、如何様ニも及了簡厚心ヲ用、此上出精相勤候様被仰付候

春山 伝次郎

石井 与三郎

病中ニ付名代

川又彦左衛門

其方共、去ル卯年5月割御用金差出候处、去年違作ニ付御仕分ケ茂無之候得共、御時節令勘弁、是迄月割・不時共ニ相勤及出金、御用弁宜、尤之儀被遊 御満足候、依之為御褒美五人扶持御増扶持被成下候、且又時節柄太儀之至ニ候得共、当年不作ニ付、難被成御凌御時節ニ相至候ニ付、如何様ニも及了簡ニ、此上厚心配相尽令出精候様被仰付候

(79)

御町御役所

川又彦十郎

午十二月

印鑑

篤弥事改 川又彦十郎

此通切紙ニ而御米方并西東北南中郷御代官役所江差出ス

(76)

川又篤弥

一、其方儀、町年寄役申付候、同役申合入念可相勤候、尤八万町取締掛り・他方者召抱・町内赤子養育救備金貸附方申付候、申談可相勤候

十二月十八日

於御会所町御奉行渡会弥五助様被仰渡候、出席例之通

御礼廻り御年寄中様廻勤町両御奉行所江罷出候

一、検断舟田文治郎被仰付候ニ付、引渡物左之通

覚

一、安永五申大帳 貳冊

一、同 六酉大帳 貳冊

一、同 七戌大帳 貳冊

一、同 八亥大帳 貳冊

八冊 壹箱入

一、天明八申大帳 貳冊

一、寛政元酉大帳 貳冊

一、同 二戌大帳 貳冊

一、同 三亥大帳 貳冊

八冊 壹箱入

一、享和二戌大帳 三冊

一、同 三亥大帳 三冊

一、文化元子大帳 三冊

一、同二 丑大帳 二冊

一、同三 寅大帳 二冊

一、同四 卯大帳 二冊

拾五冊 壹箱入

外二建紙狀箱壹ツ、横折同貳ツ、都合三ツ

右之通御引渡申候間御受取可被下候、以上

午十二月廿日

川又彦左衛門

舟田文治郎殿

右之通、舟田文次郎方相廻り、川又彦十郎預り置

川又彦十郎

右、舟田文次郎代り壹番火消小頭申付候、念入可相勤候、以上

十二月廿日

町奉行

覚

一、簾纏 壹本

一、高帳 壹本

一、竹階子 貳挺 貳間半

一、大縄 貳本

一、火策 欠付之面々江相渡旨

一、ろうそく 五丁

外二欠付名面書

右之通舟田文治郎方相廻ル

十二月廿一日

(77)

天	町奉行支配	幼年	渡辺篤太郎 鈴木周助 川又彦十郎
---	-------	----	------------------------

(74)

葛尾村 松本 三吉

早川 奎之丞

常葉村 佐久間善次

春山 伝次郎

川又 彦左衛門

移村 石井 与三郎

一、去秋凶作ニ付当年作毛宜与乍申窮民之痛不一ト方儀ニ有之、御捨難被置儀ニ候得共、追々御不手繰之御勝手ニ付、御手茂不被為届、且

上方御手宛等被 仰付候義者御故障之儀被成御座候ニ付、扱方之儀何レ茂被及 御沙汰候ニ付、時節柄別而乍太義厚及心配ニ、委細者郡奉行承り合、品ニ寄大郡代得差図、窮民取続候様執斗方出精可相勤候、右ニ付勤役中左之通

一、大郡代支配諸願諸触等御米方取次之事

一、年頭二者正月十一日登城、御流并御具足之御餅頂戴之事

(朱書)
「御盃之旨御沙汰相直り申候」

右之通可被申達候、以上

同午年十二月六日

秋田平左衛門

郡代中

右之通被 仰付候ニ付、為御礼廻り御年寄中様・荒木内匠様・御用人中・大郡代・郡代・大御目附中江罷出候、御代官五人の方江者为風聴参り申候、御米方并御金役所附磐前半伍方へも参ル

但シ、郡奉行者郡代所帶務也

祝儀遣候扣

一、真綿式把 鯉節一連 大郡代 秋田平左衛門様

一、同壺把 ふし一連 郡代郡奉行帶務勤

松原善内様

岡田終藏様

滋野官藏様(兵衛力)

小宮山順四郎様

御米方

病氣引込ニ付遣不申候

川嶋与市

一、真綿老把 ふし一連 同 野田半兵衛

須藤武八

一、同断 御金役所附 磐前半伍

八軒

(75)

口上之覚

私儀、此度彦十郎与改名仕候間、御披露申上候、以上

午十二月十八日

篤弥事改 川又彦十郎

御町御役所

口上之覚

私印形 ㊥

右之通此度相改申候間御披露申上候、以上

午十二月十八日

猪狩次郎右衛門

渡辺甚吾

河野専七

是ハ相除ケ申候
〔抹消〕
「渡辺篤太郎」

佐久間善次

春山伝次郎

川又彦左衛門

石井惣助

十三人

一、会所焼失後、御普請不被為届御時節柄奉恐察、御普請仕差上度旨、願之通被 仰付候処、取急成就御都合宜被成 御満足候、去秋凶作ニ付才覚金被 仰付間も無之、別而骨折太儀之事ニ候、依之為御褒美御紋附御上下老具宛被成下被成御悦御吸物御酒被成下候 但シ、翌七日於御会所御酒被下、御郡代御挨拶三度在之候

(71)

川又篤弥

一、其方儀、家相続郷土格並被 仰付本陣役塩問屋金包役被 仰付、席之義者検断末席被 仰付、其外免許之品々都而親代之通被 仰付候、尤町奉行支配と可相心得候 右為御礼、御年寄中様、御郡代、町御奉行所江羽織袴ニ而廻勤、御米方江茂風聴として 参り申候

(72)

松本三吉

早川奎之丞

佐久間善次

春山伝次郎

川又彦左衛門

石井与三郎

一、其方共

思召被成御座候ニ付、窮民扱金掛被 仰付候、依之勤役中小役人順席被 仰付、三人扶持

ツ、被成下候

右列席、郡代、町奉行、大目付、郡奉行、大郡代秋田平左衛門様被 仰渡候、但シ、御会所上ノ間之次座敷へ罷出候、上ノ間ニ而被仰渡候

天保五年十二月六日

(73)

(挟み込み文書)

大郡代支配

御中小性末席御取扱

松本 三九郎

郷村窮扱役

同 三吉

小従人順席

早川 奎之丞

但、勤役中三人御扶持方被下

佐久間善次

春山 伝次郎

川又 彦左衛門

石井 定三郎

小従人次席格

佐久間安次郎

郡代支配

鈴木弥市右衛門

松本慶助

春山新左衛門

猪狩次郎右衛門

渡辺甚伍

河野専七

右之趣可然様御伺可被下候、以上
〔後筆〕
「同年」午五月十日

御町御役所

覚

春山伝次郎
川又彦左衛門

松本三九郎

佐久間安次郎

鈴木弥市右衛門

松本慶助

郷土格面々

石井忠助

右之通御座候、以上

〔後筆〕
「同年」午五月十日

川又彦左衛門

春山伝次郎

川又彦左衛門

春山伝次郎

右之者共、去々辰年中会所焼失二付、為可奉報 御恩沢普請仕差上度旨願出候段、尤之事二付願之通申付候

右之通可申付候、以上

同年午五月十五日

町奉行

検断

町年寄 中

〔67〕

一、金貳百疋

右之者共、去秋凶作二付施米并下ケ米等之義、全心配夫々二取斗、町内取ノ筋行届骨折太儀之事二候、依之為御褒美金貳百疋宛検断三人江被成下候

〔後筆〕
「同年」午八月

〔68〕

一、卷上下沓具被下候

川又彦左衛門

右之者去作柄町内及飢候体之者施米之義申付候所、吞込能夫々二取斗、白米九俵貳斗三升八合致施米候段、尤之事二付、依之為御褒美卷上下沓具被下候

〔後筆〕
「同年」四月

〔69〕

川又彦左衛門

一、夏袴地被下

其方儀、文化九申年中名代勤申付候以来、当年迄貳拾三ケ年相勤、尚又近年役人共新役二在之、別而骨折相勤候段大儀之事二候、依之為褒美夏袴地沓反被下候

天保五年午六月

追而心得等二付此処江記置申候

〔70〕

覚

松本三九郎

佐久間安次郎

鈴木弥市右衛門

松本慶助

早川奎之丞

春山新左衛門

但、御巡見 明王御祭礼之節可為是迄事

右之通御褒美被 仰付候

已十二月廿六日

〔朱書〕文化八末年四月中、持高三軒前諸役御免許被仰付候節

但、御巡見明王御祭礼之節者是迄之通可為事

〔朱書〕右御達相済居候二付、此度右之御沙汰者無之而可然所、商売ニ抱候諸運上御免許被仰付、但書之儀者以前之写差出候故、押移候義ニ有之候

右之通於御殿、大郡代荒木内匠様被仰渡候、御礼廻り之儀、御年寄中様不殘、御郡代町御奉行様江罷出候事

天保四巳年十二月廿六日

〔64〕

天保五年三月

一、米拾俵被下候

右者、実子八人養育二付被成下候

〔65〕

乍恐以書付奉願上候事

私養嫡彦四郎儀、兼而持病ニ癩積御座候故、折々寒症ニ而氣随相起申候、右等故、自身上より、辻茂家督仕候而茂御役儀相勤兼可申旨、右二付退嫡仕度達而願申聞候、無抛仕合ニ御座候得者、退嫡被仰付被成下度奉願候、依之忤篤弥義、嫡子ニ相立申度奉願候、右願之通被 仰付被成下候ハ、難有奉存候、以上

天保五年三月

御町御奉行様

御披露

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

川又彦左衛門

右養嫡彦四郎儀、兼々病身ニ付退嫡致度旨、当人願ニ付退嫡為致、忤篤弥嫡子ニ相立度旨、願之趣無余儀事ニ付、願之通彦四郎退嫡申付、篤弥儀嫡子ニ相立可申候

川又篤弥

兄彦四郎儀、病身ニ付退嫡願ニ付、其方嫡子ニ相立度旨、親彦左衛門願ニ付申付候、尤帶刀之儀、是迄之通可相心得候、且又篤弥跡式之儀者追而可申付候

右之通可申達候、以上

同年三月廿一日

町奉行

検断

町年寄 中

篤弥江被仰付之内、帶刀是迄之通可相心得与有之候ニ付、郷土格並被仰付上者、高足并平日帶刀為仕候而不苦義与相心得申候所、是迄之通与被仰付候義、迷惑仕候旨申上候得者、已前彦左衛門嫡子ニ相成候節之扣を以申達候故、間違ニ有之候、右申聞候通り相心得宜敷旨御口達有之候

一、養嫡彦四郎儀退嫡仕、実子篤弥嫡子ニ仕候ニ付、篤弥江是迄被仰付置候通、彦四郎江被仰付被成下度旨、演說書を以相願候所、御奉行所ニ而者可然与思召御取請ニ相成候所、御年寄中様惣御評議ニ而、退嫡申付候者江褒美二者申付兼候、已前致上金茂格別之詔を以申付候義ニ付、篤弥忤とか又者此度弟之内江可申付旨御内意有之所、彦四郎江不被仰付二男之内江被仰付御座候而者、同人之手前も氣之毒仕候間、追而申上候様仕度相答候ニ付、追而可申付旨被仰付候事

〔66〕

口上之覚

私共代々奉蒙 御恩沢罷在難有仕合ニ奉存候、然ル所去々辰年中御会所御焼失ニ付、為可奉報

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

御恩沢、右御普請別紙一同仕上差上申度奉存候、不苦御儀ニ御座候ハ、願之通被仰付被成下候様奉願候

右願同月被仰付候

御披露

(60)

口上之覚

当年非常之年柄ニ相成候ニ付、御領中為御救、御用金五拾兩奉蒙 仰、冥加至極難有奉存上納仕候、右ニ付別紙取調書之通是迄追々才覚仕指上置候金子御証文三通、并御本陣掛諸入用^(ママ)高御積金構御割返シ金、潤用講中り金、右を都合仕金貳千五百貳拾兩壹分三朱余、誠ニ以聊之金子二者御座候得共、乍恐上金仕度奉存候、御指支茂無御座御儀ニ御座候ハ、被 仰付被成下候様奉願候、指付奉願候段恐入奉存ニ付、右之段御伺申上候、以上

已十二月

御町御役所

川又彦左衛門

覚

一、金八百兩

御証文壹通

一、同貳百貳拾五兩

同壹通

一、同百貳拾七兩貳分

同壹通

一、錢四百三拾四貫八百九拾六文

御裏判手形七枚

金壹分ニ付錢壹貫六百文切

金ニ^ハ六拾七兩三分三朱ト九拾六文

右者、親代文化五辰年・同六巳年、御料御代官御手代其外御本陣客被仰付、御入目手

形^ハ高

一、金貳百五拾兩

御積金構御割返し御下ケ金^(ママ)

一、金千兩

潤用講中り金

一、金五拾兩

此度献金

^ハ 金貳千五百貳拾兩壹分三朱錢九拾六文

右之通御座候、以上

已十二月

川又彦左衛門

(61)

御米方同道

其方儀、是迄追々指出置候証文金并本陣掛諸入用金、外ニ積金構割返シ金潤用構中り金、此度御用才覚金五拾兩繼金致、都合金貳千五百貳拾兩余令上金度之段、願之趣可差上候、莫太之金子指上候儀奇特之事ニ付、達

御聴被成 御満足候、依之容易ニ難被仰付候得共、御紋附卷上下被成下、代々郷士格並、高足 御免被仰付、猶又御褒美別紙を以申付候条、難有奉存、此上御勝手御用向出精可相勤候

(62)

(貼紙)

覚

一、金三分老朱ト錢四百拾四文

御紋付御上下壹具、仕立賃共ニ

右者拝領仕候御上下代料ニ而慥ニ受取申所実正也

天保六未年正月

川又彦左衛門

高橋藤庫殿

右之通、未正月廿日受取

(63)

^(朱書)「御会府之儀者は迄 御免ニ御座候旨申上候ニ付御除被仰付候事」

川又彦左衛門

一、郷士格並被 仰付候ニ付、御合印御免之事

但、勤筋是迄之通之事

一、質株免許札壹枚被成下候

一、商売ニ抱候諸運上都而免許

〔後筆〕
「文政七申」

申四月八日

(52)

一、大刀・刀・茶道具・木石・書画之類、何品ニ而茂古ク持伝候品所持之者在之候ハ、取調差出様御達ニ付、左之通申出候

口上之覚

一、香炉 壺ツ

右者、蒲生源左衛門様方拝領仕候旨ニ而持伝罷在申候ニ付、右書上申候、猶又私居屋敷之内ニ、右源左衛門様方御直ニ拝領仕候地面御座候旨申伝ニ付、是又申上候、以上

文政八

酉二月

御町御役所

川又彦左衛門

(53)

舟田五郎次郎

川又彦左衛門

大田与三兵衛

一、御城下町分野火消用掛被 仰付候

文政七申年十二月

(54)

文政八酉年十月

一、金式百疋被成下候

右者、赤子養育備金掛出精ニ付被下候

但、大田与三兵衛、春山六郎左衛門、是又一同被成下候

(55)

同九戌年三月

一、〔兜襦〕外呂綿羽織地氈反被下候

右者、実子五人養育ニ付被成下候

(56)

川又彦左衛門

一、御勝手方御内用向、近年別而骨折御用弁宜敷候ニ付、為御褒美棧留裏附袴氈具被下候

文政十亥年十二月廿六日、御会所於中之間ニ而町御奉行所被 仰渡候

(57)

文政十一子年三月

一、卷上下氈具被下候

右、実子六人養育ニ付被成下候

(58)

文政十二丑年四月

一、米七俵被下候

右、実子七人養育ニ付被成下候

(59)

乍恐以書付奉願上候事

一、私養嫡彦四郎儀、来正月元日、乍恐

御目見為仕度奉願候、右願之通被 仰付被成下候ハ、難有奉存候、以上

文政十二丑年十二月

川又彦左衛門

御町御奉行様

一、私儀数代奉蒙 御厚恩、段々御取立被成下、其上去ル午年中 御勝手方御内御用掛被 仰付、検断元席帟席、惣而隠居以前之通被 仰付被成下冥加至極難有相勤罷在申候所、老年二罷成歩行等茂不自由二罷成迷惑至極仕候間、何卒以御憐愍御内御用掛 御免被 仰付被成下候様奉願上候、右之願之通被 仰付被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

文政七申年二月

川又八郎兵衛

御町御奉行様

御披露

(49)

舟田五郎次郎
川又彦左衛門
太田与三兵衛
春山六郎左衛門
其方共、赤子養育金并町内救備金用掛り申付候、取斗筋之義ハ追々相伺入念可相勤候

川又彦左衛門

塩役錢之儀、去ル午年古來之通り申付置候処、此度存寄在之候間、改而役錢取立方左之通申付候

一、塩老駄二付 役錢銀貳分

一、通荷老駄二付 右同断

右之通申付候間、問屋取斗方之義ハ是迄之通相心得万事心ヲ用入念可相勤候

文政七年申三月十八日

右之通町御奉行赤松四郎五郎様於御宅被仰渡候、大見谷谷様御出座、出席菅野祐七・舟田五郎次郎・三本木与惣兵衛、御礼廻り左之通大郡代小野寺舍人様・町両御奉行其外例通罷出候

(50)

口上之覚

私儀、検断役御本陣塩問屋其外加役共二数代奉蒙 御取立難有相勤罷在申候処、此度不寄存奉蒙 思召、塩御役錢老駄二付銀貳分宛取立候様改被 仰付、重々難有奉存候、依之町内赤子養育御備金端二も可相成候ハ、為 御国恩金百両献金仕度奉願候、右願之通被仰付被成下候者、難有奉存候、以上

申三月十九日

川又彦左衛門

御町御役所

(51)

其方儀、御勝手方御内用達申付、惣而隠居以前之通申付置候所、老年二相成歩行等不自由二付、御内用達奉蒙 御免度願之趣、令承知候、老体無余儀事二付、御内用達首尾能指免隠居申付、是迄御用向無滞相勤候訳ヲ以、紬羽織地一反被成下候

川又彦左衛門

忤 彦四郎

彦左衛門儀、御勝手方御内用達申付候、出精可相勤候、尤多勤二相成候二付、忤彦四郎江御内用達名代勤申付、在出之節帶刀御免申付候

川又彦左衛門

其方儀、検断役本陣塩問屋并加役共二数代相勤罷在候処、此度塩役錢老駄二付銀貳分ツ、取立候様改而申付候二付、奉報

御国恩度存念二而、町内赤子養育金之端二茂相成候ハ、金百両指上度願之趣尤之事候、願之通可令上金候、依之申付方も有之候得共、此度者不及其沙汰候、此上家業出精可致候但シ、親八郎兵衛拝領之 御紋附 御上下着用 御免申付候

右之通、町御奉行大見谷谷様於御宅、赤松四郎五郎様御出席、其外菅野祐七・橋本伝兵衛・橋本孫十郎出席被仰渡候

御礼廻り大郡代小野寺舍人様、郡代三軒、両御奉行所、其外例之通御米方三軒江参、為風張参り申候

戊十月廿七日

御町御役所

川又孫左衛門

口上之覺

私儀、此度検断役并持高免許、親代之通家督被 仰付候間、御届申上候、以上

十月

八右衛門事改 川又孫左衛門 無印

此書付郷村御郡代所江相届ル、宛書無之

口上之覺

私印形 ㊦

右之通此度相改申候間、御届申上候、以上

戊十月廿七日

八右衛門事改

川又孫左衛門 無印

此書付東西御收納御役所江相届ル、宛書無之

戊十月廿七日改

印鑑 ㊦ 八右衛門事改 川又孫左衛門

此切紙二而御米方江指出ス

(見開き一頁白紙)

(47)

其方儀、隠居之乍身分存寄在之候ニ付、御勝手方御内用達申付候、依之検断元席江帰席、

平日帯刀勝手次第

御目見等之儀茂惣而隠居以前之通相心得出情可相勤候

川又八郎兵衛

但、検断役筋ニ相抱候儀者不及相勤候、席ニ付候儀者同席一同ニ相心得可申候

文政五壬午年

五月十日

右之通、於御会所ニ町御奉行赤松四郎五郎様被 仰渡候、出席菅野祐七、舟田五郎治郎、太田与惣兵衛、罷出候

御礼廻り御年寄中様廻勤、町御奉行所へ罷出候

但江戸留守之方へハ罷出

御郡代并黒岡七九郎様御米方三人、為風聴罷出候

口上之覺

私儀、去ル文化九申年八月中、親川又八郎兵衛嫡子ニ被 仰付候ニ付、其節私跡式之儀、忤篤弥江可被 仰付候所、若年ニ付追而拾五歳ニ罷成候ハ、申上候様被 仰付置難有奉存候、然ル所忤篤弥当申年拾五歳ニ相成候間、右之段御披露申上候、以上

申正月十六日

(後筆) 一文政七申也

川又彦左衛門

御町御役所

右披露、舟田五郎次郎取次を以指出之

川又篤弥

其方儀、父之通 御目見被 仰付候、尤席之儀者代々町役人嫡子次席申付候、在出之節帯刀 御免、父江被成下候絹羽織着用 御免申付候

同二月八日

右之通於会所町御奉行大見谷谷様被仰渡候、尤出席菅野祐七・橋本伝兵衛・橋本三右衛門罷出候、御礼廻り 御年寄中様廻勤、町御奉行所町年寄同道罷出候

(48)

乍恐以書付奉願上候事

右之通、以手扣町御掛御郡代市来三平様江御伺申上候所、此後御借引無之、免許有之節者、免状江苗字書入候事ニ候間、此度米割江茂以来苗字書入候様、其筋江申達候間、手扣相返候旨、町御掛御郡代富岡六郎次郎様御口述被仰付候、閏十一月廿六日

(45)

川又八郎兵衛

其方儀、去月十五日湯治帰之節、於荒町富岡六郎治郎通り違候節、駕籠ニ乗罷通り、六郎治郎与見請駕籠為卸、立戻及挨拶候得共、御城下内格式屋敷前乗通シ候心得相尋候所、不相湯ニ而持病之積氣差発歩行難相成、無抛二本松表方あをり駕籠相雇罷帰候旨、尤駕籠等之儀者兼而不相成儀相心得罷在、遠慮可仕筋ニ有之所、右之仕合、無抛荒町入口迄駕籠ニ而罷越候段申聞候所、病氣無抛筋とハ乍申、聊茂歩行難相成候ハ、取斗方も可有之所、其心付茂無之役儀相務候上ハ、右体心得違之者茂有之候ハ、可相制身分ニ而、御城下之憚茂無之重々不届至極ニ候、依之役儀取揚之上可及手当之所、是迄段々切作茂有之候ニ付、格別之用捨ヲ以戸ノ申付者也

右之通可被申渡候、以上

文化十一戊年

四月廿一日

小野寺舍人

町掛郡代中

川又八郎兵衛

湯治於出先、身分不相応之取斗茂有之哉ニ兼而相聞候、依之以来湯治遠慮可致候、以上

同四月十一日

町掛り郡代共

川崎喜野右衛門殿

川又八郎兵衛

(於スケカ)

其方儀湯治先、身分不相応之儀も在之哉ニ兼而相聞候旨ニ付、以来湯治出可致遠慮旨、当春中沙汰ニおよひ候上ハ、万端相慎候心得茂可有之儀ニ候所、当十月中妻子湯治ニ指出候趣相聞候、自己之上ニハ無之家内之儀と乍申、既ニ当春中不調法之儀有之手当之及沙汰候後、昨今之儀と申、殊ニ其身湯治出指留置候訳茂在之上ハ、

上ヲ憚妻子ニ病氣養療無抛訳有之候ハ、御内意相心得候共取斗方心得可在之儀ニ候所、必竟慎薄、遠慮之筋をも不顧段者、役辺を蔑ニ心得候始末、町内長を茂相勤候役柄不相応之儀、不束至極之事ニ候、依之役儀取揚ケ隠居申付候

同十月廿一日

川又八右衛門

其方親八郎兵衛心得違有之、跡目之儀ニ付存寄茂在之候得共、先代方代々切作茂在之家筋ニ付、家督無異申付候、検断并本陣役持高作得諸役免許金包役塩問屋他方者抱世話救方爲火消世話役支配惣町妊身改共、親代之通申付候、且又親八郎兵衛代格別之訳ヲ以、本陣役相勤候中平日帯刀御免申付置候所、向後平日帯刀之儀者無用可致候、乍去本陣役ニ拘御止宿之御方等在之罷出候儀在之節ハ、帯刀可致候、右之通跡目結構申付候上ハ難有奉存、未

同十月廿一日

(46)

口上之覚

私儀、此度孫左衛門与改名仕候間、御披露申上候、以上

戌十月

八右衛門事改 川又孫左衛門

御町御役所

口上之覚

私印形 ㊥

右之通此度相改申候間、御披露申上候、以上

奉存候、以上

文化九申年七月

川又八郎兵衛

御町御掛り

御郡代様

御披露

(41)

乍恐以書付奉願上候事

私兄彦四郎儀、死去仕候ニ付、嫡子ニ相立申度段、親八郎兵衛奉願候ニ付、私跡式忤徳弥江相讓申度奉願上候、尤親八郎兵衛奉願上候通、嫡子ニ被 仰付被成下候様奉願上候、右願之通被 仰付被成下候者難有奉存候、以上

文化九申年七月

川又八右衛門

御町御掛り

御郡代様

御披露

(42)

忤彦四郎令病死候ニ付、二男八右衛門嫡子ニ罷立、彦四郎忤太吉儀、八右衛門嫡子ニ仕度旨、願之通申付候

川又八郎兵衛

川又八右衛門

兄彦四郎令病死候ニ付、其方儀嫡子ニ相立度旨、親八郎兵衛願ニ付、其方跡式忤徳弥江相讓、親願之通嫡子ニ相成度旨、願之通申付候、尤在出之節帶刀之義ハ是迄之通ニ可相心得候、且又其方跡式忤江相讓候上者、去春中其方江被仰付候通、可申付候所、忤若年ニ付追而可被仰付候、依之忤十五歳ニ相成候ハ、可申出候、名字之儀者此度方御免被成候

川又八郎兵衛

同 八右衛門

八郎兵衛多勤ニ付本務加役共ニ八右衛門江名代勤申付候、万事心を用ひ役筋見習末々御用ニも相立候様可致候

右之通於会所被仰渡候、御礼之儀ハ小野寺舎人様、町掛り御郡代不破近内様、右御両所江罷出候

文化九申年八月六日

(43)

一、文化八末年四月中諸役免許被仰付候ニ付、伺左之通

御年貢并諸人足諸貫番役其外共ニ免許被 仰付候所、私代斗ニ可有御座候哉、如何相心得可罷在旨、御伺申上候所、不殘代々免許ニ候旨、御口述被仰付候事

(44)

〔後筆〕
「文化十四年閏十一月」

手控

一、此度御米割江私苗字御除被成下候所、何卒苗字御書入被成下候様被 仰付被下候ハ、難有奉存候

右之訳者、寛政四子年十一月私儀作得被 仰付候所、御免状江苗字無御座候ニ付申上候者、橋本孫十郎新開給地式拾石被成下候所、苗字御認被下候、渡辺甚内持高免許被成下候、是又苗字御認被下候、右之通御座候間、私儀茂苗字御認被下候様仕度段申上候所、其節御達御座候者、孫十郎儀者新開給地被成下候訳故苗字相認候、甚内儀も持高免許被 仰付候故是又苗字相認候、作得并栗原新田給地ニ而ハ苗字相除候旨御達ニ御座候、右之通御達御座候所、文化八未年中、私儀茂持高免許被 仰付難有奉存候、右ニ付御免状江茂私苗字御書入被成下候儀与奉存罷在申候所、其年方御借引ニ付、御免状江者名面等茂御除ニ相成申候
右之通訳ニ御座候間、此度御米割江茂、私苗字御書入被成下候様仕度奉願候
右之段恐入奉存候得共、御内々申上候、以上

閏十一月廿五日

川又八郎兵衛

一、九人式分九厘九毛 此内、式人 人頭

五人式分九厘九毛 金納

式人 与内

文化九申年出人高左之通

一、九人式分四厘三毛 此内、老人 人頭

五人式分四厘^{ママ}三毛 金納

三人 与内

右之通、人高五厘六毛相減、割頭宗方源之丞方廻文参申候

右ニ付、地方役弥五右衛門方月番江窺申聞候間、左之通不破近内様御窺申上候、左之通

覚

一、本高拾石九升壹合三勺八才貳毛

内三石三斗六升三合七勺九才四毛 檢断役相勤候ニ付引

三石三斗六升三合七勺九才四毛 本陣相勤候ニ付引

残り三石三斗六升三合七勺九才四毛 町並之通割出シ申候

右之通ニ御座候

一、拾石九升壹合三勺八才貳毛 御免許ニ而此度御引高

内三石三斗六升三合七勺九才四毛 是迄差出候分引

差引テ六石七斗貳升七合五勺八才八毛

右高出人分、川又八郎兵衛方へ相渡候而可然候哉、増子弥五右衛門、月番江伺申聞候

右之通御任申上候、申ノ正月廿日於会所申上候处、追而御指図可被遊候由、御挨拶御

座候

文化九申正月出人貫割左之通

一、錢貳百六貫七百五拾文

内拾三貫七百廿六文 去末年殘錢増子弥五右衛門預り引

右者

本高八百四拾石八斗五升五合八勺七才壹毛割

老石ニ付貳百三拾文

老軒前七百七拾三文六分七リ

但シ七百七拾四文ツ、取立

分名ヲ預リ 貫帳面写置申候

一、川又八郎兵衛持高免許ニ付、出人高内錢取之儀窺候处、差図左之通

一、六石七斗貳升七合五勺八才八毛

右之殘高分、川又八郎兵衛方へ相渡シ可申哉、町掛り御郡代不破近内様へ相伺候处、右高之儀者免許被 仰付候而、御領内方引ケ申候高二候得共、八郎兵衛切作を以町内へ合力ニ茂相成候訳ニ候間、左様可致旨正月廿二日川崎喜野右衛門ヲ以被 仰付候事、町役所大帳へ記置候、尤地方役弥五右衛門方へも申達候

文化九申年正月廿三日

當時町内合力分、老貫五百四拾八文ニ御座候

(39)

口上之覚

一、荒町抱屋敷 式軒

一、株高八拾貳石 酒箒

一、質株札 老枚

右之通、忤彦四郎所持罷在申候处、死去仕候ニ付、忤八右衛門名面仕候、右之段御披露申上候、以上

申四月

川又八郎兵衛

御町御役所

(40)

乍恐以書付奉願上候事

私儀年来ニ茂罷成候所、忤彦四郎病死仕候ニ付、一男八右衛門嫡子ニ相立申度奉願上候、
(朱書)
「尤彦四郎忤太吉儀八右衛門嫡子ニ相立申度奉願候」右願之通被 仰付被成下候者難有

右之者、奉報

阿蘇茂兵衛

御国恩度兼々相心掛申候金子五拾兩并去々巳年中為御用差上置候金子五拾兩、都合百兩、且又養父代為御褒美被成下候給地四石永々頂戴罷在候儀、恐入奉存候二付、此度差上度旨、伺之趣令承知、右金子差上候儀者尤之事二候得共、給地之儀者養父江被成下候御褒美之廉二候得者、容易二者難被 仰付筋二候得共、御時節柄ヲ深く奉恐察差上度旨願之趣奇特之事二付、両様共二願之通差上可申候、依之為御褒美、御紋付御上下被成下、御目見席代々町役人嫡子次席申付、在出之節帶刀絹布着用 御免申付候間、難有奉存家業精出シ可申候 右之通御褒美申付候間、夫々ニ可被申渡候、以上

四月

田部井一八

秋田 勘解由

郡代中

町奉行中

(35)

阿蘇茂兵衛

川又八右衛門

右兩人此度町役人嫡子次席申付候所、茂兵衛・八右衛門与申順ニ可相心得候、二代目方先輩次第与可相心得候

右之趣、町役所ニ而茂相心得、当人共心得可被申付候、以上

四月廿八日

文化八末年

右之通於会所被 仰付候

町御奉行不破近内様被 仰渡候

川崎喜野右衛門、舟田五郎次郎罷出候

(36)

拝借仕金子之事

合金三拾兩者 文字金也

右者

御本陣御修覆諸品之外不申立自力ヲ以御修覆仕候二付、御修覆中御用御預り金之内、無利足ニ而当年方酉年迄拾五ヶ年之内拝借仕候所実正ニ御座候、上納之儀者年限相立候後、無滯上納可仕候、為後証仍如件

文化八末年五月

川又八郎兵衛

野口理兵衛殿

但シ、釘鉄物并諸材木木羽割物板柱土台木羽留棟木其外諸色木品者被成下候事はハ証文末書ニいたし上置申候

(37)

拝借仕金子之事

合金四拾兩者 文字金也

右者、御用御預金之内拝借仕候所実正ニ御座候、但シ元金貳拾五兩ニ付壹ヶ月壹分宛利足を加、来申十月中元利無滯上納可仕候、右万一不時御入用之儀茂御座候ハ、被仰付次第無滯上納可仕候、為後証仍如件

文化八末年五月

川又八郎兵衛

野口理兵衛殿

此金四拾兩、未九月朔日塩屋茂兵衛ヲ以、元利共ニ野口理兵衛殿へ上納仕相済申候、此利壹兩貳分ト六百六拾六文差上証文取戻シ申候

(38)

一、本高并諸役 免許被 仰付候二付、三春町出人割之儀、御郡代不破近内様江申上候処、御免状相渡候節、其筋へ御達被仰下候由にて割頭方へ被 仰付、三春町出人高相減申候 文化八末年 出人高左之通

御覽申候

尤文化二丑年願共二入御覽申候

右之外二文化二丑正月御役御免之願上候処、御戻二被成候願書之扣、入御覽申候

(33)

口上之覺

一、私儀数代検断役御本陣御金包塩間屋共二被 仰付、其外加役被 仰付候所、奉蒙

御厚恩代々相勤罷在、重々難有仕合奉存候、依而去々巳年十月、

御公務御備金御用金被 仰付候砌、差上置候金八拾両江、此度金百貳拾両繼金仕、都合金

貳百両為冥加献金仕度奉存候、尤繼金之内二男八右衛門幼年之砌方相心掛置候金子相結、

為冥加差上申度志願二御座候、聊之金高二御座候得共、父子方乍恐献金仕度奉願上候

一、御本陣御修覆之儀、当末年方酉年迄拾五ヶ年之内御修覆之儀、諸色私引請見苦敷無御座

候様平日相心懸、御用筋相勤申度奉存候二付、御時節柄二者御座候得共、右年限中無

利足金三拾両拝借被 仰付被成下候様奉願上候、猶亦御修覆入用之釘鉄物并諸材木木羽割

物板柱土台木羽留并棟木等其外諸色木品被成候様奉願上候、尤御修覆手伝人足等入用次第

御渡可被下候様是又奉願上候

右之趣御願申上度奉存候所、差付奉願上候儀恐入奉存候二付、御伺可被下候奉願候、以
上

未四月廿四日

文化八末年

四月廿四日

川又八郎兵衛

川崎喜野右衛門殿

(34)

文化八末年四月廿八日御用被 仰渡左之通

川又八郎兵衛

右之者、安永九子年以来他方者抱世話方当年迄三拾式ヶ年令出精世話行届、此節二至抱高

七百七拾人余之内、六百貳拾人余御所者二相成、百五拾人余ハ店借等二差置、町内之助二
茂相成候趣、数年来之丹誠拔群之切作二付、容易難申付筋二候得共、格別之訳を以持高三
軒前拾石九升壹合三勺八才貳毛、寛政四子年以来作得申付置候所、此度右之高并諸役免許
申付候

但、御巡見

明王御祭礼之節ハ是迄之通可為事

右之通御褒美申付候間、此上精出相勤可申候

橋本三右衛門

右之者、他方者抱入世話方申付候以来令出精、年々人数茂相増、其上 御所者二相成候者
次第二相増、差引宜故之儀与尤之事二候、年来出精二付為御褒美、其身一代栗原新田之内
五石為給地被成下候

一、橋本大助・中町又治・荒町伊兵衛、他方者世話方行届二付、鳥目貳貫文宛被成下候事

川又八郎兵衛

右之者、本陣役十代相勤候二付、先達御賞誉在之候所、去ル丑年中本陣定式之修覆自分二
而取繕、不時之儀新規御取立之儀者其時々可申立旨願二付申付置候所、猶又此度拾五ヶ年
之内諸材木類品渡之外、入目自分二而引請可令修理旨、御時節柄ヲ奉恐察申出候趣、奇特
之事二付、願之通申付候、且又数代本陣役相勤、其上先年方修理之儀二付心付、追々申出
候二付、為御褒美本陣役相勤候内代々(給替)会府御免、平日帶刀 御免申付候
但、平日帶刀 御免申付候得共、時宜二方勝手次第可為事

川又八郎兵衛

右同人二男 川又八右衛門

右之者奉報

御国恩度志願二付、追々心掛置候金百貳拾両并去々巳年中為御用差出置候金子八拾両、都
合貳百両此度為冥加差上度旨、父子一同願之趣奇特之事二付、願之通金子可差上候、依之
為御褒美嫡子部屋住方絹布着用御免申付候、且又二男八右衛門儀、

御目見被 仰付、席之儀ハ代々町役人嫡子次席二被 仰付、在出之節帶刀 御免、絹羽織
地老反被成下着用 御免申付候、父子申合格別之存念二而致献金候二付、夫々二御褒美申
付候間、難有奉存家業精出可申候

候、尤木羽留むね少々之損シ者、私方ニて繕可仕候

但シ、屋根ふきかへむね并木羽留腐取替之儀者、御披露可申上候

一、畳之儀者へり損シ并縫糸切レ損等繕之儀ハ、私方ニて可仕候、尤壺畳式畳損シ御座候節者、私方ニ而表替可仕候

但シ、惣体表替之節者御披露可申上候

一、表門式ケ所并塀樞釘ぬけ損シ等御座候節者、私方ニて可仕候、尤壁之儀茂少々宛之損シ繕者私方ニ而繕可仕候

但シ、表門式ケ所并塀屋ね板むね樞り取替之儀者御披露可申上候、壁之儀ハ惣体ぬり替之節者御披露可申上候

一、障子并連子并ゆゑんぬき繕之儀者、私方ニ而可仕候

但シ、惣体張替之節者御披露可申上候

右之外者は迄之通と相心得罷在可申奉存候、尤公儀御役人并不時御用之節者、御見分ヲ以所々繕等之儀ハ是迄之通ニ被成下候様仕度奉存候、猶又私一代右之通手入仕度奉存候間、御窺申上候、以上

文化二丑年

九月

川又八郎兵衛

右之通川崎喜野右衛門殿ヲ以、浅井新三郎様江申上候処、御承知ニ御座候、以上

(32)

覚

一、田村様御代 町年寄役 川又美濃

但シ、先々之儀者相知兼申候

一、田丸様御代 検断役 川又孫左衛門

一、上杉様御代 右同断

一、蒲生様御代 右同断

但、拝料物等御座候

一、加藤様御代 右同断

一、松下様御代 右同断

一、御料之節 右同断

一、御当代 右同断

当時本役并加役左之通

安永五申年家督仕候

一、検断役

附札ニて町役人共古来より相勤候者名面町御奉行所より御尋ニ付享保七年寅八月

書上申候扣ニ御座候

一、御本陣

一、御金包

一、塩問屋

右代々相勤申候

安永九子年初リヨリ相勤申候

一、他所者町内借宅為仕賀姫養子為仕候世話方

右初リ之年より当年迄三拾式ケ年私相勤申候

天明三卯年

一、町内御取救方役

天明七未年

一、地方兼帯

但シ、検断共三人ニ而廻リニ相勤申候処、御免ニて本役之者被 仰付候、其節ハ私儀

兼帯相勤申候

天明八申年

一、御囲籾之方

文化元子年

一、飛火消世話方

右之通ニ御座候、以上

未三月

此書付、文化八未年三月十五日大御郡代田部井一八様江、春山六郎左衛門ヲ以御内々ニ入

候様二被 仰付候

文化二丑年

十月廿八日

(27)

川又八郎兵衛

一、其方儀、検断役申付已来令出精、当年迄三拾壹ヶ年無滞相勤、尚又近年ニ至候而者、同役不残新役之事ニ而、別而御用多之所、骨折相勤候段、太儀之至ニ候、依之為褒美袴地壹反被成下候、難在奉存、此上可令出精候
右之通可被申渡候、以上

文化三寅年

五月廿六日

浅井新三郎殿

竹川九郎右衛門

(28)

川又八郎兵衛

舟田次郎左衛門

橋本三右衛門

松本善四郎

三本木惣兵衛

一、天明八申年、重キ御主意ヲ以出生養育之儀被 仰出候処、当年之人別高被 仰出、年人別ニ引合候得者、九拾六人之増人ニ相見候、必竟役人共心得宜候て世話候故、増人ニ茂相成候義も尤之事ニ候、其方共儀者右被
仰出候前後之頃より年久敷相勤候者ニ付、為褒美金貳百疋宛被成下候、難在奉存此上令出精養育之筋可令世話候

文化三寅年

五月廿六日

(29)

川又八郎兵衛

一、倉谷又八跡屋敷、本陣添地相渡候
右之通可申渡候

文化三寅年

七月十一日

町奉行共

検断中

年寄中

右地面七拾貳坪六分相渡り申候、尤坪数手札、御作事掛り平田治右衛門持参致候、坪数ハ相改不申候、右之手札川崎喜野右衛門受取、川又八郎兵衛江相渡ス
一、倉谷又八殿差置候家戸立具疊共ニ、其俣ニて相渡り申候、御奉行所方御内意有之、金貳両也又八殿江遣シ申候

(30)

町役人共

一、去年中町役人とも売用ニて五日泊之届申聞、他出いたし度旨願申聞候所、五日泊之儀者難申付候、乍去番頭手代等茂不召仕候義も難相成者茂可有之、左候へハ自身他出不致候者、用弁も不宜筋も在之義与、三夜泊申付候、右之趣可被相達候、以上

文化四卯年

四月廿六日

町奉行

川崎喜野右衛門殿

(31)

口上之覚

一、御本陣屋ね損等御座候者、指木羽仕、雨むり等無御座候様、節々繕之儀者私方ニ而可仕

申候所、右金之内五拾両者当二月迄置居御証文被下候

一、金六拾両

右者旧冬中金百五拾両被 仰付候処、奉蒙御厚恩候私儀御座候間、相勤申度奉存候得共、御当町ニ而金子一向ニ出来不申候間、仁井町江飛脚指遣候得共、是以御領主様御用被仰付罷在候仕合ニ而金子相弁不申候、尤右御用掛り被 仰付候節心得申候間、二本松御領本宮浦井宇伝様方江罷越相願候者、金子入用之節用達呉候様ニ相頼申処、是又御領主様御用相勤罷有候故、金子繰合仕兼候間、御用達兼候旨、断ニ御座候、猶又築館菅野新左衛門方江茂申請候得共、是又相弁不申旨断ニ御座候

右之通御他方金才覚可仕手立茂無御座候処、旧冬別段被 仰付茂御座候ニ付、近親之者共方三両四両宛借用仕、尚又塩増貸方取立等取集、漸々金子六拾両追々ニ指上申候仕合御座候、尤是迄借用仕候金主共方も、諸色不景氣故金子相弁不申断ニ預り、難儀至極仕候、御勝手方御用掛り被 仰付候上者、金子借り出シ御用相達可申奉存候所、大キニ行違迷惑至極仕候、此後御金御用被 仰付候而茂、金子指出可申手立茂無御座候、難儀至極仕候間、御免被成下候趣奉願上候、尤私儀兼而病身者ニ御座候而、度々引込罷在之處、両三ヶ年別而病身ニ罷成難儀至極仕候、尚又旧冬中方別而相勝不申、御役相勤兼候間、別紙御願申上候ニ付、何卒御聞済を以本役加役共ニ御免被成下候様奉願上候、以上

正月

右之趣其許様迄御内々申上候間、何分宜様被 仰上可被下候、頼入奉存候、以上

川崎喜野右衛門殿

川又八郎兵衛

(25)

川又八郎兵衛

一、右之者、去年中御勝手方御繰合御用申付、段々結構被 仰付候ニ付、幾重ニ茂御用向可令出精候処、自力薄、是迄茂他方金繰合候儀茂無之微力之身分ニ而、始終御用向相勤兼候ニ付、扶持方差上御繰廻し御用蒙 御免度旨、願之趣、無拋事ニ付、御繰廻御用、願之通差免候、因茲扶持方可差上候、然ル所其方儀、本陣役数代相務、追々御用向申付候段、難在奉存、

御入国ニ付少々之献金茂仕、奉報

御高恩度相心掛候処、任心底兼及延引ニ候ニ付、先達而御医師御下向之節御用向相勤候下ケ金并去年中為御用差出置候金子江差繼、都合金三百五拾両献金、尚又寸志之志願ニ候得共、其方勤役中本陣定式之修覆向一式年々以自力取締、不時之儀斗役所普請申立、御用向相勤度段願書差出度旨、伺之趣令承知候、願之趣尤之事ニ付、弥上金可仕候、依之為冥加献金仕候段、奇特之事ニ付、達

御聽、右為御褒美、先達而其方江被成下候御紋附御上下、忤孫左衛門江着用御免申付候、次男八右衛門儀、苗字并他方出之節刀 御免被成候、且又本陣年中修覆向之儀、定式之儀者自力ヲ以修理可致候、右普請場之儀者、公儀御用向等茂在之、不輕御用度茂在之事ニ付、容易難被成筋ニ候得とも、願之通申付候、右旁々奇特之事共ニ付、其方家ニて本陣相勤候内、塩運上永ク差免難在奉存、此上渡世向可令出精候

文化二丑年

五月廿二日

荒木外記

郡代中

町奉行中

(26)

川又八郎兵衛

松本善四郎

三本木惣兵衛

増子弥五右衛門

八幡町

荒町 小肝煎共

一、右両町窮町ニ付、丑年方寅年迄百五拾石宛御救高引被 仰付候、右御救金分配之儀者、春暮可被成下候

右御救金之儀者、取集次第役所へ相納、其後者八郎兵衛江相預置候間、貸廻し元利相納

御繰廻御用掛り共二、不残 御免被成下候様奉願上候、右願之通御聞済を以被 仰付被成下候者難有仕合奉存候、以上

文化二丑年正月

川又八郎兵衛

御町御奉行様

御披露

此書付、文化八未三月十五日大郡代田部井様へ入御覽申候
右之通奉願候ニ付取次差上申候、以上

丑正月十九日

月番 橋本伝兵衛 判

橋本孫十郎 判

川又孫左衛門

当春中退役之願申出ニ付、内々預り置候処、存寄在之候ニ付相戻候、右存寄之趣、小頭喜野右衛門ヲ以為内談候間、其段当人江可申達云々、右ニ付検断共添書共ニ相戻シ候
右之通申達候、以上

五月廿日

浅井新三郎

検断中

年寄中

(23)

演説手控

私儀不存寄去年中御勝手方御繰合御用被仰付 御紋付御上下御扶持方等迄被成下、重畳冥加至極難有仕合奉存候、然ル上者幾重ニ茂御用筋入精可仕筈之儀ニ御座候処、一体自力薄難相勤奉存、其上数年塩一式之商売ニ而外々渡世逆茂聊茂無御座候ニ付、是迄他方金繰等仕候儀無御座候得者、金主等之心当も無御座、旁々以微力之私始終御金御用向相勤兼、恐入奉存候ニ付、何とそ御繰合御用向御免被成下御扶持方共ニ差上申度奉存候、恐入奉存候

得共、無抛奉願上候条、御聞済被成下候ハ、難有仕合奉存候、然ル処私家之儀者 御本陣御役共ニ数代御憐愍ヲ以相勤候上、私儀数多之加役等迄被仰付、段々結構被召仕候段、冥加至極難有仕合ニ奉存候ニ付、 御入国之儀ニも被為遊御座候間、乍少々も献金仕奉報御高恩度内願ニて、去夏中より心配仕候得共、相及兼延引仕候得とも、寸志之願志、左ニ申上候、先達而御医師様御下り之節之御下ケ金并去年中差上置候金子へ指繼候而、都合三百五拾両之高ニおむすひ献金仕度志願ニ御さ候、外ニ寸志之御奉公ニ者御座候得共、御本陣向新規御建直シ、或者御立次等之儀ニ者相及兼候得共、屋ね壁畳障子堀等ニ至迄、年々繕等之儀者、私儀勤役中自分物入ニて仕差上申度奉存候、併 御本陣御用ひ之節御修覆之儀者 御上ニて被仰付被成下候様仕度奉存候、右ニ願之趣御取受、願之通被仰付被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、右体之願差付奉願候段、至極恐入奉存候ニ付、御内々思召之程宜御伺被下度何分宜奉頼候、以上

五月廿日

川又八郎兵衛

川崎喜野右衛門殿

(24)

前

口上之覚

一、金拾両

右者去ル卯年凶作之せつ御米引当ニ而金拾五両差上申候内、金五両分者米ニ而被成下、残

金御勘定無御座候

一、金四拾両

右者寛政四子年町内御取立為御用差上申候

一、錢五百七貫文余

右者去々亥年中川村泰順殿、村井東養殿逗留中、入目金子ニ仕候得者、八拾両余ニ罷成申候処、一向ニ御払無御座迷惑至極仕候

一、金五拾両

右者亥年中御月割金老々月五拾両宛兩度ニ金百両差上申候、米金ニ而十一月中御勘定相済

(19)

一、荒町妊身改役申付候

文化元子年

六月九日

川又彦四郎

(20)

一、其方儀此度町内火消人足趣法心付申出候ニ付、其旨取斗候様申付候処、支度向世話行届令見分候処、人別相揃、彼は骨折永久之備ニ相成、一段之儀満足之事ニ候、依之為褒美袖老反奉行共方差遣候

文化元子年

七月廿八日

川又八郎兵衛

(21)

一、御勝手向御用申付置候処、此度御目見被 仰付、於御殿 御紋付御上下被成下候

(貼紙)

町御奉行御出席 御郡代竹川五左衛門様被 仰渡候
文化元子年

十二月三十日

(22)

乍恐以書付奉願上候事

一、私儀数代御本陣并検断役御金包被 仰付難有相勤罷在申候所、祖父代借金高多罷成、

御役 御免之願指上候所、御本陣御建被指置候地面、私屋敷ニ付、享保十六亥年金貳拾両私子孫ニ迄御取立無之無利御拝借被 仰付難有取続相勤罷在申候所、又候亡父代借金高多罷成取続兼申候ニ付、御役 御免之願差上申候所、宝曆三亥年三人御扶持方被成下難有相勤罷在申候、又々借金高多く罷成、取続兼難儀至極仕候得共、度々御役 御免之願指上候儀、恐入奉存、安永五申年家財不残着類等迄茂相払、借金江差向候得共、借金高多御座候ニ付、残金之分年賦ニ相付、只今ニ相済罷在申候、尤塩商人江ハ塩荷物之庭銭口錢并右商人泊り候茶代を以、年賦ニ相済様相付、今以相済罷在申候、尤安永五申年、親孫左衛門死去仕、私儀検断并御本陣御金包御役共ニ父之通被 仰付難有相勤罷在申候、然ル所安永九子年、他所者召抱町内江借宅為仕候御用被 仰付、天明三卯年町内御取救方被 仰付相勤罷在申候所、天明六年右御取救之方出精仕候訳を以、為御褒美給地三石被成下難在奉存、相勤罷在申候、然ル所天明七未年地方兼帶役被 仰付、天明八申年御困米貸付御用掛り被 仰付ニ付、相勤罷在申候、然ル所寛政三亥年私儀数代御役相勤候訳を以、不存寄 御紋付御上下被成下冥加至極難有相勤罷在申候

一、寛政四子年、町内御取立為御用金四拾両永御貸上仕候訳を以、作得被 仰付、同年又候他方者召抱人数相増、町内之助ニ茂相成候訳を以、為御褒美給地五石被成下、重々難有仕合奉存相勤罷在申候

一、去子五月中御勝手方御繰廻御用被 仰付、三人御扶持方被成下、其上旧冬中者御紋付御上下頂戴仕、重々難有仕合奉存候、然ル所私儀、兼而病身者ニ御座候間、寛政三亥年中茂御役 御免之願差上申候所、養生相勤候様被 仰付候ニ付、押而相勤罷在候得共、今以病氣耽与不仕候ニ付、去年中茂御願申上、二本松江罷越療治仕、押而出勤仕候得共、両三年別而病身ニ而難儀仕罷在申候所、旧冬中方相勝不申候ニ付、御役相勤兼申候間、御慈悲を以御役 御免被成下候様奉願上候、尤御勝手方才覚金、旧冬中茂百五拾両被 仰付候所、重々奉蒙 御厚恩罷在候私儀御座候間、相成程者御用相勤申度相働候得共、才覚金出来兼、金六拾両差上申候、被 仰付候金高相違仕候段、恐入奉存候得共、此後才覚金被 仰付候而茂指上可申自力無御座、猶又病身ニ而相勤兼申候間、無扨奉願上候、何卒御慈悲を以御本陣并検断役・御金包・地方兼帶・他所者召抱・御取救方・御困糶貸付御用掛・御勝手方

一、檢断共辻平伏ニ罷出候ニ付、木戸外等江茂罷出居違儀被成兼候、宵ニ御供触御座候節者只今迄之通、其日御供触御ざ候節、田畑見分其外在辺等江茂他行難仕、輕キ者甚指支御座候、其日御触ニ而辻平伏ニ罷出不申節、御出後、追而右之段可申上候、此段何分ニも御了簡御指図被下候様仕度奉存候、以上

十一月

右者宝曆二年申十一月廿八日御月番石嶋勘左衛門殿江、檢断共舟田八左衛門御呼被仰渡候ハ、右之通御年寄中江申上候处、御承知ニ而相濟候間、左様可相心得、急ニ御出之節居違等有之候ハ、御出後ニ何方へ罷越候段可申上旨被為仰聞候

安永九子年九月廿九日

右之趣申上候所、即席御奉行所御記録御糺被成候所、右之通ニ而相濟候間、弥々左様可相心得候、尤居違等ニ不限御用ニ而罷出候由、且難罷出儀有之候ハ、平伏ニ罷出候ニ不及候間、何ニ御用とか為御用何方江罷出候とか仍而平伏ニ罷出候段、届申上候様被為仰聞事

右之通見当り候ニ付不順ニハ候得共写置

(16)

町檢断共

川又孫左衛門

橋本孫十郎

舟田次郎左衛門

一、去ル卯年凶作之砌方引続町内類焼、令難渋候所、万端分而御取扱蒙

御仁恵、弥増繁榮致候处、此度

上重キ御心悅被成御座ニ付、右御祝儀為冥加、俵数貳百五拾俵差上度旨、町内一統申出候趣、達 御聴候处、未町家困窮多時節被遊 御取請候所、

御心遣ニ被 思召候間、差留候様ニ御沙汰も有之候ニ付、其段申達差留候所、触之俵数之儀、町内之備ニも被相成儀、兼而差上度志願ニ付、乍恐町内之者再応願出候趣被成御承知、然ル上者、無

御心支右上ケ米可被成御取請旨被仰出候、町内一統申出候趣、幾許 御満悦被思召候、此

段町内へ可申達候、且又檢断共兼而存入能相勤候故、町内御取立之筋、近々 思召行届、其上此度上米心付、一統申出候段尤之事ニ候、依之御席之節御通掛 御目見被 仰付、麻上下老具宛被成下候

寛政三亥年

正月廿四日

見出候故年号不順ニ印

(17)

一、川又八郎兵衛次男八右衛門伊勢拔參帰届、川又八右衛門と書上申候处、役人共之ニ男三男名字書来哉と御奉行石嶋兵馬様方彦四郎へ御尋御座候ニ付、前々より書来申候旨申上候处、又々四月十四日人別之節、八郎兵衛御尋御座候ハ、八右衛門苗字之儀、彦四郎へ先取尋候处、苗字書来候旨申聞候处、弥々前々方書来候哉、尤御用番江書出候事ニ候間、相尋候旨御尋ニ付、八郎兵衛御答申上候者、役人共家内ニ罷在候内者ニ男三男ニ不限名字書来申候先例ニ御座候旨御答申上候

右ニ付、踊之節面付書上等見申候处、先々方書上来申候、然ル所質札申請候節者、苗字相除書上候儀も御ざ候、右ニ付川崎喜野右衛門殿ヲ以申上候ハ左之通

町役人共ニ男三男不限苗字之儀前々方書来申候間、其段御答申上候处、段々相糺見候得共、相除申上候儀も御座候而、区々ニ御座候处、此後共ニ前々之通相認申度申上候处、先刻八郎兵衛相尋候处、前々書来候旨申聞、令承知候間、此後間違無之様ニ相名乗候様可致旨、御奉行石嶋兵馬様桜田後藤左衛門様方蒙仰候

享和四子年 〔後筆〕
「文化元二二月より成」

四月十六日

(18)

一、其方儀、御勝手方御繰廻御用向申付候、依之三人扶持方被成下候

文化元子年

五月廿日

川又八郎兵衛

数代之勤功稀成事二付、達 御聴、為御褒美、
御紋付卷御上下被成下候

寛政三亥年

十二月廿六日

御奉行松原庄兵衛様被仰渡候

(10)

川又孫左衛門

一、其方儀町内取立為御用金四拾兩永ク御貸上ケニ致度段、奇特之事ニ而、御返済迄之内町
方三軒前高拾石九升壹合三勺八才式毛、作得申付候、其方儀者役儀をも相勤候処、右金子
指出御取立御用ニも相立様心掛候段、尤之事ニ候、依之紬羽織地沓反被成下候

寛政四子年

二月廿一日

(後筆)
「文化八未迄廿年二成」

町御奉行松原正兵衛様被仰渡候、以上

(11)

川又孫左衛門

芳賀善兵衛

一、其方共、安永九子年以来追々他方者抱候義申付候処、令出精、抱之内九拾五人者御所者
二相成、百式拾人者未店借等二相成居候得共、相応之渡世致商売耕作等相相働、家並諸貴
等も差出候事故、町内之助ニ茂相成候由、令承知候、式百人余召抱之段、拔群之切作ニ付、
為御褒美其身一代栗原新田之内給地五石宛被成下候、且又善兵衛儀者川崎要七申談、町内
取扱金相勤令調達、旁以奇特之事ニ付、麻卷上下沓具被下候、此上出精可相勤候

寛政四子年

三月三日

町奉行松原庄兵衛様被仰渡候

(12)

川又孫左衛門

芳賀善兵衛

一、其方共儀、他方者抱入世話方申付置候処、追々人数も相増、其上御所者ニ相成候者共も
次第ニ相増、差引宜敷と尤事ニ候、依之御吸物御酒被下候間、於会所可致頂戴候

寛政八辰年

四月廿六日

(13)

川又八郎兵衛

同 彦四郎

一、其方家代々役儀相勤格別之筋目者ニ在之候処、悴彦四郎年頃ニも相成、且又其方多勤ニ
罷在、旁之訳ヲ以、本勤加役共ニ彦四郎名代勤申付候、万事心を用、役筋見習、末々御用
ニも相立候様可致候

寛政十年年

四月六日

御奉行石嶋兵馬様御宅ニ而被仰渡候、以上

(14)

川又彦四郎

一、其方親八郎兵衛、多勤ニ付名代勤申付置候所、呑込能出精相勤候ニ付、在出之節役人並
帶刀 御免申付候

享和二戌年

二月十六日

御奉行石嶋兵馬様於御宅被仰渡候

(15)

(株消)
「安永九子年九月廿九日」

安永九子年

十月七日

(4)

川又孫左衛門

橋本孫十郎

一、右之者共去ル卯年以来町内取分令困窮候ニ付、取扱方申付候処、無間茂去春中大火ニ付増々難渋いたし渡世相成兼候者有之処、右兩人之者共相働、町役所預り金并御勝手方金子百両貸付、取救方申付候処、右百両之内四拾両請取、右ヲ以極窮之者共銘細ニ改、夫々手宛申付、其内ニハ当人江金子相渡候而も家作并兼候体之者ハ、兩人之者共普請ヲ世話いたし遣シ、格別之働ヲ以町内百七拾軒余家作令出来、家主有之分ハ面々渡世相成候程ニ家並相揃、兩人之者とも存入能相働候故之儀、奇特之事ニ付、達 御聴、其身一代栗原新田三石宛給地被成下候、難有奉存、此上町内取救方精出可相勤候

天明六年

十月十六日

(5)

川又孫左衛門

一、其方儀、町内一方被成時節柄ニも有之、其上地方之儀者不輕義ニ付、地方役兼帶申付候、^(不力)地方役申談可相勤候

天明七年

十二月廿一日

(6)

川又孫左衛門

船田新藏

一、町内是迄非常之困米無之候ニ付、当年方式拾ヶ年之内年々役所方米拾俵宛其方共江相渡置候間、借付取集之儀申談取斗候様可致候、尤貸付割合之儀者孫左衛門申聞候通ニ而宜候、

尤貯米之儀ニ有之候間、借付候節能々当人江申含置、上納相違無之様取斗可申候

天明八戌年

十二月

(7)

乍恐以書付奉願上事

一、私忝彦四郎儀、当夏

御參勤之節、乍恐

御目見為仕度奉願上候、右願之通被 仰付被下候ハ、難有奉存候、已上

寛政三年亥三月十二日

川又孫左衛門

御町御奉行様

御披露

(8)

川又孫左衛門

一、右忝彦四郎儀、当夏御參勤之節、御目見為仕度願候
右之通可申付候、以上

寛政三亥年

三月十七日

町奉行共

検断中

年寄

(9)

川又孫左衛門

一、其方儀先祖孫左衛門与申者、元和七酉年方町検断并本陣両役相勤、其方迄十代実子ニ而家相統致、代々両役儀無怠相勤、其上其方儀役筋存入宜、町内取扱万事御用向出精相勤候、

「川又家督記」 （川又家文書A-1-1）

※丸括弧で付したアラビア数字は、筆耕者が便宜的に付した記事No.である。

（表紙）

川又家督記

（1）

覚

検断役 初名彦四郎

川又孫左衛門

寛政九年巳十月改名 又 川又八郎兵衛

一、町内方恩田老軒前高三石三斗六升三合余

一、居屋敷老軒田地三軒前、老軒前諸役相勤不申候、老軒前御本陣御立被指置候ニ付諸役相勤不申候、老軒前伝馬米春小普請相勤申候

明和七年寅五月

一、亡父孫左衛門依願、御目見預被仰付候

享保十四年酉五月方

一、御金包役相勤候ニ付、判賃代被成下候

正徳三巳年

一、祖父孫左衛門代小袖拝領仕候、後々着候様被仰付候

元文三年午六月

一、江戸方御検使様御下向之節、祖父孫左衛門御用掛相勤候ニ付、絹羽織地式反被成下候

（2）

孫左衛門悴

川又彦四郎

右之者孫左衛門代り被申付度旨令承知候、町検断役并本陣金包役塩間屋共ニ申付候、親孫左衛門数年役義実体ニ出精相勤候訳ヲ以、孫左衛門江被成下候三人御扶持方、直ニ被成下候、年若之義ニ茂有之間、入念相勤候様可被申付候

安永五申年

八月廿三日

年寄共

町奉行中

右者村田岐殿・山舘又助殿御出座ニ而被仰付候

（3）

一、村田岐殿江、川崎良左衛門・舟田平次兵衛・川又孫左衛門・橋本三右衛門・橋本伝兵衛御呼被成被仰渡候趣

先達而他所者召抱借宅之儀ニ付内々役人共相談之上申聞候、猶又世話人之義相尋候所、各相談之上孫左衛門・三右衛門杯江被 仰付候而可然之旨之旨被申聞候、是者借宅等之儀新規之儀ニ付、各被申聞候趣尤事ニ付、御年寄中江役人共心付申候段書付共指出一覧入候处、御承知有之候、取斗等之儀者追而可申渡候得共、先ハ右之趣申達候間、左様可相心得候

右之世話人之義、孫左衛門・三右衛門兩人江申付候間、致出精取扱候様ニ被仰渡候

三春城下 中町
川又家文書目録 第1集

発行日 令和3年1月29日

発行 三春町歴史民俗資料館
福島大学人間発達文化学類日本史学研究室

編集 小松 賢司
(福島大学人間発達文化学類准教授)